

# 学 生 便 覧

2 0 2 6

(令和 8 年度入学者用)

この学生便覧は入学時にのみ配付される  
ので卒業まで大切に使うこと。

神 戸 大 学 法 学 部

## 令和8（2026）年度授業予定表

法 学 部

### 【前 期】

令和8年 (2026)	4月 1日(水)	—	前期開始
	2日(木)	—	入学式
	8日(水)	—	前期授業開始
	5月 7日(木)	—	火曜日の授業振替日
	8日(金)	—	水曜日の授業振替日
	6月 9日(火)	—	授業の予備日
	7月22日(水)	—	月曜日の授業振替日
	23日(木)	}—	定期試験・到達度確認期間
	8月 5日(水)		
	6日(木)	}—	前期授業終了 定期試験・到達度確認の予備日
	9月30日(水)		

### 【後 期】

令和9年 (2027)	10月 1日(木)	}—	後期開始 後期授業開始
	15日(木)		
	11月 6日(金)	—	火曜日の授業振替日
	12月 1日(火)	—	授業の予備日
	1月13日(水)	—	月曜日の授業振替日
	1月14日(木)	—	授業の予備日
	15日(金)	—	大学入学共通テストの準備（法学部専門科目， 全学共通科目ともに全日休講）
	18日(月)	—	附属中等教育学校入学試験（法学部専門科目は 授業実施，全学共通科目は休講）
	25日(月)	}—	定期試験・到達度確認期間
	2月 5日(金)		
9日(火)	}—	後期授業終了 定期試験・到達度確認の予備日	
3月25日(木)			—
31日(水)	—	後期終了	



## 目 次

法学部の学位授与方針等（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）	1
法学研究科・法学部組織図	2
教育基本法（抄）・学校教育法（抄）	3
<b>1. 教学規則等</b>	
神戸大学教学規則	5
神戸大学学位規程	31
神戸大学共通細則	40
神戸大学における大学院授業科目の先行履修に関する規程	44
神戸大学日本語等授業科目履修規則	46
神戸大学学生懲戒規則	47
国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程	50
<b>2. 全学共通授業科目履修規則等</b>	
神戸大学全学共通授業科目履修規則	57
教養教育院開講科目の追試験に関する内規	62
教養教育院開講科目の定期試験等における不正行為に関する申合せ	63
神戸大学高等教育推進機構教養教育院における成績評価基準に関する内規	65
協定等に基づき留学する学生の教養教育院開講科目の定期試験の取扱いに関する申合せ	67
学生からの成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ	67
<b>3. 学部規則等</b>	
神戸大学法学部規則	69
卒業要件単位に認められる他学部科目に関する細則	80
法経連携専門教育プログラムに関する申合せ	81
末延財団グローバル比較法プログラムに関する細則	83
神戸大学数理・データサイエンス・AI教育プログラム実施要領	84
神戸大学社会科学総合教育プログラム（3学部相互履修プログラム）について	86
法科大学院進学プログラム（法曹コース）に関する細則	87
大学院法学政治学専攻進学グローバル・プログラム（速成プログラム）に関する細則	91
外国人留学生のための日本語等授業科目の単位の取扱いに関する内規	93
履修科目登録の上限の特例に関する細則	94
成績評価基準等に関する細則	96
神戸大学法学部学生の成績評価不服申立に関する内規	97
追試験に関する内規	98
神戸大学法学部学生の試験等における不正行為に関する内規	99
早期卒業の認定の基準に関する細則	100
神戸大学他学部学生の法学部への転学部に関する内規	102
神戸大学法学部聴講生規程	103
神戸大学法学部科目等履修生規程	105
演習に関する申合せ	107
応用研究科目に関する申合せ	109
応用法律科目に関する申合せ	109
基礎科目に関する申合せ	110
外国書講読に関する申合せ	111
<b>4. 修学上の周知事項</b>	
授業時間及び授業時限について	113
試験について	114
試験における不正行為に対する措置について	114

交通機関の運休, 気象警報の発表, 避難指示・緊急安全確保の発令時における授業, 定期試験の休講措置について .....	115
「GPA」について .....	118
法学部専門科目における GPA の取扱いについて .....	122
科目ナンバリングについて .....	123
交換留学生制度 .....	124
<b>5. 学生の心得・奨学及び福利厚生</b>	
学生の心得 .....	127
就職に関する相談・情報収集について .....	133
奨学制度 .....	134
授業料免除（授業料減免） .....	135
心身の健康管理 .....	136
神戸大学学生健康診断規程 .....	137
<b>6. 規約等</b>	
神戸法学会規約 .....	139
<b>7. 付 録</b>	
沿革略史 .....	141
学部卒業生数 .....	145
一般社団法人凌霜会定款（抄） .....	146
法学研究科教員名簿 .....	148
六甲台第1キャンパス建物配置図・平面図 .....	151

## ○法学部の学位授与方針等

(ディプロマ・ポリシー, カリキュラム・ポリシー)

### I. 法学部

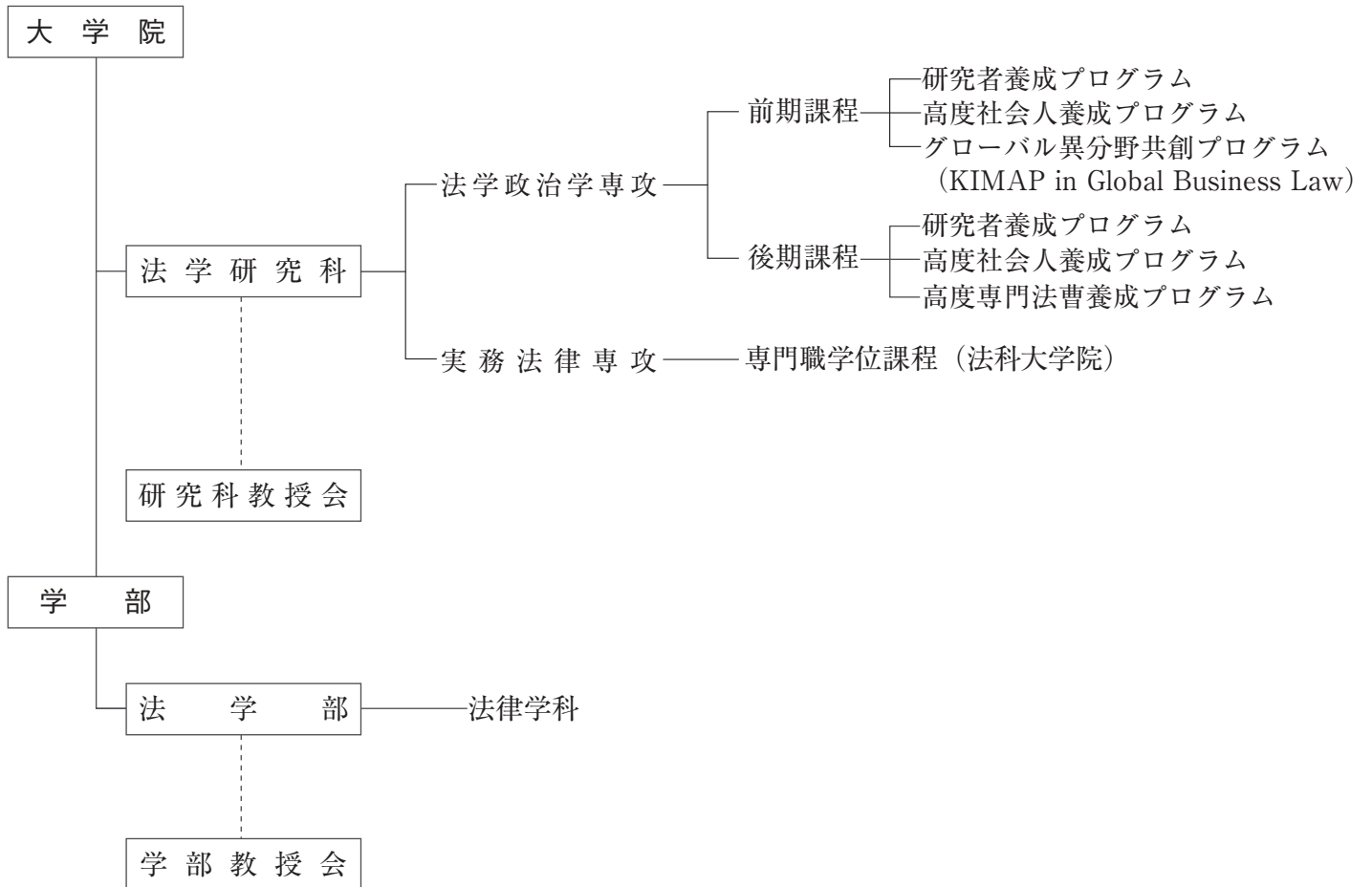
神戸大学法学部は、幅広い教養と法学・政治学的素養を備え、現代社会における専門的要請に対応し得る問題解決能力を身につけ、将来、法学・政治学の領域において活躍できる人材を育成することを目的としている。この教育の目的を達成するため本学部は、神戸大学が定める学位授与に関する方針に基づき、以下のように学士（法学）の学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定める。

1. 本学部は学修の目標を、神戸大学の学位授与に関する方針で定められた能力等に加え、以下の能力等を身につけることとする。
  - ・法学に関する幅広い知識とこれを基盤とした専門的能力
  - ・政治学に関する幅広い知識とこれを基盤とした専門的能力
  - ・多様な価値観を尊重し、法的・政治的領域の課題を適切に把握する能力
  - ・問題解決のために、幅広い思考により新たな発想を生み出す能力
2. 本学部は、学士（法学）の学位を授与するための卒業の要件を、本学の所定の期間在学し、学部規則に定められた単位を修得して、神戸大学及び本学部の定める学修の目標を達成することとする。

神戸大学のカリキュラム・ポリシーにもとづき、法学部は以下の方針に則りカリキュラムを編成する。

1. 幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、本学のすべての学生に共通する学修の目標を達成するため、教養科目を開設する。
2. 深い学識と高度な専門技能を培い、本学のすべての学生に共通する学修の目標および本学部が定める学修の目標を達成するため、専門科目を開設する。
  - ・法学に関する幅広い知識とこれを基盤とした専門的能力を身につけることができるよう、入門科目、基本法律科目 A、基本法律科目 B、展開・発展科目、基礎法科目、法社会学科目、国際法科目、演習科目、応用法律科目、共通科目を開設する。
  - ・政治学に関する幅広い知識とこれを基盤とした専門的能力を身につけることができるよう、入門科目、政治・国際関係論科目、演習科目、応用研究科目、共通科目を開設する。
  - ・多様な価値観を尊重し、法的・政治的領域の課題を適切に把握する能力を身につけることができるよう、基礎法科目、展開・発展科目、国際法科目、政治・国際関係論科目、外国書講読科目、共通科目を開設する。
  - ・問題解決のために、幅広い思考により新たな発想を生み出す能力を身につけることができるよう、基礎科目、演習科目、応用研究科目、応用法律科目、共通科目を開設する。
3. 授業は、講義、演習、実験、実習、実技のいずれか、又はこれらの併用により行う。
4. 成績評価は、筆記試験、レポート、参加度、発表内容等により、学修目標に即して多元的、包括的な方法で行う。

法学研究科・法学部組織図



# 教育基本法(抄)

(平成18年12月22日法律第120号)

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

## 第 1 章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第 1 条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第 2 条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

## 学 校 教 育 法 (抄)

(平成22年3月31日法律第26号)

第 83 条 (大学の目的) 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

第 99 条 (大学院の目的) 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。



## 1 . 教 学 規 則 等



# 神戸大学教学規則

[平成16年4月1日制定]

## 目次

### 第1章 総則（第1条－第9条）

### 第2章 学部

第1節 入学（第10条－第21条）

第2節 修業年限，教育課程，課程の履修等（第22条－第39条）

第3節 留学及び休学（第40条－第44条）

第4節 退学及び除籍（第45条－第47条）

第5節 卒業要件及び学士の学位（第48条・第49条）

第6節 授業料（第50条－第54条）

第7節 賞罰（第55条－第55条の2）

### 第3章 大学院

第1節 入学（第56条－第62条）

第2節 修業年限，教育方法，修了要件等（第63条－第71条）

第3節 準用規定（第72条－第77条）

### 第4章 学位プログラム（第77条の2）

### 第5章 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生， 専攻生及び外国人特別学生（第78条－第83条）

### 第6章 特別の課程（第83条の2）

### 第7章 授業料，入学料及び検定料の額（第84条・第84の2）

### 第8章 教育職員免許状（第85条）

## 附則

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この規則は，国立大学法人神戸大学学則（平成16年4月1日制定。以下「学則」という。）第29条の規定に基づき，学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

### （教育憲章）

第2条 本学の教育は，神戸大学教育憲章（平成14年5月16日制定）に則り，行うものとする。

### （学部）

第3条 本学の学部に置く学科は，次のとおりとする。

文 学 部 人文学科

国際人間科学部 グローバル文化学科，発達コミュニティ学科，環境共生学科，子ども教育学科

法 学 部 法律学科

経 済 学 部 経済学科

経 営 学 部 経営学科

理 学 部 数学科，物理学科，化学科，生物学科，惑星学科

医 学 部 医学科, 医療創成工学科, 保健学科  
 工 学 部 建築学科, 市民工学科, 電気電子工学科, 機械工学科, 応用化学科  
 システム情報学部 システム情報学科  
 農 学 部 食料環境システム学科, 資源生命科学科, 生命機能科学科  
 海洋政策科学部 海洋政策科学科

(大学院)

第 4 条 本学の大学院研究科に置く専攻及びその課程は、次の表に掲げるとおりとする。

研 究 科 名	専 攻 名	課程の別
人文学研究科	文化構造専攻, 社会動態専攻	博士課程
国際文化学 研 究 科	文化関連専攻, グローバル文化専攻	博士課程
人間発達環 境学 研 究 科	人間発達専攻, 人間環境学専攻	博士課程
法 学 研 究 科	法学政治学専攻	博士課程
	実務法律専攻	専門職学 位 課 程
経済学研究科	経済学専攻	博士課程
経営学研究科	経営学専攻	博士課程
	現代経営学専攻	専門職学 位 課 程
理 学 研 究 科	数学専攻, 物理学専攻, 化学専攻, 生物学専攻, 惑星学専攻	博士課程
医 学 系 研 究 科	医科学専攻	博士課程
	先進生命医科学系専攻	博士課程
	医療創成工学専攻	博士課程
	健康科学専攻	博士課程
	未来社会医学専攻	博士課程
工 学 研 究 科	建築学専攻, 市民工学専攻, 電気電子工学専攻, 機械工学専攻, 応用化学専攻	博士課程
システム情 報 学 研 究 科	システム情報学専攻	博士課程
農 学 研 究 科	食料共生システム学専攻, 資源生命科学専攻, 生命機能科学専攻	博士課程
海事科学研究科	海事科学専攻	博士課程
国際協力研究科	国際開発政策専攻, 国際協力政策専攻, 地域協力政策専攻	博士課程
科学技術イノ ベーション 研 究 科	科学技術イノベーション専攻	博士課程

2 人文学研究科, 国際文化学研究科, 人間発達環境学研究科, 法学研究科, 経済学研究科, 経営学研究科, 理学研究科, 医学系研究科 (医科学専攻を除く。), 工学研究科, システム情報学研究科,

農学研究科，海事科学研究科，国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程は，これを前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し，前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。

- 3 法学研究科実務法律専攻及び経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程は，学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第99条第2項に規定する専門職大学院の課程とし，法学研究科の専門職学位課程は，専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項に規定する法科大学院とする。

（乗船実習科）

- 第 5 条 本学に置く乗船実習科に関することは，神戸大学乗船実習科規則（平成16年4月1日制定）で定める。

（収容定員）

- 第 6 条 本学の収容定員は，別表のとおりとする。

（学 年）

- 第 7 条 学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終る。

（学期・クォーター）

- 第 8 条 学年を分けて，次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項に定める各学期に二つの期間（以下「クォーター」という。）を置くことができる。  
3 各クォーターの始期及び終期については，別に定める。

（休 業 日）

- 第 9 条 定期の休業日は，次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

夏季休業 8月8日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

- 2 臨時の休業日は，学長が定める。  
3 教育上必要と認めるときは，第1項の規定にかかわらず，夏季及び冬季休業の期間は，各学部及び各研究科において学長の承認を得て変更することができる。  
4 教育上必要と認めるときは，第1項から前項までの規定にかかわらず，休業日において授業等を行うことができる。

## 第 2 章 学 部

### 第 1 節 入 学

（入学許可）

- 第 10 条 学長は，次の各号のいずれかに該当し，入学試験に合格した者で，第17条に規定する入学手続を完了した者（第18条の規定により入学料の免除を申請している者及び第19条の規定により入学料の徴収猶予を申請している者を含む。）に対し，入学を許可する。

（1）高等学校又は中等教育学校を卒業した者

- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- (8) 法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認定審査に合格したもの
- (9) 法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けさせるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（早期入学）

第11条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 高等学校に2年以上在学した者
- (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に2年以上在学した者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在学した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定したものを含む。）の当該課程に2年以上在学した者
- (5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第150条第3号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在学した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者（平成13年文部科学省告示第167号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（旧規程第4条に規定する受検科目の全部（旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含む。）で、17歳に達したもの

2 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

（入学期）

第12条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、

学生を入学させることができる。

(編入学)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を志望する者があるときは、第 10 条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(1) 大学を卒業した者

(2) 法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 施行規則附則第 7 条に定める従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者

2 前項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で法学部、経済学部、経営学部又は工学部電気電子工学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(1) 大学に 2 年以上在学し、所定の単位を修得した者

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 外国において、前 3 号と同程度の課程を修了した者

3 第 1 項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で国際人間科学部、理学部、医学部医療創成工学科、農学部又は海洋政策科学部に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(1) 大学に 2 年以上在学し、所定の単位を修得した者

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 外国において、前 3 号と同程度の課程を修了した者

(5) 専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第 10 条各号のいずれかに該当する者に限る。）

(6) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第 10 条各号のいずれかに該当する者に限る。）

4 第 1 項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で工学部建築学科、市民工学科、機械工学科又は応用化学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(1) 高等専門学校を卒業した者

(2) 外国において、前号と同程度の課程を修了した者

第 13 条の 2 高等専門学校を卒業した者で、システム情報学部編入学を志望する者があるときは、第 10 条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(転入学)

第 14 条 他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志望する者があるときは、第 10 条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(再入学)

第 15 条 本学を第 45 条の規定により中途退学した者又は除籍された者で、再び同一の学部編入学を志望する者があるときは、第 10 条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(入学志願)

第 16 条 入学を志願する者は、所定の日までに、検定料を納付したうえ、入学願書、検定料払込証明書及び別に指定する書類を提出しなければならない。

2 既納の検定料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該額に相当する額を還付するものとする。

(1) 学部の入学試験において出願書類等により第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他により第二段階目の選抜を行う場合において、第一段階目の選抜で不合格となった者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。

(2) 学部の入学試験において入学の出願を受理した後に本学が大学入学共通テストにおいて受験することを課した教科・科目を受験していないことにより、出願の資格がないことが判明した者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。

(3) 検定料を納付した者が、所定の日までに入学願書を提出しなかった場合において、返還を申し出たとき。

(4) 検定料を納付し、入学願書を提出した者が、受験を認められなかった場合において、返還を申し出たとき。

(入学者選抜)

第 16 条の 2 入学者の選抜は、学則第 27 条の 2 第 3 号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

(入学手続)

第 17 条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、入学料を添えて入学手続を行わなければならない。

2 既納の入学料は、還付しない。

(入学料の免除)

第 18 条 入学料の納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の全部又は一部を免除することがある。

2 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の徴収猶予等)

第 19 条 入学料の納付期限までに納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の徴収を猶予することがある。

2 前条第 1 項の入学料の免除又は前項の入学料の徴収猶予を申請した者に係る入学料は、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、徴収を猶予する。

3 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除の許可をされた者（次項により徴収猶予の申請をした者を除く。）は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して 14 日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

4 入学料の免除を不許可とされた者又は一部免除の許可をされた者が、第 1 項に規定する徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して 14 日以内に徴収猶予の申請を行わなければならない。

5 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号。以下「修学支援法」という。）第 12 条第 1 項の規定により入学料減免の認定を取り消された者は、取消しを告知した日から起算して 14 日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

6 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(死亡等による入学料の免除)

第 20 条 前条第 1 項又は前条第 2 項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が、その期間内において死亡したことにより除籍された場合は、未納の入学料の全部を免除する。

2 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除を許可された者が、前条第 3 項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第 47 条第 1 項第 1 号の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全部を免除する。

3 修学支援法第 12 条第 1 項の規定により入学料減免の認定を取り消された者が、前条第 5 項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第 47 条第 2 項の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全部を免除する。

(宣 誓)

第 21 条 入学者は、所定の方法により宣誓を行わなければならない。

## 第 2 節 修業年限，教育課程，課程の履修等

(修業年限)

第 22 条 学部の修業年限は、4 年とする。ただし、本学に 3 年以上在学した者（施行規則第 149 条に規定する者を含む。）が、卒業の要件として学部規則に定める単位を優秀な成績で修得したものと認められ、かつ、学生が卒業を希望する場合には卒業することができる。

2 前項ただし書に規定する卒業の認定の基準は、学部規則において定め、公表するものとする。

3 医学部医学科については、第 1 項の規定にかかわらず、その修業年限は 6 年とする。

4 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

5 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(修業年限の通算)

第 23 条 大学の学生以外の者のうち科目等履修生又は第 83 条の 2 に規定する特別の課程の履修生（以下「特別の課程履修生」という。）として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合においては、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、教授会の議を経て、修得した単位数その他の事項を勘案して前条の修業年限の 2 分の 1 を超えない期間を修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第 24 条 学生は、修業年限の 2 倍を超えて在学することはできない。

2 第 22 条第 4 項の規定により履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）の在学年限については、関係の学部規則で定める。

(教育課程)

第 25 条 学部は、学則第 27 条の 2 第 1 号及び第 2 号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を次条第 1 項に定める区分に従って開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業科目の区分)

第 26 条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

教養科目

専門科目（専門基礎科目及び共通専門基礎科目を含む。）

関連科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

- 2 前項に規定するもののほか、外国人留学生のための授業科目として、日本語及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(授業の方法)

第 27 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 第1項に規定する授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

- 4 第1項に規定する授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

- 5 前4項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(履修方法及び試験)

第 28 条 第26条第1項の区分に従って開設される授業科目及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成16年4月1日制定。以下「履修規則」という。）で定める。

- 2 第26条第2項の規定により開設される授業科目（以下「日本語等授業科目」という。）及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学日本語等授業科目履修規則（平成16年4月1日制定）で定める。

(履修科目の登録の上限)

第 29 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は各学部規則において定めるものとする。

- 2 各学部規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(成績評価基準)

第 30 条 各学部は、各授業における学修目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況等を考慮した多元的な成績評価基準を定め、公表するものとする。

(単位の授与)

第 31 条 一の授業科目を履修した者に対しては、試験その他の適切な方法により学修の成果を評価して、単位を与える。

(単位の基準)

第 32 条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第27条第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学部規則で定める時間の

授業をもって1単位とすることができる。

2 全学共通授業科目（履修規則で定める全学に共通する授業科目をいう。）については、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習、実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

3 日本語等授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

4 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を各学部規則で定めることができる。

(他学部の授業科目の履修)

第 33 条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合は、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(大学院授業科目の履修)

第 33 条の 2 教育上有益と認めるときは、学生に本学の大学院（博士課程後期課程及び医学系研究科医科学専攻の博士課程を除く。）の授業科目を履修させることがある。

2 前項の履修は、大学院の科目等履修生として行うものとする。

3 前2項に関して必要な事項は、神戸大学における大学院授業科目の先行履修に関する規程（令和5年9月26日制定）で定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第 34 条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協定に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、協定に基づかずに学生に外国の大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことがある。

4 前3項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合について準用する。

5 前4項に関して必要な事項は、協定に定めるもののほか、関係の学部規則で定める。

(休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い)

第 34 条の 2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に本学と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第3項及び第4項により本学

において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 35 条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 36 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生又は特別の課程履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条第3項及び第4項、第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(編入学、転入学、再入学者の修業年数等)

第 37 条 第13条から第15条までの規定により入学する者の修業すべき年数、履修すべき科目及びその単位については、教授会の議を経て、これを定める。

(転学部)

第 38 条 学長は、学生で所属学部長の承認を得て転学部を希望する者があるときは、志望学部の教授会の議を経て、許可することができる。

(転学科)

第 39 条 学長は、学生で転学科を希望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することができる。

### 第 3 節 留学及び休学

(留 学)

第 40 条 第34条第1項又は第2項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、所属学部長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第22条の修業年限に算入するものとする。

(休学の許可)

第 41 条 学生が、疾病その他の理由により、3か月以上修学を休止しようとするときは、所属学部長の許可を得て休学することができる。

2 前項の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、学部長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間

が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

第 41 条の 2 前条の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、第 60 条第 1 項の規定により医学系研究科医科学専攻の博士課程に早期入学するときは、医学部長の許可を得て、休学することができる。

2 前項の休学期間は、4 年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、医学部長は、更に 1 年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(休学の解除)

第 42 条 前条の休学期間中にその理由が消滅したときは、所属学部長の許可を得て、復学することができる。

(休学の命令)

第 43 条 学生で、疾病により 3 か月以上修学を休止させることが適当と認められる者があるときは、学部長の申請により、学長が休学を命ずる。

(休学期間の取扱い)

第 44 条 休学の期間は、通算して 3 年を超えることはできない。ただし、第 41 条の 2 に規定する学生の休学期間の通算については、8 年を限度として、医学部において別に定める。

2 休学期間は、在学年数に算入しない。

## 第 4 節 退学及び除籍

(退 学)

第 45 条 学生が、退学しようとするときは、その理由を具し、所属学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(疾病等による除籍)

第 46 条 学生が、疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるときは、学部長の申請により、学長がこれを除籍する。

(入学金等未納による除籍)

第 47 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長がこれを除籍する。

(1) 第 18 条又は第 19 条の規定により入学金の免除又は徴収猶予を申請した者で、免除若しくは徴収猶予が不許可になったもの又は一部免除若しくは徴収猶予が許可になったものが、その者に係る納付すべき入学金を納付期限内に納付しないとき。

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、納付期限の属する学期の末日までに納付しないとき。

2 修学支援法第 12 条第 1 項の規定により入学金又は授業料の減免の認定を取り消された者が、その者に係る納付すべき入学金又は授業料を納付期限内に納付しないときは、当該認定に係る年度末をもって学部長がこれを除籍するものとする。

## 第 5 節 卒業要件及び学士の学位

(卒業要件)

第 48 条 卒業の要件は、第 22 条に定める期間在学し、124 単位（医学部医学科にあつては、188 単位。以下同じ。）以上を各学部規則の定めるところにより修得することとする。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第27条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合においては、同条第1項に規定する授業により64単位（医学部医学科にあっては、128単位）以上を修得しているときは、60単位を超えることができることとする。

(学士の学位授与)

第49条 前条の規定により、学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対しては、学士の学位を授与する。

## 第6節 授業料

(授業料の納期)

第50条 授業料は、次の2期に分け、年額の2分の1に相当する額をそれぞれその納付期間中に納付しなければならない。

期別	納付期間
前期（4月から9月まで）	4月1日から4月30日まで
後期（10月から3月まで）	10月1日から10月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。

4 第1項の納付期間を経過した後において入学した者のその期の授業料は、入学の日の属する月に納付しなければならない。

5 学年の中途において卒業する者の授業料は、その卒業の月までの分を、月割をもって在学する期の納付期間内に納付しなければならない。

6 修学支援法第12条第1項の規定により授業料減免の認定を取り消された者の授業料は、取消しを告知した日から起算して14日以内に納付しなければならない。

7 既納の授業料は、還付しない。ただし、第2項又は第3項の規定により授業料を納付した者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により当該各号に定める授業料相当額を還付するものとする。

(1) 第2項の規定により授業料を納付した者が、後期に係る授業料の納付期間前に休学又は第45条の規定により退学した場合 後期分の授業料に相当する額

(2) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

(3) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学年度の初日からの休学を申し出、第41条第1項の規定により休学を許可された場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

(授業料の免除)

第51条 経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の全部又は一部を免除することができる。

2 前項に規定する授業料の免除の取扱いについては、別に定める。

(授業料の徴収猶予及び月割分納)

第 52 条 経済的理由により授業料の納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することがある。

2 前項に規定する授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

(休学者の授業料)

第 53 条 学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合又は授業料の徴収猶予を受けていた者が休学を許可された場合は、月割計算により休学当月の翌月（休学を開始する日が月の初日に当たる場合は、その月）から復学当月の前月までの授業料を免除する。

2 休学中の者が復学した場合は、復学当月以後のその期の授業料を月割をもって復学の際に納付しなければならない。

(退学者等の授業料)

第 54 条 第 50 条に定める期中途において、第 45 条の規定により退学し、第 55 条の 2 第 1 項の規定により停学若しくは懲戒退学を命ぜられ、又は除籍された者は、その期の授業料を納付しなければならない。ただし、死亡し、若しくは行方不明となったことにより除籍された場合又は第 47 条の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の授業料の全額を免除することがある。

2 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を許可された場合は、月割計算により退学の翌月以後に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

## 第 7 節 賞 罰

(表 彰)

第 55 条 学生として表彰に値する行為があったときは、所属学部長等の推薦により、学長は、これを表彰することがある。

2 前項に関し必要な事項は、神戸大学学生表彰規程（平成 17 年 2 月 17 日制定）で定める。

(懲 戒)

第 55 条の 2 本学の規定に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、所定の手続により学長が懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び懲戒退学とする。

3 停学 3 か月以上にわたるときは、その期間は、第 22 条の修業年限に算入しない。

4 前 3 項に関し必要な事項は、神戸大学学生懲戒規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）で定める。

## 第 3 章 大 学 院

### 第 1 節 入 学

(修士課程、前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第 56 条 修士課程、前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者

- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
  - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
  - (9) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
  - (10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- （修士課程、前期課程及び専門職学位課程への早期入学）

第57条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学に3年以上在学した者
  - (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
  - (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

（後期課程の入学資格）

第58条 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（法第104条第3項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修

士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（次号及び第 74 条において「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第 118 号）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

(医学系研究科医科学専攻の博士課程の入学資格)

**第 59 条** 医学系研究科医科学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学（修業年限が 6 年であるものに限る。以下同じ。）又は獣医学（修業年限が 6 年であるものに限る。以下同じ。）を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 18 年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 5 年以上である課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和 30 年文部省告示第 39 号）
- (7) 法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

(医学系研究科医科学専攻の博士課程への早期入学)

**第 60 条** 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に 4 年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における 16 年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を

- 含むものに限る。)を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程(医学, 歯学, 薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者
- (4) 我が国において, 外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程(最終の課程は, 医学, 歯学, 薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって, 文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 2 前項に関して必要な事項は, 関係の研究科規則で定める。

#### (進 学)

第 61 条 本学大学院の修士課程, 前期課程又は専門職学位課程を修了し, 引き続き後期課程又は医学系研究科医科学専攻の博士課程に進学を志望する者については, 当該研究科の定めるところにより, 選考の上, 進学を許可する。

#### (入学者選抜)

第 62 条 大学院の入学者の選抜は, 学則第 27 条の 2 第 3 号の規定により定める方針に基づき, 公正かつ妥当な方法により, 適切な体制を整えて行うものとする。

- 2 大学院の入学志願者に対する選考方法は, 各研究科において別に定める。

## 第 2 節 修業年限, 教育方法, 修了要件等

#### (標準修業年限)

第 63 条 修士課程の標準修業年限は, 2 年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず, 修士課程においては, 主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって, 教育研究上の必要があり, かつ, 昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは, 各研究科の定めるところにより, 専攻又は学生の履修上の区分に応じ, 標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

- 3 前項に規定する修士課程を置く研究科, 専攻又は学生の履修上の区分及びその標準修業年限は, 次のとおりとする。

人間発達環境学研究科 人間発達専攻(1年履修コース) 1年

- 4 人文学研究科, 国際文化学研究科, 人間発達環境学研究科, 法学研究科, 経済学研究科, 経営学研究科, 理学研究科, 医学系研究科(医科学専攻を除く。), 工学研究科, システム情報学研究科, 農学研究科, 海事科学研究科, 国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程の標準修業年限は, 前期課程2年, 後期課程3年の5年とする。

- 5 医学系研究科医科学専攻の博士課程の標準修業年限は, 4年とする。

- 6 経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程の標準修業年限は, 2年とする。ただし, 教育研究上の必要があると認められるときは, 研究科の定めるところにより, 学生の履修上の区分に応じ, 標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

- 7 法学研究科実務法律専攻の専門職学位課程(以下「法科大学院」という。)の標準修業年限は, 3年とする。

#### (教育課程)

第 63 条の 2 大学院（専門職大学院を除く。）は、学則第 27 条の 2 第 1 号及び第 2 号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 専門職大学院は、学則第 27 条の 2 第 1 号及び第 2 号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

（教育方法等）

第 64 条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

3 研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

4 各研究科における授業科目、その単位数及び研究指導並びにそれらの履修方法については、当該研究科規則で定める。

（他大学大学院等の研究指導）

第 65 条 教育上有益と認めるときは、他大学（外国の大学を含む。）の大学院又は研究所等（外国の研究機関を含む。）との協定に基づき、学生に当該大学の大学院又は当該研究所等において必要な研究指導を受けさせることがある。ただし、修士課程及び前期課程の学生については、当該研究指導を受けさせる期間は、1 年を超えないものとする。

2 教育上有益と認めるときは、外国の大学院又は研究所等との協定に基づき、後期課程の学生に、本学と当該外国の大学院又は研究所等において、共同の研究指導を受けさせることがある。

（研究指導のための留学）

第 66 条 前条の規定に基づき、外国の大学又は研究機関に留学しようとする者は、所属研究科長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第 63 条の標準修業年限に算入する。

（修士課程及び前期課程の修了要件）

第 67 条 修士課程及び前期課程の修了要件は、当該課程に 2 年（人間発達環境学研究科人間発達専攻（1 年履修コース）にあつては、1 年）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 第 75 条において読み替えて準用する第 36 条（第 2 項を除く。）の規定により本学に入学する前に修得した単位（第 56 条又は第 57 条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学の修士課程又は前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

（博士課程の修了要件）

第 68 条 博士課程（医学系研究科医科学専攻の博士課程を除く。）の修了要件は、後期課程に 3 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者について

は、当該課程に1年（2年未満の在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院（専門職大学院を除く。以下この項において同じ。）に3年（専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。
- 3 医学系研究科医科学専攻の博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 4 第75条において読み替えて準用する第36条（第2項を除く。）の規定により医学系研究科医科学専攻の博士課程に入学する前に修得した単位（第59条又は第60条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により医学系研究科医科学専攻の博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

（専門職学位課程の修了要件）

- 第 69 条** 専門職学位課程（法科大学院を除く。以下この条において同じ。）の修了要件は、当該課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、所定の単位を修得することとする。
- 2 専門職学位課程の在学期間に関しては、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位（法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。
  - 3 法科大学院の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位を修得することとする。
  - 4 法科大学院の在学期間については、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位（法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。
  - 5 法科大学院は、法学の基礎的な学識を有すると認める者に関しては、第3項に規定する在学期間については、前項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えない範囲で研究科が認める期間在学したものと、第3項に規定する単位については、第74条、第74条の2、第74条の3及び第75条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単

位を超えてみなすことができる。

- 6 認定連携法曹基礎課程（本学法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。）を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると研究科が認める者に関する前項の規定の適用については、「30単位」とあるのは、「46単位」とする。

（学位論文及び最終試験）

第 70 条 学位論文及び最終試験に関することは、学位規程に定めるところによる。

（修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与）

第 71 条 各研究科において、所定の課程を修了した者に対しては、その課程に応じて修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

- 2 前項の学位に関することは、学位規程に定めるところによる。

### 第 3 節 準用規定

（準用規定）

第 72 条 第 12 条（入学期）、第 14 条（転入学）、第 15 条（再入学）、第 16 条（入学志願）、第 17 条（入学手続）、第 18 条（入学料の免除）（第 2 項を除く。）、第 19 条（入学料の徴収猶予等）、第 20 条（死亡等による入学料の免除）、第 21 条（宣誓）、第 22 条（修業年限）（第 1 項、第 2 項及び第 3 項を除く。）、第 24 条（在学年限）、第 27 条（授業の方法）、第 31 条（単位の授与）、第 32 条（単位の基準）（第 2 項及び第 3 項を除く。）、第 33 条（他学部の授業科目の履修）、第 38 条（転学部）、第 39 条（転学科）、第 45 条（退学）、第 46 条（疾病等による除籍）、第 47 条（入学料等未納による除籍）、第 50 条から第 54 条まで（授業料）、第 55 条（表彰）及び第 55 条の 2（懲戒）の規定は、大学院に準用する。ただし、第 24 条を準用する場合において、医学系研究科医科学専攻の博士課程以外の博士課程にあっては、標準修業年限を前期課程と後期課程に分ける。

（履修科目の登録の上限）

第 73 条 専門職大学院学生の履修科目の登録の上限に関しては、第 29 条第 1 項を準用する。この場合において、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

（成績評価基準）

第 73 条の 2 大学院（専門職大学院を除く。）の成績評価基準に関しては、第 30 条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「各研究科」と、「授業の方法及び計画」とあるのは「授業及び研究指導の方法及び計画」と読み替えるものとする。

- 2 専門職大学院の成績評価基準に関しては、第 30 条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「専門職大学院」と読み替えるものとする。

（他大学大学院の授業科目の履修）

第 74 条 大学院学生の他大学（外国の大学を含む。）の大学院の授業科目の履修に関しては、第 34 条を準用する。この場合において、同条第 3 項中「60 単位」とあるのは、「15 単位（法科大学院学生にあっては 30 単位（ただし、93 単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30 単位を超えてみなすことができる。）」と、同条第 4 項中「及び外国の」とあるのは、「外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を」と、同条第 5 項中「学部規則」とあるのは「研究

科規則」と読み替えるものとする。

(休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

第74条の2 大学院学生が休学期間中に外国の大学において履修した授業科目について修得した単位に関しては、第34条の2を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「外国の大学又は短期大学」とあるのは「外国の大学の大学院」と、同条第3項中「60単位」とあるのは、「15単位（法科大学院学生にあっては30単位（ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。）」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(大学院が編成する特別の課程における学修)

第74条の3 第83条の2の規定により大学院が編成する特別の課程における学修については、第35条を準用する。この場合において、同条第1項中「短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「第83条の2の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、第56条の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修」と、同条第2項中「第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項」とあるのは「第74条の3において読み替えて準用する第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項」と、「60単位」とあるのは「15単位（法科大学院学生にあっては30単位（ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。）」と、同条第3項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第75条 大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては、第36条（第2項を除く。）を準用する。この場合において、同条第1項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第75条において読み替えて準用する第1項」と、「第34条第3項及び第4項、第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位」とあるのは、「15単位を超えないものとし、かつ、第74条において読み替えて準用する第34条第3項及び第4項、第74条の2において読み替えて準用する第34条の2第1項及び第2項並びに第74条の3において読み替えて準用する前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位（ただし、専門職大学院学生（法科大学院学生を除く。）にあっては15単位、法科大学院学生にあっては30単位（第74条、第74条の2及び第74条の3の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第75条において読み替えて準用する第1項及び前項」と、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(留 学)

第76条 大学院学生の外国の大学への留学に関しては、第40条を準用する。この場合において、同条第1項中「第34条第1項又は第2項」とあるのは「第74条」と、「所属学部長」とあるのは「所属研究科長」と、同条第2項中「第22条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

(休 学)

第77条 大学院学生の休学に関しては、第41条第1項、第42条、第43条及び第44条第2項を準用するほか、各研究科規則で定める。

## 第 4 章 学位プログラム

### (学位プログラム)

第 77 条の 2 各学部及び各研究科において編成する教育課程のほか，明確な人材養成目的に基づき，学部又は研究科の枠を超えた組織的な指導体制で展開される体系性・一貫性ある教育を実施するため，学位の取得を目的とする学位プログラムを置くことができる。

2 学位プログラムの実施に関し必要な事項は，別に定める。

## 第 5 章 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生，専攻生及び外国人特別学生

### (特別聴講学生)

第 78 条 他の大学，短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）又は高等専門学校との協定に基づき，当該大学（大学院を含む。），短期大学又は高等専門学校の学生で，本学の授業科目又は別に定める教育プログラムを履修しようとする者があるときは，特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生については，協定に定めるもののほか，関係の学部規則，研究科規則等で定める。

### (特別研究学生)

第 79 条 他大学（外国の大学を含む。）の大学院との協定に基づき，当該大学院の学生で，本学において研究指導を受けようとする者があるときは，特別研究学生として許可することがある。

2 特別研究学生については，協定に定めるもののほか，関係の研究科規則で定める。

### (科目等履修生)

第 80 条 本学が開設する 1 又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは，科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生に対しては，単位を与えることができる。

3 科目等履修生については，関係の学部規則及び研究科規則で定める。

### (聴講生，研究生及び専攻生)

第 81 条 本学が開設する 1 又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは，聴講生として許可することがある。

2 特定の事項について研究しようとする者があるときは，研究生として許可することがある。

3 本学学部卒業者で，特定の専門事項について攻究しようとする者があるときは，専攻生として許可することがある。

4 聴講生，研究生及び専攻生については，それぞれ関係の学部規則，研究科規則及び専攻生規則で定める。

### (授業料の納期)

第 82 条 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生及び専攻生の授業料については，それぞれの在学予定期間に応じ，3 か月分又は 6 か月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし，在学予定期間が 3 か月未満又は 6 か月未満であるときは，その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

### (外国人特別学生)

- 第 83 条 外国人で、第 10 条、第 56 条、第 58 条又は第 59 条の規定によらないで、外国人特別学生として本学の学部又は大学院に入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て許可する。
- 2 前項の学生で、学部又は大学院の課程を修了した者には、第 49 条又は第 71 条に定める学位を授与する。

## 第 6 章 特別の課程

(特別の課程)

- 第 83 条の 2 本学の学生以外の者を対象として、法第 105 条に規定する特別の課程（以下「特別の課程」という。）を編成することができる。
- 2 特別の課程の編成及び実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 7 章 授業料、入学料及び検定料の額

(授業料、入学料及び検定料の額)

- 第 84 条 本学の授業料、入学料及び検定料（以下「授業料等」という。）の額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）に定められた額とする。

(授業料等の不徴収)

- 第 84 条の 2 国費外国人留学生制度実施要項（昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生の授業料等については、前条の規定にかかわらず、不徴収とする。
- 2 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、第 78 条第 1 項又は第 79 条第 1 項の協定に基づき、不徴収とすることができる。
- 3 科目等履修生のうち、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 22 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づき本学に派遣された教育職員（以下「現職教育職員」という。）の入学料及び検定料については、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。
- 4 科目等履修生のうち、第 33 条の 2 第 2 項の規定に基づき大学院の授業科目を履修する者の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とする。
- 5 聴講生及び研究生のうち、現職教育職員の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。
- 6 学長の承認に基づき現職のまま科目等履修生、聴講生又は研究生として入学した本学の附属学校教員の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とする。
- 7 外国人特別学生の授業料等については、学長が認めるときは、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

## 第 8 章 教育職員免許状

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

- 第 85 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、関係の学部規則及

び研究科規則の定めるところによる。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表第1学部の表の規定中海事科学部の第3年次編入学定員に係る部分は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 神戸大学学則等を廃止する規則（平成16年4月1日制定）第1条の規定による廃止前の神戸大学学則（以下「旧学則」という。）第2条第2項に規定する法学研究科経済関係法専攻、公共関係法専攻及び政治社会科学専攻は、改正後の神戸大学教学規則（以下「新規則」という。）第4条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該専攻の前期課程又は後期課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 旧学則の規定により存続するものとされた学部の学科及び研究科の専攻のうち、平成16年3月31日において現に学生が在学する学科又は専攻は、新規則第3条及び第4条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科若しくは当該専攻の前期課程又は後期課程に在学する者が当該学科又は当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第17条の規定に基づき、神戸商船大学において同大学を卒業するため又は同大学の大学院の課程を修了するため必要であった教育課程の履修を引き続き本学において行うため、平成16年3月31日において現に神戸商船大学に在学する者（以下「在学者」という。）が在学しなくなるまでの間、海事科学部及び自然科学研究科に次に掲げる課程及び専攻を置く。

海事科学部 商船システム学課程、輸送情報システム工学課程、海洋電子機械工学課程、動力システム工学課程

自然科学研究科

前期2年の課程 商船システム学専攻、輸送情報システム工学専攻、海洋電子機械工学専攻、動力システム工学専攻

後期3年の課程 海上輸送システム科学専攻、海洋機械エネルギー工学専攻

- 5 前項に規定する課程及び専攻における教育課程の履修その他在学者の教育に関し必要な事項は、海事科学部教授会及び自然科学研究科教授会が定めるものとする。

（中間附則略）

#### 附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 医学研究科バイオメディカルサイエンス専攻、医科学専攻、医療創成工学専攻及び保健学研究科保健学専攻は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、令和8年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 令和8年度から令和13年度までの医学部及び医学部医学科並びに全学部の入学定員及び総定員は、別表の規定にかかわらず、附則別表第1のとおりとする。
- 4 令和8年度から令和10年度までの別表の改正規定により入学定員を改める専攻の総定員並びに修士課程及び博士課程の総定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第1及び別表第2（省略）

別表 収容定員

1. 学部

区 分		入学定員		2年次 編入学定員		3年次 編入学定員		総定員			
		学科別	計	学科別	計	学科別	計	学科別	計		
文学部	人文学科	100	100					400	400		
国際人間科学部	グローバル文化学科	140	370					560	1,490		
	発達コミュニティ学科	100				2	2	404			
	環境共生学科	80				3	3	326			
	子ども教育学科	50						200			
法学部	法律学科	180	180			20	20	760	760		
経済学部	経済学科	270	270			20	20	1,120	1,120		
経営学部	経営学科	260	260			20	20	1,080	1,080		
理学部	数学科	28	153			学科 共通 25	25	112	662		
	物理学科	35		140							
	化学科	30		120							
	生物学科	25		100							
	惑星学科	35		140							
医学部	医学科	100	275	5	5	5	5	625	1,335		
	医療創成工学科	25						5		110	
	保健学科	看護学専攻		70							600
		検査技術科学専攻		40							
		理学療法学専攻		20							
		作業療法学専攻		20							
工学部	建築学科	90	443			3	3	366	1,806		
	市民工学科	60				3	3	246			
	電気電子工学科	90				4	4	368			
	機械工学科	100				4	4	408			
	応用化学科	103				3	3	418			
システム情報学部	システム情報学科	150	150			3	3	606	606		
農学部	食料環境システム学科	36	160			学科 共通 10	10	144	660		
	資源生命科学科	55		220							
	生命機能科学科	69		276							
海洋政策科学部	海洋政策科学科	200	200			10	10	820	820		
合 計			2,561		5		135		10,739		

## 2. 大学院

区 分		入 学 定 員										総 定 員									
		修士課程		博士課程				専門職課程				修士課程		博士課程				専門職課程			
				前期		後期		専攻別		計				専攻別		計		専攻別		計	
		専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計		
人文学	文化構造専攻		17		8							34		24							
	社会動態専攻		27	44	12	20						54	88	36	60						
国際文化学	文化関連専攻		18		6							36		18							
	グローバル文化専攻		29	47	9	15						58	94	27	45						
人間発達環境学	人間発達専攻		51		11							102		33							
	(1年履修コース)		4	91		17						4	178		51						
	人間環境学専攻		36		6							72		18							
法学研究科	法学政治学専攻		37	37	18	18						74	74	54	54						
	実務法律専攻								80	80								240	240		
経済学	経済学専攻		83	83	20	20						166	166	60	60						
経営学研究科	経営学専攻		51	51	32	32						102	102	96	96						
	現代経営学専攻								69	69								138	138		
理学研究科	数学専攻		22		4							44		12							
	物理学専攻		24		5							48		15							
	化学専攻		28	122	6	27						56	244	18	81						
	生物学専攻		24		6							48		18							
	惑星学専攻		24		6							48		18							

医学系研究科	医科学専攻						120	120						480	480
	先進生命医科学系専攻		119	119							238	238			
	医療創成工学専攻				8	8							24	24	
	健康科学専攻				17	17							51	51	
	未来社会医学専攻				5	5							15	15	
工学研究科	建築学専攻		64		8						128		24		
	市民工学専攻		42		6						84		18		
	電気電子工学専攻		64	316	8	42					128	632	24	126	
	機械工学専攻		76		10						152		30		
	応用化学専攻		70		10						140		30		
情報システム学	システム情報学専攻		103	103	12	12					206	206	36	36	
農学研究科	食料共生システム学専攻		28		5						56		15		
	資源生命科学専攻		46	132	8	23					92	264	24	69	
	生命機能科学専攻		58		10						116		30		
海事科学研究科	海事科学専攻		75	75	11	11					150	150	33	33	
国際協力研究科	国際開発政策専攻		26		8						52		24		
	国際協力政策専攻		22	70	7	23					44	140	21	69	
	地域協力政策専攻		22		8						44		24		
ノンベリイ科学研究科	科学技術イノベーション専攻		40	40	10	10					80	80	30	30	
合計			1,330		300		120	149			2,656		900	480	378

# 神戸大学学位規程

[平成16年4月1日制定]

(趣 旨)

第 1 条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定により、神戸大学（以下「本学」という。）が授与する学位については、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学 位)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

(学士の学位の授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位の授与の要件)

第 4 条 修士の学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

(1) 本学大学院研究科（以下「研究科」という。）の修士課程を修了した者

(2) 研究科の博士課程の前期課程を修了した者

(博士の学位の授与の要件)

第 5 条 博士の学位は、研究科の博士課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、次の要件を満たす者にも授与する。

(1) 研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。（この確認を以下「学力の確認」という。）

(2) 研究科において行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。

(専門職学位の授与の要件)

第 6 条 専門職学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

(1) 研究科の専門職大学院の課程（次号の課程を除く。）を修了した者

(2) 研究科の法科大学院の課程を修了した者

(研究科の在学者の論文等提出手続)

第 7 条 研究科に在学する者の学位論文又は教学規則第67条に規定する特定の課題についての研究の成果（以下「研究の成果」という。）は、当該研究科長に提出するものとする。

2 博士論文は、学位論文審査願、論文目録及び履歴書とともに提出しなければならない。

3 学位論文の提出は、1編とする。ただし、参考として他の論文を付加して提出することを妨げない。

4 審査のため必要があるときは、提出論文の数を増加し、又は論文の訳本、模型若しくは標本等の資料その他を提出させることがある。

5 本条に定めるもののほか、学位論文及び研究の成果の提出に関することは、各研究科において別に定める。

(研究科の在学者の論文等審査)

第 8 条 研究科長は、前条の規定による博士論文の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、博士論文の審査を行わせるものとする。

2 研究科長は、前条の規定による修士論文又は研究の成果の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授及び准教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、修士論文又は研究の成果の審査を行わせるものとする。ただし、少なくとも教授1人を含めなければならない。

3 教授会において審査のため必要があると認めるときは、博士論文の審査にあつては第1項の審査委員のほか、当該研究科の教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、修士論文又は研究の成果の審査にあつては前項の審査委員のほか、当該研究科の教授及び准教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

4 教授会において審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授以外の者（修士論文又は研究の成果の審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授及び准教授以外の者）にも調査を委嘱することができる。

(研究科の在学者の最終試験)

第 9 条 審査委員及び前条第4項の規定により調査を委嘱された者は、学位論文又は研究の成果を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。

2 最終試験の期日は、その都度公示する。

(博士課程を経ない者の学位論文の提出手続)

第 10 条 第5条第2項の規定による学位申請者の学位論文は、論文審査料 57,000 円を添え、学位申請書、論文目録及び履歴書とともに、その申請に応じた研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 本条の規定による論文の提出については、第7条第3項及び第4項の規定を準用する。

(博士課程を経ない者の論文審査及び試験)

第 11 条 学長は、前条第1項の規定による学位論文の提出があつたときは、当該研究科長にその論文の審査を付託し、研究科長は、第8条の規定に準じて論文の審査を、第9条の規定に準じて試験を行わせるものとする。

2 前項の学位論文は、それを受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、研究科長は、教授会の議を経て審査期限を延長することができる。

(博士課程を経ない者の学力の確認)

第 12 条 研究科長は、前条第1項の規定により学長から論文審査を付託されたときは、教授会において学位申請者の学力の確認を行わせるものとする。

2 学力の確認は、筆答又は口頭による試問の結果に基づいて行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行うことができる場合は、試問を省略することができる。

3 学力の確認のため必要があるときは、学位申請者にその著書、論文その他を提出させることがある。

4 教授会が学力の確認の議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

(退学者の学位論文の提出手続、論文審査、試験及び学力の確認)

第 13 条 研究科の博士課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が、再入学しないで学位の授与を受けようとするときは、前3条の規定による。

2 前項に該当する者が、退学後5年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは、第5条第1項に該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

(論文及び審査料の不返還)

第 14 条 提出された修士論文又は博士論文及び納入した審査料は、その理由のいかんを問わず返還しない。

2 提出された研究の成果の返還に関することは、各研究科において別に定める。

(修士及び博士の学位授与の審議)

第 15 条 研究科長は、研究科に在学する者については、論文審査及び最終試験の結果報告に基づいて、また第 12 条の規定により学力を確認された者及び第 13 条第 2 項に該当する者については、論文審査及び試験の結果報告に基づいて、教授会において学位を授与すべきか否かの審議を行わせるものとする。

2 前項の教授会は、当該教授会構成員の 3 分の 2 以上の出席があることを要し、学位を授与すべきものと議決するには、無記名投票の方法により、出席者の 3 分の 2 以上の賛成があることを要する。

(学位授与の申請)

第 16 条 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべき者について、教授会の議を経て、学長に申請するものとする。

2 前項の申請に当たっては、次に掲げる事項を記載した書類を添えるものとする。

(1) 授与しようとする学位（専攻分野の名称を付記したもの）

(2) 授与しようとする年月日

(3) 博士の場合は、第 5 条第 1 項又は第 2 項のいずれの規定によるかの別

(4) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験の結果の要旨

(5) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関する事項

(6) 第 5 条第 2 項による博士の場合は、学力の確認の結果及び学力の確認を担当した機関に関する事項

3 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきでない者については、教授会の議を経て、その旨を学長に申請するものとする。

(学位の授与)

第 17 条 学長は、第 3 条に規定する者に対しては、学位記を交付して学士の学位を授与する。

2 学長は、前条に規定する申請に基づき、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与をすべきか否かを決定し、当該学位を授与すべきものと決定した者に対しては、学位記を交付して当該学位を授与し、当該学位を授与できないと決定した者に対しては、その旨を通知する。

3 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

(審査要旨の公表)

第 18 条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第 19 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、当該教授会の議を経て、やむを得ない理由があると認められた場合は、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前 2 項の規定による公表は、原則として神戸大学学術成果リポジトリの利用により行うものとする。

(専攻分野等の名称等)

第 20 条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第 1 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2 修士又は博士の学位を授与するに当たっては、別表第 2 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3 専門職学位の名称は、別表第 3 に掲げるとおりとする。

4 教学規則第 65 条第 2 項の規定に基づき、共同の研究指導を受けた者に博士の学位を授与するに当たっては、博士論文共同指導により授与する旨を付記するものとする。

(学位の名称)

第 21 条 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、神戸大学の文字を付記するものとする。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の取消し)

第 22 条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会及び教育研究評議会の議を経て、その学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、前項の規定に準じてその学位を取り消すことができる。

3 教授会が前 2 項の規定による議決をする場合には、第 15 条第 2 項の規定を準用する。

(様 式)

第 23 条 学位記、学位簿その他の様式は、別記様式のとおりとする。

(補 則)

第 24 条 この規程の施行に必要な事項は、各学部又は各研究科においてこれを定める。

附 則

1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 神戸大学教学規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）附則第 4 項に規定する海事科学部の課程を卒業した者及び自然科学研究科の専攻を修了した者に授与する学位に付記する専攻分野の名称は、別表の規定にかかわらず、商船学又は工学とするものとする。

(中間附則略)

附 則

1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和 8 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第20条第1項関係）

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学 部 名 等	専 攻 分 野 の 名 称
文学部	文学
国際人間科学部	学術又は教育学
法学部	法学
経済学部	経済学
経営学部	経営学又は商学
理学部	理学
医学部医学科	医学
医学部医療創成工学科	医工学
医学部保健学科	看護学，保健衛生学又は保健学
工学部	工学
システム情報学部	システム情報学
農学部	農学
海洋政策科学部	海洋政策科学又は商船学

別表第2（第20条第2項関係）

修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
人文学研究科	文学	文学又は学術
国際文化学研究科	学術	学術
人間発達環境学研究科	学術，教育学又は理学	学術，教育学又は理学
法学研究科	法学又は政治学	法学又は政治学
経済学研究科	経済学	経済学
経営学研究科	経営学又は商学	経営学又は商学
理学研究科	理学	理学又は学術
医学系研究科	バイオメディカルサイエンス， 医工学，保健学又は公衆衛生学	医学，医工学，保健学又は公衆衛生学
工学研究科	工学	工学又は学術
システム情報学研究科	システム情報学又は工学	システム情報学，工学，学術 又は計算科学
農学研究科	農学	農学又は学術
海事科学研究科	海事科学	海事科学，工学又は学術
国際協力研究科	国際学，経済学，法学又は 政治学	学術，法学，政治学又は経済学
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション	科学技術イノベーション

別表第3（第20条第3項関係）

専門職学位の名称

研究科名	学位の名称
法学研究科	法務博士（専門職）
経営学研究科	経営学修士（専門職）

別記様式第1～2, 6～8, 12, 16 (省略)

別記様式第3 (第4条第2号により学位を授与する場合)

年 月 日	修 学 第 位 号 記	大 学 印	氏 年 月 日 生 名
本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程の前期課程を 修了したので修士(○○)の学位を授与する			
神戸大学			

別記様式第4 削除

別記様式第5 (第5条第1項により学位を授与する場合)

年 月 日	博 学 第 位 号 記	大 学 印	氏 年 月 日 生 名
本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了した ので博士(○○)の学位を授与する			
神戸大学			

別記様式第9 (第6条第2号により学位を授与する場合)

年 月 日	法 学 第 位 号 記	大 学 印	氏 年 月 日 生 名
本学大学院○○研究科○○専攻の法科大学院の課程を 修了したので法務博士(専門職)の学位を授与する			
神戸大学			

別記様式第 10 (第 4 条から第 6 条により学位を授与する場合 (英文学位記))

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">学章</div>		
<h1>KOBE UNIVERSITY</h1>		
HEREBY CONFERS THE DEGREE OF ○○○○○○○○ of ○○○○○○○○ UPON ○○○○ ○○○○		
FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM IN THE FIELD OF ○○○○○○○○ ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF ○○○○○○○○		
ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○		
○○○○ ○○○○ President of Kobe University	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">大学 印</div>	○○○○ ○○○○ Dean of Graduate School of ○○○○○○○○

別記様式第 11 削除

別記様式第 13

	年 月 日
○○研究科長 殿	
	学籍番号
	氏 名
学 位 論 文 審 査 願	
神戸大学学位規程第 7 条の規定により下記の書類を提出いたしますから審査をお願いします。	
	記
学 位 論 文	通
論 文 目 録	通

別記様式第 14

年 月 日
神戸大学長 殿
氏 名
学 位 申 請 書
神戸大学学位規程第 10 条の規定により学位論文に論文目録及び履歴書を添え博士（○ ○）の学位の授与を申請いたします。
備 考 退学者が再入学しないで学位を申請する場合には「第 10 条」を「第 13 条」に 読み替えるものとする。

別記様式第 15

年 月 日
論 文 目 録
氏 名
論 文
1 題 目
2 印刷公表の方法及び時期
方 法
時 期
3 冊 数 冊
参考論文
1 題 目
2 冊 数 冊

# 神戸大学 共通細則

[平成 16 年 4 月 1 日制定]

## (入学志願)

第 1 条 入学志願者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

入学願書

出身学校長の調査書又はこれに代わる書類

写真

その他の書類

## (合否の判定)

第 2 条 入学試験の合否の判定は、学力試験、健康診断及び出身学校長の調査書又はこれに代わる書類の成績等を総合して行う。

## (宣 誓)

第 3 条 入学者は、次の誓詞により学長に対し宣誓書を提出しなければならない。

私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。

## (成 績)

第 4 条 授業科目の成績は、100 点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

秀 (90 点以上)

優 (80 点以上 90 点未満)

良 (70 点以上 80 点未満)

可 (60 点以上 70 点未満)

不可 (60 点未満)

2 秀、優、良、可及び不可の評価基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 秀 学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。

(2) 優 学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。

(3) 良 学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。

(4) 可 学修の目標を達成している。

(5) 不可 学修の目標を達成していない。

## (学 生 証)

第 5 条 学生は、学生証の交付を受け、これを携行し本学職員の請求があったときは、いつでも、これを提示しなければならない。

2 学生証は、入学したときに学長が発行する。

3 学生証を携帯しない場合には、教室、研究室、図書館その他学内施設の利用を許さないことがある。

4 学生証を紛失したとき若しくは使用に耐えなくなったとき、又は休学等によりその有効期間が経過したときは、速やかに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。

5 学生は、卒業、退学等により学籍を離れた場合は、速やかに学生証を発行者に返納しなければならない。

6 学生証の再交付手続き及び返納は、学生の所属学部又は研究科において行うものとする。

(欠席届)

第 6 条 学生は、2週間以上欠席するときは、理由を具し、欠席届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(学生登録票)

第 7 条 学生は、入学したときは、速やかに学生登録票を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(身上異動・住所変更届)

第 8 条 学生は、改姓、改名等、身上に異動があったとき、又は住所（保護者等の住所等を含む。）を変更したときは、速やかに身上異動・住所変更届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

第 9 条 大学院における入学志願及び合否の判定については、第 1 条及び第 2 条の規定にかかわらず、各研究科において定めるものとする。

2 大学院における授業科目の成績については、第 4 条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、各研究科において定めることができる。

(健康診断)

第 10 条 学生は、毎年本学で行う健康診断を受けなければならない。

(様式)

第 11 条 諸願届等の様式は、別紙様式のとおりとする。ただし、インターネットを利用した登録に係る入力項目等については、別紙様式に準じて別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 神戸大学教学規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）附則第 4 項に規定する海事科学部の課程を卒業した者及び自然科学研究科の専攻を修了した者に授与する学位に付記する専攻分野の名称は、別表

(中間附則略)

附 則

この細則は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

別紙様式第 1 号 入学許可書（省略）

別紙様式第 8 号 学生登録票（省略）

別紙様式第 2 号 宣誓（省略）

別紙様式第 9 号 身上異動、住所変更届（省略）

別紙様式第 6 号 学生証（省略）

別紙様式第3号 休学願

神戸大学 殿	年 月 日
学部	学科
学籍番号	番
住 所	
氏 名	
休 学 願	
下記のとおり休学したいので御許可願います。	
記	
1 理由	
2 期間	自 年 月 日 至 年 月 日

注 病気の場合は診断書添付のこと。 A4 (297 mm × 210 mm)

別紙様式第4号 復学願

神戸大学 殿	年 月 日
学部	学科
学籍番号	番
住 所	
氏 名	
復 学 願	
下記のとおり復学したいので御許可願います。	
記	
1 理由	
2 復学年月日	年 月 日

注 病気の場合は健康診断書（復学意見書）添付のこと。A4(297 mm × 210 mm)

別紙様式第5号 退学願

神戸大学 殿	年	月	日
	学部	学科	番号
	学籍番号	本人住所	
	氏名		
	退学願		
下記のとおり退学したいので御許可願います。			
	記		
1	理由		
2	退学年月日	年	月 日

注 病気の場合は診断書添付のこと。 A4 (297 mm × 210 mm)

別紙様式第7号 欠席届

神戸大学 殿	年	月	日
	学部	学科	番号
	学籍番号	住所	
	氏名		
	欠席届		
下記のとおり欠席したいので御許可願います。			
	記		
1	理由		
2	期間	自	年 月 日
		至	年 月 日

注 疾病の場合は、診断書を添付のこと。 A4 (297 mm × 210 mm)

## 神戸大学における大学院授業科目の先行履修に関する規程

### (趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学教学規則（平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「規則」という。）第 33 条の 2 第 3 項の規定に基づき、神戸大学（以下「本学」という。）の学部生が本学の大学院（博士課程後期課程及び医学系研究科医科学専攻の博士課程を除く。以下同じ。）の授業科目を履修すること（以下「先行履修」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第 2 条 先行履修は、大学院に進学を志望する学業優秀な学部生に対して、本学の大学院の授業科目を履修する機会を提供し、学部教育と大学院教育との円滑な接続を図ることを目的とする。

### (授業科目)

第 3 条 先行履修をすることができる授業科目は、各研究科が定めるものとする。

### (申請資格)

第 4 条 先行履修を申請することができる者は、規則第 80 条第 3 項の規定に基づき関係の研究科規則で定める科目等履修生の入学資格に関する規定にかかわらず、大学院に進学を志望する本学の学部生であって、かつ、前条の授業科目を履修するために必要な学力を有する者とする。

### (申請手続き)

第 5 条 先行履修を希望する者は、履修しようとする授業科目を開講する研究科が定めるところにより、当該研究科の長に申請するものとする。

2 前項により申請できる授業科目は、当該研究科が開講する科目に限るものとする。

### (履修の許可)

第 6 条 前条の申請があったときは、各研究科の定めるところにより、所定の手続を経て、当該研究科の長が授業科目の履修を許可するものとする。

### (履修単位数の上限)

第 7 条 履修科目として申請することができる単位数の上限は、各研究科が定める。

### (修得した単位の取扱い)

第 8 条 先行履修した学部生が当該授業科目を開講した研究科に入学した場合は、当該学生の申請に基づき、先行履修により修得した単位を教学規則第 75 条の規定に準じて、15 単位の範囲内で当該研究科が定める単位数を限度として、当該研究科の修了要件単位に含めることができる。

2 前項の申請は、当該研究科が定めるところにより、当該研究科長に申請するものとする。

3 第 1 項の規定に基づき、先行履修により修得した単位を研究科の修了要件単位に含める場合は、当該授業科目の成績は、原則として、修得時の成績とする。

4 先行履修により修得した単位は、所属学部の卒業要件単位に含めることはできない。

### (雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、先行履修に関し必要な事項は、先行履修を実施する研究科が、募集要項等において定めるものとする。

### 附 則

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

## 附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 医学研究科が存続する間、改正後の第1条中「及び医学系研究科医科学専攻」とあるのは「並びに医学系研究科医科学専攻及び医学研究科医科学専攻」と読み替えるものとする。

# 神戸大学日本語等授業科目履修規則

[平成 16 年 4 月 1 日制定]

## (趣 旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 28 条第 2 項の規定に基づき、日本語及び日本事情に関する科目（以下「日本語等授業科目」という。）の履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (日本語等授業科目及び単位数)

第 2 条 日本語等授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

## (履修手続)

第 3 条 学生は、毎学期指定の期日までに、履修しようとする日本語等授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

## (試 験)

第 4 条 試験は、授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末及びクォーター末以外の時期に行うことがある。

2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験に代えることがある。

3 不合格となった日本語等授業科目については、再試験を行わない。ただし、別に定める条件を満たす場合は、この限りでない。

4 試験に欠席した者に対しては、追試験を行わない。ただし、高等教育推進機構グローバルエンゲージメントセンターにおいて特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

## (単位の取扱)

第 5 条 日本語等授業科目の単位の取扱については、各学部規則の定めるところによる。

## (雑 則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、高等教育推進機構グローバルエンゲージメントセンター長が定める。

## 附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

## (中間附則略)

## 附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 別 表（第 2 条関係）

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
日 本 語 IA	0.5	日 本 語 IIIB	0.5	日 本 語 VIA	0.5	日 本 語 VIIIB	0.5
日 本 語 IB	0.5	日 本 語 IVA	0.5	日 本 語 VIB	0.5	日 本 事 情 IA	0.5
日 本 語 IIA	0.5	日 本 語 IVB	0.5	日 本 語 VIIA	0.5	日 本 事 情 IB	0.5
日 本 語 IIB	0.5	日 本 語 VA	0.5	日 本 語 VIIB	0.5	日 本 事 情 IIA	0.5
日 本 語 IIIA	0.5	日 本 語 VB	0.5	日 本 語 VIIIA	0.5	日 本 事 情 IIB	0.5

# 神戸大学学生懲戒規則

[平成16年4月1日制定]

## (趣 旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第55条の2（第72条において準用する場合を含む。）に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この規則において、「部局等」とは、学部、研究科その他学生の所属する組織をいう。

## (学生懲戒の基本的な考え方)

第 3 条 懲戒は、学生による事件事故等に係る行為の悪質性、結果の重大性等を踏まえ、教育的指導の観点から慎重かつ総合的に勘案して決定するものとする。

## (懲戒の対象となる行為)

第 4 条 懲戒の対象となりうる行為は、次の行為とする。

- (1) 刑罰法令に触れる行為
- (2) 本学の教育・研究活動及び管理運営に対する重大な妨害行為
- (3) 本学の名誉・信用を著しく失墜させる行為
- (4) その他前各号に準ずる不適切な行為

## (試験等における不正行為)

第 5 条 試験等において不正行為を行った場合の取扱いについては、高等教育推進機構教養教育院及び部局等の定めるところによる。ただし、当該行為が懲戒の対象となりうる行為と判断された場合にこの規則を適用することを妨げない。

## (懲戒の内容)

第 6 条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 次のとおり登校を停止させること。
  - イ 有期の停学 期限を付すもの
  - ロ 無期の停学 期限を付さず、指導による効果等の状況を勘案しながらその解除の時期を決定するもの
- (3) 懲戒退学 命令により退学させ、再入学を認めないこと。

## (停学期間中の措置)

第 7 条 停学期間中における次に掲げる事項は、認めない。

- (1) 授業科目の履修及び定期試験の受験
- (2) 学位論文審査の受審
- (3) 本学の施設及び設備の利用
- (4) 課外活動団体での活動

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、停学期間中であっても認めるものとする。

- (1) 停学期間終了後の授業科目履修及び学位論文審査受審のために必要な手続
- (2) 特に退去を命ぜられない場合の本学の学生寮又は外国人留学生宿舎への居住
- (3) 部局等の長が特に必要と認める本学の施設及び設備の利用
- (4) 本学学生であることを資格要件としない課外活動団体での活動

3 当該学生が所属する部局等は、停学期間中の学生に対し、面談等により、更生に向けた指導を

適宜行うものとする。

(無期の停学の解除)

第 8 条 無期の停学の処分を下された学生が所属する部局等の教授会（教授会としての運営委員会等を含む。以下同じ。）は、当該学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、前条第3項の規定による指導の結果、停学の解除が妥当であると認めたときは、学長に停学の解除を発議することができる。

2 学長は、前項の発議に基づき、停学を解除する。

(登校の停止)

第 9 条 部局等の長は、学生の行為が懲戒対象行為に該当することが明白であり、かつ、懲戒処分がなされることが確実である場合は、懲戒処分の決定前に当該学生に対して登校の停止を命ずることができる。この場合において、登校停止の期間は、停学期間に算入することができる。

2 登校停止期間中の措置は、第7条の規定に準ずるものとする。

(部局等の長の指導)

第 10 条 学生による事件事故等が懲戒に至らない程度のものである場合は、部局等の長は、学生に対し、教育的措置として文書又は口頭により嚴重注意その他の指導を行うことができる。

(自主退学・休学)

第 11 条 部局等の長は、懲戒の対象となる行為を行ったとされる学生が、懲戒処分の決定前に退学を願い出た場合は、これを受理しないものとする。

2 部局等の長は、懲戒処分の決定後は、休学期間が停学期間と重複する休学の願い出は、受理しないものとする。

(懲戒の発議)

第 12 条 部局等の長は、懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは、速やかに学長に報告するものとする。

2 前項の行為を行った学生の所属する部局等の教授会は、当該行為に係る事実関係を調査し、懲戒処分の要否等について審議するものとする。

3 国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程（平成18年1月24日制定。以下「規程」という。）第2条第1号に規定する行為を行った場合は、規程第6条第8項に定める調査報告をもって事実関係の調査に代えるものとする。

4 学長が指名した理事は、第2項の調査及び審議に際し、必要に応じて、教授会に対し意見を述べることができる。

5 教授会は、懲戒処分の必要があると認めたときは、事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案を作成し、学長に懲戒の発議を行わなければならない。

(複数の部局等に係わる場合の懲戒手続)

第 13 条 懲戒の対象となりうる行為が、異なる部局等に所属する複数の学生によって引き起こされた場合は、教授会は、事実関係の調査及び審議に際して、相互に連絡し、調整するものとする。

(弁明)

第 14 条 教授会は、第12条第2項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

2 当該学生は、弁明の際、必要な証拠を提出し、証人の喚問を求めることができるとともに、補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。

3 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を

提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分決定)

第 15 条 学長は、第 12 条第 5 項により教授会から発議があったときは、教育研究評議会（以下「評議会」という。）の議を経て、懲戒処分を決定する。

2 評議会は、前項の審議において必要があると認め、改めて事実関係の調査及び審議を行う場合においては、前条の規定を準用する。

(懲戒処分の通知)

第 16 条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付の不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

(懲戒の発効)

第 17 条 懲戒の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむをえない場合は、この限りでない。

(懲戒に関する記録)

第 18 条 懲戒を行った場合は、当該学生の学籍簿にその内容を記録するものとする。

2 証明書その他修学状況に関する文書については、原則として懲戒の内容を記載しないものとする。

(異議申立て)

第 19 条 懲戒処分を受けた者は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、懲戒の発効日から起算して 14 日以内に、文書により学長に異議申立てを行うことができる。

2 学長は、前項の異議申立てがあったときは、再審査の可否を評議会に付議するものとする。

3 評議会が再審査の必要があると認めたとときは、学長は、教授会に再審査を要請するものとする。

(守秘義務)

第 20 条 学生の懲戒に関する事項に関わった職員は、その地位にあることから知り得た情報に関する守秘義務を負う。この義務は、その地位を解かれた後も継続する。

(雑則)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行前に神戸大学学則等を廃止する規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）の規定による廃止前の神戸大学学生懲戒規則の規定によりなされた処分その他の行為は、この規則の規定によりなされた処分その他の行為とみなす。

(中間附則略)

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

# 国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

[平成 18 年 1 月 24 日制定]

## (趣 旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人神戸大学（以下「大学」という。）における全ての職員並びに幼児、児童、生徒、学生及び研究生等（以下「学生等」という。）が個人として尊重されるとともに、就労上及び就学上の適正な環境を維持するため、大学におけるハラスメントの防止及びハラスメントが生じた場合の適切な対応（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関する事項を定める。

## (定 義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ハラスメント 次のイからへまでに掲げるものをいう。

イ セクシュアル・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、言葉、視覚、行動等により、就労、就学、教育又は研究上の関係を利用して、相手の意に反する性的な性質の言動等を行うこと及びそれに伴い、相手が職務及び学業を行う上で利益又は不利益を与え、就労、就学、教育及び研究のための環境（以下「教育研究環境等」という。）を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ロ アカデミック・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、優位な立場や権限を利用し又は逸脱して、その指示、指導等を受ける者の向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ハ パワー・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、自らの地位若しくは権限又は事実上の上下関係を不当に利用して、その指示、指導等を受ける者の向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ニ 妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、妊娠、出産、育児若しくは不妊治療を受けること、又は育児休業制度若しくは介護休業制度の利用等を理由として、向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ホ その他のハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、飲酒の強要、誹謗、中傷、風評の流布、性的指向又は性自認に関する侮辱等により人格又は人権を侵害して、向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うこと、又は障害を理由とする差別により障害者の権利利益を侵害することをいう。

ヘ 性暴力 次に掲げるものをいう。

(イ) 上記イを含め、職員又は学生等が他の職員又は学生等に、相手の意に反する性的な行為等（性交等、わいせつな言動等）を行うことをいう。

(ロ) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 57 号）第 2 条第 3 項に定める児童生徒性暴力等に該当する行為をいう。

(2) 被害を訴えた人 ハラスメントによる被害を受けたと訴えた職員又は学生等をいい、加害者として訴えられたことにより被害を受けたと訴えた職員又は学生等を含む。

(3) 加害者とされた人 被害を訴えた人がハラスメントを行ったとする職員又は学生等をいう。

(4) 部局 各機構、国際人間科学部、医学部、各研究科、高等学術研究院、経済経営研究所、附

属図書館，医学部附属病院，附属学校部，各学内共同教育研究推進組織，各学内共同管理・支援組織，戦略企画室，産官学連携本部，地域連携推進本部，DX・情報統括本部，カーボンニュートラル推進本部，ウェルビーイング推進本部，国立大学法人神戸大学学則（平成16年4月1日制定）第18条第1項の規定により設置される室，事務局（監査室及び内部統制室を含む。），文理農等キャンパス事務局及び社会科学系事務局をいう。

**（学長の責務）**

第2条の2 学長は，職員及び学生等が個人として尊重されるとともに，就労上及び就学上の適正な環境を維持するため，ハラスメントの防止等に必要な措置を講じなければならない。

**（担当理事の責務）**

第2条の3 ハラスメント担当の理事（以下「担当理事」という。）は，学長の指示に基づき，ハラスメントの防止等に関し総括する。

2 担当理事は，ハラスメントの防止等のため，職員及び学生等の意識の啓発及び知識の向上を図らなければならない。

3 担当理事は，ハラスメントの防止等のため，職員に対し，研修を実施しなければならない。

4 担当理事は，ハラスメントが生じた場合は，迅速かつ適切に対処しなければならない。

**（部局の長の責務）**

第2条の4 部局の長は，部局におけるハラスメントの防止等に関し総括する。

2 部局の長は，ハラスメントの防止等のため，職員及び学生等の意識の啓発及び知識の向上を図らなければならない。

3 部局の長は，職員に対し，自ら実施することが適当と認められるハラスメントの防止等のための研修について計画を立て，その実施に努めるものとする。

4 部局の長は，ハラスメントが生じた場合は，迅速かつ適切に対処しなければならない。

**（管理監督者の責務）**

第2条の5 職員を管理若しくは監督又は学生等を指導する地位にある者（以下「管理監督者」という。）は，当該管理若しくは監督する職員又は指導する学生等に対し，次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止に努めるとともに，ハラスメントが生じた場合は，迅速かつ適切に対処しなければならない。

（1）ハラスメントに関し，注意を喚起し，認識を深めさせること。

（2）言動に十分な注意を払うことにより，ハラスメントが生じることがないように配慮すること。

**（職員及び学生等の責務）**

第2条の6 職員及び学生等は，ハラスメントを行ってはならない。

2 職員及び学生等は，この規程並びにこの規程に基づく部局の長若しくは管理監督者の指示又は指導に従い，ハラスメントの防止等に協力し，並びに次条第4項に規定するハラスメント調査委員会及び同条第6項に規定する全学ハラスメント調査委員会の調査等に協力しなければならない。

**（ハラスメント防止・対策本部）**

第3条 大学に，ハラスメントに関する相談に対応するため，ハラスメント防止・対策本部（以下「防止・対策本部」という。）を置く。

2 防止・対策本部は，次に掲げる者をもって組織する。

（1）担当理事

（2）学長が指名する理事（前号の理事を除く。）

（3）事務局長

(4) インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門長

(5) その他学長が必要と認めた者

3 防止・対策本部に本部長を置き、担当理事をもって充てる。

4 防止・対策本部は、相談員等からのハラスメントに関する相談についての報告に対し、被害を訴えた人の意向を確認の上、相談の内容に応じた対処方法を決定するとともに、加害者とされた人が所属する部局（以下「特定部局」という。）の長にハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）の設置等を指示する。

5 前項の規定により、防止・対策本部から調査委員会の設置以外の対応に係る指示を受けた特定部局の長は、適切に対処し、当該結果を速やかに防止・対策本部に報告するものとする。

6 前2項の規定にかかわらず、防止・対策本部は、ハラスメントに関する相談について審議した結果、必要と認めた場合は、学長へ全学ハラスメント調査委員会（以下「全学調査委員会」という。）の設置を要請することがある。

7 防止・対策本部は、必要に応じ、相談事項への対応等を、相談員に報告するものとする。

(防止委員会)

**第 4 条** 大学に、ハラスメントの防止等に関し、その対策等について審議し、その実施及び推進を図るため、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

2 防止委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。この場合において、学長は、委員が両性の委員で構成されるよう配慮するものとする。

(1) 担当理事

(2) 人文学研究科、国際文化学研究科、人間発達環境学研究科、法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、理学研究科、医学研究科、保健学研究科、工学研究科、システム情報学研究科、農学研究科、海事科学研究科、国際協力研究科及び経済経営研究所から選出された教授各1人

(3) 事務局長

(4) インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門長

(5) 事務局長が指名した事務系職員若干人

(6) その他学長が必要と認めた者

3 防止委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) ハラスメントの防止に関する研修・啓発活動の企画及び実施に関すること。

(2) ハラスメントに関する相談への対応状況に関すること。

(3) その他ハラスメントの防止に関すること。

4 第2項第2号、第5号及び第6号の委員は、学長が任命する。

5 第2項第2号、第5号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 防止委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。

7 委員長は、防止委員会を招集し、その議長となる。

8 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

9 防止委員会において、ハラスメントに関する相談に対応するに当たっては、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに相談内容に関して秘密保持に留意するものとする。

10 この条に定めるもののほか、防止委員会の運営に関し必要な事項は、防止委員会が定める。

(相談窓口)

**第 5 条** ハラスメントに関する相談窓口として相談員を置き、次の各号に掲げる者をもって充て

る。

- (1) 部局の長及び部局選出の評議員
  - (2) 神戸大学学生委員協議会規程（平成16年4月1日制定）第2条に定める者
  - (3) 部局の長から指名された職員
  - (4) インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンターの保健管理医及び「こころの健康相談」のカウンセラー
- 2 前項第3号の相談員の部局毎の人数については、防止委員会が定めるものとし、部局の長は、相談員の指名に当たっては、女性の指名について配慮するものとする。
- 3 相談員の責務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) ハラスメントに関する相談に応ずるとともに、自主的解決への支援等を行うこと。
  - (2) 関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに相談内容に関して秘密保持に留意すること。
  - (3) ハラスメントに関する相談を受けた場合は、被害を訴えた人の意向を確認の上、防止・対策本部の本部長に報告すること。
- 4 相談員は、学長が委嘱する。
- 5 相談員の主配置先又は所属並びに氏名及び連絡先については、毎年明示するものとする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、ハラスメントに関する相談は、相談員以外の職員に行うことができる。この場合において、相談を受けた者は相談内容に関し秘密保持に留意し、被害を訴えた人の意向を確認の上、防止・対策本部の本部長に報告するものとする。

(調査委員会)

- 第6条** 第3条第4項の規定に基づく調査委員会は、特定部局以外の部局に所属する職員1人以上を含む3人以上の委員をもって組織する。
- 2 前項の特定部局に所属する委員については、特定部局の長が指名する。
  - 3 第1項の特定部局以外の部局に所属する委員については、特定部局の長が、当該部局の長に選出を依頼し、選出された者に委員を委嘱する。
  - 4 特定部局が複数ある場合は、特定部局の長が協議の上、委員の指名又は委嘱を行うものとする。
  - 5 前3項の規定により委員を指名又は委嘱することが適当でない場合は、本部長が委員を指名するものとする。
  - 6 第1項の規定にかかわらず、本部長が特に必要と認める場合には、学外者に委員を委嘱することができる。
  - 7 調査委員会の調査に関して、特定部局の長は、中立の立場を維持するものとする。
  - 8 調査委員会は、当該ハラスメントに関する事実関係を調査し、特定部局の長を通じて調査の結果を防止・対策本部に報告するものとする。
  - 9 前項の報告を受けた防止・対策本部は、調査結果を学長に報告するものとする。
  - 10 学長は、調査結果の内容に疑義があるときは、防止・対策本部を通じて当該調査委員会に再調査等を指示、又は全学調査委員会を設置することができる。
  - 11 調査委員会は、調査の実施に関し、学長が別に指名する外部専門家に適宜意見を求めることができる。
  - 12 調査委員会は、被害を訴えた人及び加害者とされた人並びにその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとする。ただし、調査を行うに当たっては、事情聴取対象者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、聴取事項等に関して秘密保持に留意しなければならない。

- 13 調査委員会は、前項の調査を行うに当たり、加害者とされた人にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。
- 14 加害者とされた人は、弁明の際、必要な証拠を提出し、関係者等からの事情聴取を求めることができるとともに補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。
- 15 調査委員会は、加害者とされた人が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。
- 16 その他調査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(全学調査委員会)

第 7 条 第 3 条第 6 項の規定に基づき学長が設置する全学調査委員会は、3人以上の委員をもって組織する。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合には、学外者に委員を委嘱することができる。
- 4 全学調査委員会は、当該ハラスメントに関する事実関係を調査し、調査の結果を防止・対策本部に報告するものとする。
- 5 前項の報告を受けた防止・対策本部は、調査結果を学長に報告するものとする。
- 6 学長は、調査結果の内容に疑義があるときは、防止・対策本部を通じて当該全学調査委員会に再調査等を指示することができる。
- 7 全学調査委員会は、調査の実施に関し、学長が別に指名する外部専門家に適宜意見を求めることができる。
- 8 全学調査委員会は、被害を訴えた人及び加害者とされた人並びにその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとする。ただし、調査を行うに当たっては、事情聴取対象者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、聴取事項等に関して秘密保持に留意しなければならない。
- 9 全学調査委員会は、前項の調査を行うに当たり、加害者とされた人にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。
- 10 加害者とされた人は、弁明の際、必要な証拠を提出し、関係者等からの事情聴取を求めることができるとともに補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。
- 11 全学調査委員会は、加害者とされた人が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。
- 12 その他全学調査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(調査結果への対処)

第 8 条 学長は、調査委員会及び全学調査委員会(以下「調査委員会等」という。)の調査結果により、ハラスメントの事実が明らかになった場合には、国立大学法人神戸大学職員就業規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)等の規定に基づき、ハラスメントの行為者に対し、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 学長は、調査委員会等の調査結果を、被害を訴えた人及び加害者とされた人に通知するものとする。
- 3 学長は、調査委員会等の調査結果を、被害を訴えた人が所属する部局の長及び特定部局の長に通知するものとする。
- 4 前項の通知を受けた部局の長は、必要な措置を講ずるものとする。

(啓発及び再発防止のための活動)

第 8 条の 2 担当理事及び防止・対策本部は、この規程の概要について周知させるため、定期的な啓

発活動を実施しなければならない。

- 2 担当理事及び防止・対策本部は、ハラスメントの発生状況を踏まえ、発生した原因を分析し、再発防止策を講ずるものとする。

(調査結果等の取扱い)

- 第 9 条 調査委員会等の調査資料及び調査結果は、特段の事情がない限り公開しないものとする。

(不利益取扱いの禁止)

- 第 10 条 相談員等及びハラスメントに起因する問題の対処に関わる者は、ハラスメントに関する相談者、相談に係る調査への協力その他の対応をした職員又は学生等に対し、そのことをもって就労上及び就学上不利益な取扱いをしてはならない。ただし、虚偽の申し出を行った場合はこの限りでない。

(関係者に対する規程の準用)

- 第 10 条の 2 職員であった者、学生等であった者その他の関係者（学長が別に定める者に限る。）からのハラスメントに関する相談については、この規程を準用する。

- 2 前項の場合において、職員であった者は、在職しなくなったときから 1 年以内、学生等であった者は、在籍しなくなったときから 1 年以内に限り、相談することができるものとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(事務)

- 第 11 条 ハラスメントの防止、対応等に関する事務は、総務部人事課又は学務部学生支援課において行う。

- 2 第 3 条第 4 項の規定に基づく調査委員会に関する事務は、特定部局の事務部において行う。

- 3 前項の特定部局が複数ある場合には、特定部局の長が協議の上、事務を行う事務部を決定する。

(雑則)

- 第 12 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 1 月 24 日から施行する。

- 2 国立大学法人神戸大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程（平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「旧規程」という。）は、廃止する。

- 3 この規程施行の際現に旧規程第 3 条の規定により任命されているセクシュアル・ハラスメント防止委員会委員は、この規程第 3 条の規定により任命された防止委員会委員とみなし、その任期は、同条第 5 項の規定にかかわらず、文学部、発達科学部、理学部、工学部、海事科学部、経済学研究科、自然科学研究科及び国際協力研究科の委員については平成 18 年 10 月 31 日まで、国際文化学部、農学部、経済経営研究所、法学研究科、経営学研究科及び医学系研究科の委員については平成 19 年 10 月 31 日までとする。

- 4 この規程施行の際現に旧規程第 4 条の規定により委嘱されている相談員は、この規程第 5 条の規定により委嘱された相談員とみなす。

(中間附則略)

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。



## 2 . 全学共通授業科目履修規則等



# 神戸大学全学共通授業科目履修規則

[平成 16 年 4 月 1 日制定]

## (趣 旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則（平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教学規則」という。）第 28 条第 1 項の規定に基づき、全学に共通する授業科目（以下「全学共通授業科目」という。）の履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

## (全学共通授業科目及び単位数)

第 3 条 全学共通授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、臨時に全学共通授業科目を開設することがある。

3 前項の授業科目及び単位数は、開設の都度定める。

## (全学共通授業科目の年次配当)

第 4 条 全学共通授業科目の各年次の配当は、各学部規則の定めるところによる。

## (履修要件)

第 5 条 全学共通授業科目の履修要件は、各学部規則の定めるところによる。

## (履修手続)

第 6 条 学生は、毎学期指定の期日までに、履修しようとする全学共通授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

## (試験)

第 7 条 試験は、授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末及びクォーター末以外の時期に行うことがある。

2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験に代えることがある。

3 不合格となった全学共通授業科目については、再試験を行わない。ただし、別に定める条件を満たす場合は、この限りでない。

4 試験に欠席した者に対しては、追試験を行わない。ただし、神戸大学高等教育推進機構教養教育院において特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

## (成績評価基準)

第 8 条 教学規則第 30 条に規定する成績評価基準については、別に定める。

## (雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、神戸大学高等教育推進機構教養教育院長が定める。

## 附 則

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則施行の際現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成 16 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、神戸大学学則等を廃止する規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 2 条の規定による廃止前の神戸大学全学共通授業科目履修規則の規定の例による。

(中間附則略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

別表

[別紙参照]

別表(第3条関係)  
全学共通授業科目及び単位数

授業科目の区分等		授 業 科 目	単 位	備 考	
教養科目	基盤系	教養とは何か	1		
		多言語と多文化の世界	1		
		情報基礎	1		
		データサイエンス基礎学	1		
	人文系	哲学	1		
		論理学	1		
		倫理学	1		
		科学技術と倫理	1		
		心理学A	1		
		心理学B	1		
		教育学A	1		
		教育学B	1		
		教育と人間形成	1		
		言語科学A	1		
		言語科学B	1		
		文学A	1		
		文学B	1		
		芸術と文化A	1		
		芸術と文化B	1		
		芸術史A	1		
		芸術史B	1		
		美術史A	1		
		美術史B	1		
		科学史A	1		
		科学史B	1		
		日本史A	1		
		日本史B	1		
		東洋史A	1		
		東洋史B	1		
		アジア史A	1		
		アジア史B	1		
		西洋史A	1		
		西洋史B	1		
		考古学A	1		
		考古学B	1		
		社会系	法学A	1	
			法学B	1	
			社会生活と法	1	
			国家と法	1	
			政治学A	1	
	政治学B		1		
	政治と社会		1		
	経済学A		1		
	経済学B		1		
現代の経済A	1				
現代の経済B	1				
経済社会の発展	1				
経営学	1				
社会学	1				
教育と社会	1				
地理学	1				
社会思想史	1				
文化人類学	1				
現代社会論A	1				
現代社会論B	1				
越境する文化	1				
生活環境と技術	1				

教養科目	自然系	数学A	1		
		数学B	1		
		数学C	1		
		数学D	1		
		統計学A	1		
		統計学B	1		
		物理学A	1		
		物理学B	1		
		現代物理学が描く世界	1		
		身近な物理法則	1		
		化学A	1		
		化学B	1		
		生物学A	1		
		生物学B	1		
		生物学C	1		
		生物学D	1		
		生命科学A	1		
		生命科学B	1		
		医学A	1		
		医学B	1		
		保健学A	1		
		保健学B	1		
		健康科学A	1		
		健康科学B	1		
		惑星学A	1		
		惑星学B	1		
		情報学A	1		
		情報学B	1		
	社会と環境	ESD論(持続可能な社会づくり)基礎	1		
		ESD論(持続可能な社会づくり)A	1		
		ESD論(持続可能な社会づくり)B	1		
		環境学入門A	1		
		環境学入門B	1		
		海への誘い	2		
		瀬戸内海学入門	2		
		社会と人権A	1		
		社会と人権B	1		
		社会と人権C	1		
	総合系	ジェンダーとセクシュアリティ	A	1	
			B	1	
		価値と創造	阪神・淡路大震災と都市の安全	1	
			ボランティアと社会貢献活動A	1	
			ボランティアと社会貢献活動B	1	
			地域社会形成基礎論	1	
			ひょうご神戸学	1	
			日本酒学入門	1	
			神戸大学史	1	
			神戸大学研究最前線	1	
社会基礎学	2				
職業と学び-キャリアデザインを考えるA	1				
職業と学び-キャリアデザインを考えるB	1				
価値創造論基礎	1				
価値創造論A	1				
価値創造論B	1				
価値創造論C	1				
アントレプレナーシップ入門	1				

教養科目	科学と技術	食と健康A	1	
		食と健康B	1	
		生物資源と農業A	1	
		生物資源と農業B	1	
		生物資源と農業C	1	
		生物資源と農業D	1	
		科学技術と社会A	1	
		科学技術と社会B	1	
		科学技術と社会C	1	
		科学技術と社会D	1	
		カタチの文化学	1	
		カタチの自然学A	1	
		カタチの自然学B	1	
		カタチの科学	1	
		放射線科学	2	
		データサイエンス概論A	1	
		データサイエンス概論B	1	
		データサイエンス基礎演習	1	
		データサイエンスPBL演習	1	
		総合系	外国語セミナーA(英語)	1
	外国語セミナーB(英語)		1	
	外国語セミナーC(英語)		1	
	外国語セミナーD(英語)		1	
	外国語セミナーA(ドイツ語)		1	
	外国語セミナーB(ドイツ語)		1	
	外国語セミナーC(ドイツ語)		1	
	外国語セミナーD(ドイツ語)		1	
	外国語セミナーE(ドイツ語)		1	
	外国語セミナーF(ドイツ語)		1	
	外国語セミナーA(フランス語)		1	
	外国語セミナーB(フランス語)		1	
	外国語セミナーC(フランス語)		1	
	外国語セミナーD(フランス語)		1	
	外国語セミナーE(フランス語)		1	
	外国語セミナーF(フランス語)		1	
	外国語セミナーA(中国語)		1	
	外国語セミナーB(中国語)		1	
	外国語セミナーC(中国語)		1	
	外国語セミナーD(中国語)		1	
	外国語セミナーE(中国語)		1	
	外国語セミナーF(中国語)		1	
	外国語セミナーA(ロシア語)		1	
	外国語セミナーB(ロシア語)		1	
	外国語セミナーC(ロシア語)		1	
	外国語セミナーD(ロシア語)		1	
	外国語セミナーE(ロシア語)	1		
外国語セミナーF(ロシア語)	1			
世界と日本	多言語セミナー1(スペイン語)	1		
	多言語セミナー2(スペイン語)	1		
	多言語セミナー3(スペイン語)	1		
	多言語セミナー4(スペイン語)	1		
	多言語セミナー1(イタリア語)	1		
	多言語セミナー2(イタリア語)	1		
	多言語セミナー3(イタリア語)	1		
	多言語セミナー4(イタリア語)	1		
	多言語セミナー1(韓国語)	1		
	多言語セミナー2(韓国語)	1		
	多言語セミナー3(韓国語)	1		
	多言語セミナー4(韓国語)	1		
	多言語セミナー1(ラテン語)	1		
	多言語セミナー2(ラテン語)	1		

教養科目	総合系	多言語セミナー3(ラテン語)	1	
		多言語セミナー4(ラテン語)	1	
		複言語共修セミナー(タンデム)	1	
		複言語共修セミナー(外国語としての日本語)	1	
		グローバルリーダーシップ育成基礎演習	2	
		多文化共生のための日本語コミュニケーション	1	
		海外留学のすすめA	1	
		海外留学のすすめB	1	
		グローバルラーニングスキルズ	1	
		グローバルエキスパートセミナー	1	
		グローバルチャレンジ実習	1又は2	
		国際共修プロジェクト	1又は2	
		国際協力の現状と課題A	1	
		国際協力の現状と課題B	1	
	国際協力アクティブ・ラーニングA	2		
	国際協力アクティブ・ラーニングB	2		
	国際協力アクティブ・ラーニングC	2		
	外国語系	Academic English Communication A1	0.5	
		Academic English Communication A2	0.5	
		Academic English Communication B1	0.5	
		Academic English Communication B2	0.5	
		Academic English Communication B1 (ACE)	0.5	
		Academic English Communication B2 (ACE)	0.5	
		Academic English Literacy A1	0.5	
		Academic English Literacy A2	0.5	
		Academic English Literacy B1	0.5	
		Academic English Literacy B2	0.5	
		Academic English Literacy B1 (ACE)	0.5	
Academic English Literacy B2 (ACE)		0.5		
外国語第I		ドイツ語初級A1	0.5	
		ドイツ語初級A2	0.5	
	ドイツ語初級B1	0.5		
	ドイツ語初級B2	0.5		
	ドイツ語初級A3	0.5		
	ドイツ語初級A4	0.5		
	ドイツ語初級B3	0.5		
	ドイツ語初級B4	0.5		
	ドイツ語初級SA3	0.5		
	ドイツ語初級SA4	0.5		
	ドイツ語初級SB3	0.5		
	ドイツ語初級SB4	0.5		
	ドイツ語中級C1	0.5		
	ドイツ語中級C2	0.5		
外国語第II	フランス語初級A1	0.5		
	フランス語初級A2	0.5		
	フランス語初級B1	0.5		
	フランス語初級B2	0.5		
	フランス語初級A3	0.5		
	フランス語初級A4	0.5		
	フランス語初級B3	0.5		
	フランス語初級B4	0.5		
	フランス語初級SA3	0.5		
	フランス語初級SA4	0.5		
	フランス語初級SB3	0.5		
	フランス語初級SB4	0.5		
	フランス語中級C1	0.5		
	フランス語中級C2	0.5		
中国語初級A1	0.5			
中国語初級A2	0.5			
中国語初級B1	0.5			
中国語初級B2	0.5			

教養科目	外国語系	外国語第Ⅱ	中国語初級A3	0.5	
			中国語初級A4	0.5	
			中国語初級B3	0.5	
			中国語初級B4	0.5	
			中国語初級SA3	0.5	
			中国語初級SA4	0.5	
			中国語初級SB3	0.5	
			中国語初級SB4	0.5	
			中国語中級C1	0.5	
			中国語中級C2	0.5	
			ロシア語初級A1	0.5	
		ロシア語初級A2	0.5		
		ロシア語初級B1	0.5		
		ロシア語初級B2	0.5		
		ロシア語初級A3	0.5		
		ロシア語初級A4	0.5		
		ロシア語初級B3	0.5		
		ロシア語初級B4	0.5		
		ロシア語中級C1	0.5		
		ロシア語中級C2	0.5		
		外国語第Ⅲ	第三外国語(ドイツ語)T1	0.5	
			第三外国語(ドイツ語)T2	0.5	
	第三外国語(ドイツ語)T3		0.5		
	第三外国語(ドイツ語)T4		0.5		
	第三外国語(フランス語)T1		0.5		
	第三外国語(フランス語)T2		0.5		
	第三外国語(フランス語)T3		0.5		
	第三外国語(フランス語)T4		0.5		
	健康・スポーツ科学系	健康・スポーツ科学講義A	1		
		健康・スポーツ科学講義B	1		
健康・スポーツ科学実習基礎		1			
健康・スポーツ科学実習1		0.5			
健康・スポーツ科学実習2		0.5			
共通専門基礎科目	情報科学1	1			
	情報科学2	1			
	心と行動	2			
	線形代数入門1	1			
	線形代数入門2	1			
	線形代数1	1			
	線形代数2	1			
	線形代数3	1			
	線形代数4	1			
	微分積分入門1	1			
	微分積分入門2	1			
	微分積分1	1			
	微分積分2	1			
	微分積分3	1			
	微分積分4	1			
	数理統計1	1			
	数理統計2	1			
	物理学入門	1			
	力学基礎1	1			
	力学基礎2	1			
	電磁気学基礎1	1			
	電磁気学基礎2	1			
	連続体力学基礎	1			
	熱力学基礎	1			
	量子力学基礎	1			
	相対論基礎	1			
	物理学実験基礎	1			
	物理学実験	2			

共通専門基礎科目	基礎無機化学1	1		
	基礎無機化学2	1		
	基礎物理化学1	1		
	基礎物理化学2	1		
	基礎有機化学1	1		
	基礎有機化学2	1		
	化学実験1	1		
	化学実験2	1		
	生物学概論A1	1		
	生物学概論A2	1		
	生物学概論B1	1		
	生物学概論B2	1		
	生物学概論C1	1		
	生物学概論C2	1		
	生物学概論D1	1		
	生物学概論D2	1		
	生物学各論A1	1		
	生物学各論A2	1		
	生物学各論C1	1		
	生物学各論C2	1		
	生物学各論D1	1		
	生物学各論D2	1		
	生物学各論E1	1		
	生物学各論E2	1		
	生物学実験1	1		
	生物学実験2	1		
	基礎地学1	1		
	基礎地学2	1		
	資格免許のための科目	日本国憲法1	1	
		日本国憲法2	1	

## 教養教育院開講科目の追試験に関する内規

[平成 16 年 4 月 1 日 制定]

最終改正 令和 8 年 1 月 22 日

- 第 1 条 神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 7 条第 4 項の規定に基づき、追試験に関する事項について定める。
- 第 2 条 追試験は原則として行わないが、次の各号の一に該当する場合は、高等教育推進機構教養教育院教養教育委員会の議を経て行うことがある。
- (1) 急性の病気
  - (2) 忌引（配偶者、二親等内の親族）
  - (3) 不慮の事故（自損、他損を問わない。）
  - (4) 公共交通機関の運休又は大幅な遅延
  - (5) 大学の授業科目として行われる実習（教育実習、介護体験、学外での調査・見学等）
  - (6) その他やむを得ない事由
- 2 前項第 1 号に規定する「急性の病気」については、医師の診断書（治療期間の明記されたものに限る）又は診断書に準ずるものが提出された場合、あるいは提出することを条件に、これを認めるものとする。
- 3 第 1 項第 2 号の忌引の期間は、次の各号に掲げる親族に応じ、当該各号に定める期間とする。
- (1) 配偶者又は父母 7 日以内
  - (2) 子 5 日以内
  - (3) 配偶者の父母 3 日以内
  - (4) 二親等の親族 3 日以内
- 第 3 条 追試験受験の願い出は、事由を明記した追試験受験願（所定の用紙）に診断書又は証明書等を添付して教養教育院長に提出するものとする。
- 第 4 条 追試験受験願の提出期限は当該定期試験終了後 1 週間以内とする。
- 第 5 条 追試験の実施時期は原則として、許可後 1 週間以内とする。
- 第 6 条 定期試験期間以外に実施される期末試験についても取扱いを同じとする。
- 第 7 条 休学及び欠席届の期間中に実施された試験科目については、追試験を行わない。

### 附 則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この内規は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この内規は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この内規は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

# 教養教育院開講科目の定期試験等における不正行為に関する申合せ

(平成16年4月1日 制定)  
最終改正 令和8年1月22日

## 1. 定義

この申合せにおいて「不正行為」とは、次に掲げる場合をいう。

(1) 定期試験または授業中における試験において、試験時間中に次の行為を実行した場合

- ①受験のために許可された物品以外（筆箱、下敷き、パソコン及び携帯電話等の通信機器を含む）を机上、または机の中に置いていた場合
- ②持ち込みが許可されていないノート、教科書、配付資料、参考書、メモ等を参照していた場合
- ③他人の答案を写す、または他人に答案を写させた場合
- ④受験者本人に代わって受験した、または他人に代理受験を依頼した場合
- ⑤試験内容について私語を交わす、または試験の妨害をした場合
- ⑥試験監督者の指示に従わなかった場合
- ⑦その他、試験の公正性を損なう行為や成績評価を妨げる行為を行った場合

(2) 成績評価のために課すレポート等において、次の行為を実行した場合

- ①他人の作成したレポート等の内容を書き写す（内容の一部書き換えを含む）、または他人にレポート等の内容を作成させた場合
- ②故意に他人にレポート等の内容を書き写させる、または他人に作成したレポート等を提供した場合
- ③レポート等の作成において剽窃（他人の著作物の内容等について出典を明記せず、自分の作成した内容とする等）した場合
- ④レポート等の作成においてデータや画像の改ざん、捏造を行った場合
- ⑤その他、レポート等の公正性を損なう行為や成績評価を妨げる行為を行った場合

## 2. 不正行為の認定等

- (1) 授業・定期試験期間内に実施する定期試験については監督責任者が面談を行い、不正行為か否かの認定を行う。
- (2) 授業・定期試験期間以外に実施する定期試験並びに授業中における試験または成績評価のために課すレポート等については、授業担当教員及び教務専門委員会委員が面談を行い、不正行為かの認定を行う。
- (3) 授業担当教員が非常勤講師の場合は、当該授業科目を提供する教育部会構成員が代わって面談を行い、不正行為か否かの認定を行うことができる。
- (4) (1) (2) 及び (3) において、不正行為を認定した場合は、当該学生に事実確認書を提出させ、反省を促す。
- (5) 高等教育推進機構教養教育院長は、不正行為者の事実確認書を添付の上、所属学部へ通知する。
- (6) 不正行為があった学期の教養教育院の履修科目の成績を無効とする。その処置については、所属学部教授会が行う。

## 3. その他

この申合せに定めるもののほか、不正行為等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この申合せは、令和5年4月1日から施行する。
- 2 教養教育院開講科目における不正行為について（平成29年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この申合せは、令和8年4月1日から施行する。

# 神戸大学高等教育推進機構教養教育院における成績評価基準に関する内規

[平成 16 年 4 月 1 日 制定]  
最最終改正 令和 8 年 1 月 22 日

## (趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 9 条及び神戸大学共通細則第 4 条の規定に基づき、神戸大学高等教育推進機構教養教育院（以下「教養教育院」という。）における成績評価基準について必要な事項を定める。

## (成績評価の方法)

第 2 条 各授業科目の成績評価は、当該授業科目の目的及び学修目標に基づき、定期試験の結果、学生の授業への参加状況、課題への対応状況、レポート等の提出状況等、学生の授業への取組状況と成果を用いて、総合的に行うものとする。

## (成績評価の方法及び学修目標の公表)

第 3 条 各授業科目の成績評価の方法及び学修目標については、別に定める成績評価方針に基づき、当該授業担当教員が定め、教養教育院のシラバスに掲載し、公表するものとする。

## (成績及び評価基準)

第 4 条 授業科目の成績は、100 点を満点として以下の区分により評価し、秀、優、良、及び可を合格、不可を不合格とする。なお、特別の理由により評点による成績評価を行わない一部の科目については、合・否により成績評価を行う。

評語名 (和文)	評語名 (英文)	評 点	評価基準
秀	S	90 点以上	学修の目標を達成し、特に優れた成績を収めている。
優	A	80 点以上 90 点未満	学修の目標を達成し、優れた成績を収めている。
良	B	70 点以上 80 点未満	学修の目標を達成し、良好な成績を収めている。
可	C	60 点以上 70 点未満	学修の目標を達成している。
不可	F	60 点未満	学修の目標を達成していない。

ただし、再試験により合格した場合の成績は、可（C）60 点とする。

## 附 則

この内規は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この内規は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

1 この内規は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 この内規施行の際、現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 23 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

## 附 則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和8年4月1日から施行する。

## 協定等に基づき留学する学生の教養教育院開講科目の 定期試験の取扱いに関する申合せ

(平成16年4月1日 制定)  
最終改正 令和8年1月22日

1. 協定に基づき留学（短期海外研修等を含む。）する学生または神戸大学の教育プログラム（海外で実施されるものに限る。）に参加する学生が、教養教育院開講科目の定期試験を受験できない場合には、定期試験の実施日の変更を認めることがある。
2. 前項に該当する学生で定期試験の実施日の変更を希望する者は、原則として出発日の属する月の前々月の10日までに高等教育推進機構教養教育院長に別紙様式により申し出るものとする。なお、特別な事情により、期日までに申し出ることができない場合は、理由書（様式自由）を添付し、その旨を申し出るものとする。
3. 定期試験の実施日の変更は、高等教育推進機構教養教育院教養教育委員会の了承を経て、行うものとする。
4. 定期試験の実施は、担当教員の指示する方法によるものとする。

### 附 則

この申合せは、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この申合せは、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この申合せは、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この申合せは、平成29年6月1日から施行する。

### 附 則

この申合せは、令和4年4月1日から施行する。

### 附 則

この申合せは、令和8年4月1日から施行する。

## 学生からの成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ

〔平成26年1月23日制定〕

この申合せは、学生から成績評価に対する申し立てがあった場合、成績評価の透明性、厳格性を確保するため、その手続きについて定める。

(申し立ての理由)

学生は受講した教養教育院開講科目に関する成績評価について、当該授業科目の成績評価基準に照らして疑義がある場合は、教養教育院長に申し立てを行い、成績評価について、担当教員に説明を求めることができるものとする。

(申し立ての手続き)

成績評価に対する申し立ては、所属学部での成績発表後1週間以内に行うこととし、申し立てを行う授業科目名、担当教員名、申し立ての内容及びその理由等を所定の用紙に記入し、学務課共通教育グループに提出することとする。

(申し立てへの対応)

申し立てを受けた当該授業科目の担当教員は、申し立てた学生に対し成績評価について速やかに学務課共通教育グループを通じ、回答を行うものとする。

また、その結果については、授業担当教員等は書面により、教養教育院長に報告することとする。

附 則

この申合せは、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和4年4月1日から施行する。

### 3 . 学 部 規 則 等



# 神戸大学法学部規則

[平成16年4月1日制定]

## (趣 旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。）に基づき、神戸大学法学部（以下「本学部」という。）に関する必要な事項について定めるものとする。

## (教育研究上の目的)

第1条の2 本学部は、広く知識を授けるとともに、法学・政治学の教育研究を行い、幅広い教養及び法学・政治学の専門的知識を身に付け、ますます高度に専門化した社会における要請に対応しうる問題解決能力を有する人材及び急激に進展しつつある国際的環境のもと、法的・政治的な領域について国際的な貢献を行う能力を有する人材を養成することを目的とする。

## (学 科)

第 2 条 本学部に法律学科を置く。

## (学 科 目)

第 3 条 本学部の学科に次の学科目を置く。

基礎法学

公法学

私法学

政治学・国際関係論

## (授業科目、単位数等)

第 4 条 本学部授業科目群の授業科目、単位数等は、別表第1のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、臨時に授業科目を開設することがある。

3 前項の授業科目及び単位数は、開設の都度定める。

4 授業科目の各年次の配当は、専門科目については別表第1口のとおりとし、専門科目以外の授業科目については、別に定める。

5 教学規則第27条第2項の規定により実施する授業科目については、別に定める。

## (単位の基準)

第 5 条 各授業科目の単位の計算は、原則として、15時間の授業をもって1単位とする。

## (履修コース)

第 6 条 本学部に次の履修コースを置く。

司法コース

企業・行政コース

政治・国際コース

2 学生は、第3年次の初めの指定の期間内に、前項の各履修コースのうちいずれか一つを選択し、所定の履修コース届を神戸大学法学部長（以下「学部長」という。）に提出しなければならない。

3 学生は、履修コースの変更を希望するときは、指定の期間内に、所定の履修コース変更届を学部長に提出しなければならない。

## (履修要件)

第 7 条 学生は、別表第2及び次の各号に定めるところに従い、124単位以上を修得しなければな

らない。

- (1) 別表第1イの表に定めるところに従い、同表に掲げる授業科目から24単位以上
  - (2) 別表第1ロの表に定めるところに従い、同表に掲げる授業科目から98単位以上
  - (3) 前2号の規定に加え、別表第1イ又は別表第1ロに掲げる授業科目から2単位以上
- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第4条第5項の授業科目の履修により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。
  - 3 特別講義は、20単位を限度として、第1項第2号に定める単位数に算入することができる。
  - 4 プログラム講義は、20単位を限度として、第1項第2号に定める単位数に算入することができる。ただし、前項に規定する単位数と合わせて30単位を超えないものとする。
  - 5 学生が、別に定める他学部の専門科目の単位を修得したときは、これらの単位数を20単位を限度として第1項第2号の単位数に算入することができる。
  - 6 外国人留学生が教学規則第26条第2項の規定により開設された授業科目の単位を修得したときは、別に定めるところにより、これらの単位数を第1項第1号に定める単位数に算入することができる。

#### (履修科目の登録の上限)

- 第8条** 教学規則第29条第1項の規定に基づく履修科目の登録の上限は、46単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本学部に編入学又は転入学する者についての履修科目の登録の上限は、50単位とする。
  - 3 前条の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前2項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。
  - 4 前項に規定する履修科目の登録の上限を超える者の基準については、別に定める。
  - 5 前3項に定めるもののほか、別に定めるところにより、第1項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

#### (授業科目の履修)

- 第9条** 学生は、每学期指定の期日までに、所定の履修届を学部長に提出しなければならない。
- 2 他学部の授業科目の履修については、学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

#### (他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

- 第10条** 学生は、神戸大学法学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、本学部と協定している他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下同じ。）の授業科目を履修することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生は、教授会の議を経て、協定に基づかずに外国の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。
  - 3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て、60単位を限度として本学部において修得したものとみなし、第7条第1項に定める単位数に算入することができる。

#### (休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い)

- 第10条の2** 学生が休学期間中に本学部と協定している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、本学部において修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を

経て、本学部において修得したものとみなすことができる。

- 3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第3項により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として、第7条第1項に定める単位数に算入することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第10条の3 教学規則第35条第1項に規定する単位の認定は、教授会の議を経て行う。

- 2 前項の規定により認定された単位数は、第10条第2項及び前条第2項により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を限度として、第7条第1項に定める単位数に算入することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第11条 教学規則第36条第1項及び第2項に規定する既修得単位の認定は、教授会の議を経て行う。

- 2 既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の指定の期日までに必要な書類を学部長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により認定された単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第10条第3項、第10条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を限度として、第7条第1項に定める単位数に算入することができる。

(単位の授与)

第12条 授業科目を履修した者に対しては、試験その他の適切な方法により学修の成果を評価し、合格した場合は、その授業が終了した学期末に所定の単位を与える。

(試験)

第13条 試験は、各授業科目について、その授業が終了したクォーター末又は学期末に行う。

- 2 クォーター末又は学期末に行う試験は、その授業のあるクォーター中又は学期中に随時行う考査その他の評価方法をもって代えることがある。
- 3 別表第1口に掲げる授業科目の試験に欠席した者は、別に定めるところにより、特別の理由がある場合に限り、教授会の議を経て、当該授業科目の追試験を受験することができる。

(成績)

第14条 授業科目の成績は、100点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

- 秀 (90点以上)
- 優 (80点以上90点未満)
- 良 (70点以上80点未満)
- 可 (60点以上70点未満)
- 不可 (60点未満)

- 2 成績は、その授業のあるクォーター中又は学期中に随時行う考査の結果を考慮して評価することがある。

(成績評価基準)

第15条 教学規則第30条に規定する成績評価基準については、別に定める。

(卒業)

第16条 所定の期間在学し、第7条に規定する要件を満たした者について、卒業を認定する。

2 教学規則第22条第2項に規定する早期卒業の認定の基準は、別に定める。

(転学部)

第17条 他学部の学生で、当該学部長の承認を得て本学部に転学部を志望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

2 前項の転学部は、第2年次又は第3年次の初めに行うものとする。

(留学)

第18条 学生が第10条第1項又は第2項の規定により外国の大学又は短期大学に留学しようとするときは、学部長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により留学した期間は、修業年限に算入する。

(特別聴講学生)

第19条 本学部と協定している他の大学又は短期大学の学生で、本学部の特別聴講学生を志願する者は、別に定めるところにより、所属大学を経由して学部長に願い出るものとする。

2 特別聴講学生の許可の時期は、その履修しようとする授業科目が開講される学期の初めとし、在学期間は、履修する授業科目が開講される期間とする。

(科目等履修生及び聴講生)

第20条 科目等履修生及び聴講生に関する事項は、別に定める。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の神戸大学法学部規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、神戸大学学則等を廃止する規則（平成16年4月1日制定）第2条の規定による廃止前の神戸大学法学部規則の規定の例による。

3 前項に規定する者に対して、新規則の授業科目を履修させる必要が生じた場合の取扱いについては、教授会が定める。

(中間附則略)

附 則

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和8年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表第1 授業科目、単位数(第4条、第7条関係)

イ 専門科目以外の科目

授業科目の区分等		授業科目	単位数	備考
教 養 科 目	基 盤 系	教養とは何か	1	※4単位必修
		多言語と多文化の世界	1	
		情報基礎	1	
		データサイエンス基礎学	1	
	人 文 系	哲学	1	
		論理学	1	
		倫理学	1	
		科学技術と倫理	1	
		心理学A	1	
		心理学B	1	
		教育学A	1	
		教育学B	1	
		教育と人間形成	1	
		言語科学A	1	
		言語科学B	1	
		文学A	1	
		文学B	1	
		芸術と文化A	1	
		芸術と文化B	1	
		芸術史A	1	
		芸術史B	1	
		美術史A	1	
		美術史B	1	
		科学史A	1	
		科学史B	1	
		日本史A	1	
		日本史B	1	
		東洋史A	1	
		東洋史B	1	
		アジア史A	1	
		アジア史B	1	
		西洋史A	1	
		西洋史B	1	
		考古学A	1	
		考古学B	1	
		自 然 系	数学A	
	数学B		1	
	数学C		1	
	数学D		1	
	統計学A		1	
	統計学B		1	
	物理学A		1	
	物理学B		1	
	現代物理学が描く世界		1	
身近な物理法則	1			
化学A	1			
化学B	1			
生物学A	1			
生物学B	1			
生物学C	1			
生物学D	1			
生命科学A	1			
生命科学B	1			
医学A	1			
医学B	1			
保健学A	1			
保健学B	1			
健康科学A	1			
健康科学B	1			
惑星学A	1			
惑星学B	1			
情報学A	1			
情報学B	1			

教 養 科 目	社 会 系	法学A	1		
		法学B	1		
		社会生活と法	1		
		国家と法	1		
		政治学A	1		
		政治学B	1		
		政治と社会	1		
		経済学A	1		
		経済学B	1		
		現代の経済A	1		
		現代の経済B	1		
		経済社会の発展	1		
		経営学	1		
		社会学	1		
		教育と社会	1		
		地理学	1		
		社会思想史	1		
		文化人類学	1		
		現代社会論A	1		
		現代社会論B	1		
		越境する文化	1		
		生活環境と技術	1		
		社 会 と 環 境	E S D論(持続可能な社会づくり)基礎	1	
			E S D論(持続可能な社会づくり)A	1	
			E S D論(持続可能な社会づくり)B	1	
	環境学入門A		1		
	環境学入門B		1		
	海への誘い		2		
	瀬戸内海学入門		2		
	社会と人権A		1		
	社会と人権B		1		
	社会と人権C		1		
	ジェンダーとセクシュアリティA		1		
	ジェンダーとセクシュアリティB		1		
	価 値 と 創 造		阪神・淡路大震災と都市の安全	1	
			ボランティアと社会貢献活動A	1	
			ボランティアと社会貢献活動B	1	
			地域社会形成基礎論	1	
		ひょうご神戸学	1		
		日本酒学入門	1		
		神戸大学史	1		
神戸大学研究最前線		1			
社会基礎学		2			
職業と学び-キャリアデザインを考えるA		1			
職業と学び-キャリアデザインを考えるB		1			
価値創造論基礎		1			
価値創造論A		1			
価値創造論B		1			
価値創造論C		1			
アントレプレナーシップ入門	1				
科 学 と 技 術	食と健康A	1			
	食と健康B	1			
	生物資源と農業A	1			
	生物資源と農業B	1			
	生物資源と農業C	1			
	生物資源と農業D	1			
	科学技術と社会A	1			
	科学技術と社会B	1			
	科学技術と社会C	1			
	科学技術と社会D	1			
	カタチの文化学	1			
	カタチの自然学A	1			
	カタチの自然学B	1			
	カタチの科学	1			
	放射線科学	2			
	データサイエンス概論A	1			
	データサイエンス概論B	1			
	データサイエンス基礎演習	1			
	データサイエンスPBL演習	1			

総合系	世界と日本	外国語セミナーA (英語)	1	
		外国語セミナーB (英語)	1	
		外国語セミナーC (英語)	1	
		外国語セミナーD (英語)	1	
		外国語セミナーA (ドイツ語)	1	
		外国語セミナーB (ドイツ語)	1	
		外国語セミナーC (ドイツ語)	1	
		外国語セミナーD (ドイツ語)	1	
		外国語セミナーE (ドイツ語)	1	
		外国語セミナーF (ドイツ語)	1	
		外国語セミナーA (フランス語)	1	
		外国語セミナーB (フランス語)	1	
		外国語セミナーC (フランス語)	1	
		外国語セミナーD (フランス語)	1	
		外国語セミナーE (フランス語)	1	
		外国語セミナーF (フランス語)	1	
		外国語セミナーA (中国語)	1	
		外国語セミナーB (中国語)	1	
		外国語セミナーC (中国語)	1	
		外国語セミナーD (中国語)	1	
		外国語セミナーE (中国語)	1	
		外国語セミナーF (中国語)	1	
		外国語セミナーA (ロシア語)	1	
		外国語セミナーB (ロシア語)	1	
		外国語セミナーC (ロシア語)	1	
		外国語セミナーD (ロシア語)	1	
		外国語セミナーE (ロシア語)	1	
		外国語セミナーF (ロシア語)	1	
		多言語セミナー1 (スペイン語)	1	
		多言語セミナー2 (スペイン語)	1	
		多言語セミナー3 (スペイン語)	1	
		多言語セミナー4 (スペイン語)	1	
		多言語セミナー1 (イタリア語)	1	
		多言語セミナー2 (イタリア語)	1	
		多言語セミナー3 (イタリア語)	1	
		多言語セミナー4 (イタリア語)	1	
		多言語セミナー1 (韓国語)	1	
		多言語セミナー2 (韓国語)	1	
		多言語セミナー3 (韓国語)	1	
		多言語セミナー4 (韓国語)	1	
		多言語セミナー1 (ラテン語)	1	
		多言語セミナー2 (ラテン語)	1	
		多言語セミナー3 (ラテン語)	1	
		多言語セミナー4 (ラテン語)	1	
		複言語共修セミナー (タンデム)	1	
		複言語共修セミナー (外国語としての日本語)	1	
		グローバルリーダーシップ育成基礎演習	2	
		多文化共生のための日本語コミュニケーション	1	
		海外留学のすすめA	1	
		海外留学のすすめB	1	
		グローバルラーニングスキルズ	1	
		グローバルエキスパートセミナー	1	
グローバルチャレンジ実習	1又は2			
国際共修プロジェクト	1又は2			
国際協力の現状と課題A	1			
国際協力の現状と課題B	1			
国際協力アクティブ・ラーニングA	2			
国際協力アクティブ・ラーニングB	2			
国際協力アクティブ・ラーニングC	2			
Academic English Communication A1	0.5			
Academic English Communication A2	0.5	※4単位必修		
Academic English Literacy A1	0.5			
Academic English Literacy A2	0.5	※ Academic English		
Academic English Communication B1	0.5	Communication B1 (ACE),		
Academic English Communication B2	0.5	B2 (ACE), Academic English		
Academic English Communication B1(ACE)	0.5	Literacy B1 (ACE), B2 (ACE)		
Academic English Communication B2(ACE)	0.5	を修得した場合は、それぞれ		
Academic English Literacy B1	0.5	Academic English Communication		
Academic English Literacy B2	0.5	B1,B2, Academic English Literacy		
Academic English Literacy B1(ACE)	0.5	B1,B2に代えることができる。		
Academic English Literacy B2(ACE)	0.5			
外国語系	外国語第1			

教 養 科 目	外国語系	外国語第Ⅱ	ドイツ語初級A 1	0.5	※ドイツ語, フランス語, 中国語 及びロシア語のうちから1つの言 語を選択し, 4単位必修。  ※ SA3, SA4, SB3, SB4 を修得 した場合は, それぞれ A3, A4, B3, B4 に代えることができる。
			ドイツ語初級A 2	0.5	
			ドイツ語初級B 1	0.5	
			ドイツ語初級B 2	0.5	
			ドイツ語初級A 3	0.5	
			ドイツ語初級A 4	0.5	
			ドイツ語初級S A 3	0.5	
			ドイツ語初級S A 4	0.5	
			ドイツ語初級B 3	0.5	
			ドイツ語初級B 4	0.5	
			ドイツ語初級S B 3	0.5	
			ドイツ語初級S B 4	0.5	
			フランス語初級A 1	0.5	
			フランス語初級A 2	0.5	
			フランス語初級B 1	0.5	
			フランス語初級B 2	0.5	
			フランス語初級A 3	0.5	
			フランス語初級A 4	0.5	
			フランス語初級S A 3	0.5	
			フランス語初級S A 4	0.5	
			フランス語初級B 3	0.5	
			フランス語初級B 4	0.5	
			フランス語初級S B 3	0.5	
			フランス語初級S B 4	0.5	
			中国語初級A 1	0.5	
			中国語初級A 2	0.5	
			中国語初級B 1	0.5	
			中国語初級B 2	0.5	
			中国語初級A 3	0.5	
			中国語初級A 4	0.5	
			中国語初級S A 3	0.5	
			中国語初級S A 4	0.5	
			中国語初級B 3	0.5	
			中国語初級B 4	0.5	
	中国語初級S B 3	0.5			
	中国語初級S B 4	0.5			
	ロシア語初級A 1	0.5			
	ロシア語初級A 2	0.5			
	ロシア語初級B 1	0.5			
	ロシア語初級B 2	0.5			
	ロシア語初級A 3	0.5			
	ロシア語初級A 4	0.5			
	ロシア語初級B 3	0.5			
	ロシア語初級B 4	0.5			
	ドイツ語中級C 1	0.5	※「自由選択科目」として, 卒業 必要修得単位に算入することがで きる。		
	ドイツ語中級C 2	0.5			
	フランス語中級C 1	0.5			
フランス語中級C 2	0.5				
中国語中級C 1	0.5				
中国語中級C 2	0.5				
ロシア語中級C 1	0.5				
ロシア語中級C 2	0.5				
第三外国語(ドイツ語) T 1	0.5				
第三外国語(ドイツ語) T 2	0.5				
第三外国語(ドイツ語) T 3	0.5				
第三外国語(ドイツ語) T 4	0.5				
第三外国語(フランス語) T 1	0.5				
第三外国語(フランス語) T 2	0.5				
第三外国語(フランス語) T 3	0.5				
第三外国語(フランス語) T 4	0.5				
科学系	スポーツ 健康・	健康・スポーツ科学講義A	1		
		健康・スポーツ科学講義B	1		
		健康・スポーツ科学実習基礎	1		
		健康・スポーツ科学実習1	0.5		
		健康・スポーツ科学実習2	0.5		

ロ 専門科目

授業科目群	授業科目	単位数	配当年次				備考
			1年次	2年次	3年次	4年次	
入門科目	実定法入門	2	○	△	×	×	備考2
	法社会学入門	2	○	△	×	×	備考2
	現代政治入門	2	○	△	×	×	備考2
基礎科目	法解釈基礎	2	○(後期)	○	×	×	備考3
	社会分析基礎	2	○(後期)	○	×	×	備考3
基本法律科目A	憲法(統治)	3	○	△	△	△	
	憲法(人権)	3	×	○	△	△	
	民法I(総則・物権)	4	○	△	△	△	
	民法II(債権各論)	4	×	○	△	△	
	刑法I	4	○	△	△	△	
基本法律科目B	民法III(債権総論・担保物権)	4	×	○	△	△	
	民法IV(親族・相続)	2	×	×	○	△	
	刑法II	4	×	○	△	△	
	商法I	4	×	△	○	△	
	商法II	4	×	△	○	△	
	行政法I	4	×	○	○	△	
	行政法II	2	×	×	○	○	
	刑事訴訟法	4	×	△(曹○)	○(曹△)	△	備考4
	民事訴訟法I	4	×	×	○	○	
	民事訴訟法II	2	×	×	○	○	
展開・発展科目	倒産法	2	×	×	○	○	隔年開講
	経済法	2	×	×	○	○	
	労働法	2	×	△	○	○	
	社会保障法	2	×	△	○	○	
	租税法	2	×	×	○	○	
	知的財産法	2	×	×	○	○	
	環境法	2	×	×	○	○	
	国際民事法	2	×	×	○	○	
	国際経済法	2	×	○	○	○	
基礎法科目	法哲学	4	×	○	○	○	
	日本法史	4	×	○	○	○	
	西洋法史	4	×	○	○	○	
	英米法A	2	×	○	○	○	
	英米法B	2	×	○	○	○	
	比較法I	2	×	○	○	○	
	比較法II	2	×	○	○	○	
法社会学科目	法社会学概論I	2	×	○	○	○	
	法社会学概論II	2	×	○	○	○	
国際法科目	国際法I	2	×	○	△	△	
	国際法II	2	×	○	○	○	
	国際法III	2	×	×	○	○	

政治・国際 関係論科目	国際政治	4	○	○	△	△	
	政治過程論基礎	2	○	×	×	×	備考5
	対外政策分析	2	×	○	○	△	
	国際関係史	2	×	○	○	△	
	政治学	4	×	○	○	△	
	比較政治学	4	×	○	○	△	
	政治文化論	4	×	○	○	△	
	行政学	4	×	○	○	△	
	国際紛争論Ⅰ	2	×	○	○	△	
	国際紛争論Ⅱ	2	×	○	○	△	
	西洋政治史	4	×	○	○	△	
	日本政治外交史	4	×	○	○	○	
	政治データ分析	2	×	○	○	△	
	政治理論	2	×	×	○	○	隔年開講
地域政治	2	×	×	○	○	隔年開講	
演習科目	初年次セミナー	1	○	×	×	×	備考3 備考6
	初年次セミナーⅡ	1	○	×	×	×	備考3 備考6
	専門演習	2	×	○	○	○	備考3
応用研究科目	国際政治応用研究	2	×	×	○	○	備考3
	政治理論応用研究	2	×	×	○	○	備考3
	日本政治応用研究	2	×	×	○	○	備考3
	比較政治応用研究	2	×	×	○	○	備考3
応用法律科目	応用法律	2	×	×	○	○	備考3
外国書 講読科目	外国書講読	2	×	×	○	○	備考3 備考7
共通科目	特別講義						備考8
	プログラム講義						備考8

備考

1. 配当年次欄の○は、配当年次を示す。△は、履修可能であるが配当年次に履修するのが望ましいこと、×は履修不可であることを示す。
2. 入門科目群は、第3年次以降履修することはできない。ただし、編入学生については、第3年次において履修することができる。
3. 法解釈基礎・社会分析基礎・演習・応用研究・応用法律・外国書講読の履修方法については、別に定める。
4. カッコ内の「曹」は、法科大学院進学プログラム（法曹コース）に登録している者の配当年次を示す。
5. 第1年次において休学した者、「不可」の成績が付いた者及び担当教員が許可した者は、第2年次以降においても履修することができる。編入学生は、第3年次以降においても履修することができる。
6. 第1年次において休学した者は、第2年次において履修することができる。
7. 外国書講読は、第3年次以降履修するものとする。ただし、第2年次生においても、担当教員の受講許可があれば、履修できるものとする。
8. 特別講義及びプログラム講義は臨時に開講し、その都度単位及び配当年次を定める。なお、特別講義及びプログラム講義の履修については、一定単位数の修得等を要件とすることがある。

別表第2 履修要件（第4条、第7条関係）

授業科目の区分 授業科目群		単位数	履修コース別単位数				備考			
			司法コース		企業・行政コース			政治・国際コース		
全学共通授業科目	教養科目	基盤系	4単位必修		4単位必修		4単位必修			
		人文系	8単位以上 選択必修	12単位以上 選択必修	8単位以上 選択必修	12単位以上 選択必修	8単位以上 選択必修	12単位以上 選択必修		
		自然系								
		社会系								
		総合系								
	外国語系	外国語第I	4単位必修		4単位必修		4単位必修			
	外国語第II	4単位必修		4単位必修		4単位必修				
専門科目	入門科目	98単位以上	自由選択		自由選択		自由選択		※1～3	
	基礎科目		自由選択		自由選択		自由選択			
	基本法律科目A		36単位以上 選択必修	12単位以上選択必修		6単位以上選択必修				
	基本法律科目B			12単位以上選択必修		自由選択				
	展開・発展科目		自由選択		8単位以上選択必修		4単位以上選択必修			
	基礎法科目		8単位以上選択必修		8単位以上選択必修		8単位以上選択必修			
	法社会学科目		8単位以上選択必修		8単位以上選択必修		22単位以上選択必修			
	国際法科目		8単位以上選択必修		8単位以上選択必修		22単位以上選択必修			
	演習科目		初年次セミナー	1年次生は、必ず履修しなければならない		1年次生は、必ず履修しなければならない		1年次生は、必ず履修しなければならない		
			初年次セミナーII	自由選択		自由選択		自由選択		
			専門演習	自由選択		自由選択		自由選択		
	応用研究科目		4単位以上選択必修		4単位以上選択必修		4単位以上選択必修			
	応用法律科目		4単位以上選択必修		4単位以上選択必修		4単位以上選択必修			
	外国書講読科目		4単位以上選択必修		4単位以上選択必修		4単位以上選択必修			
共通科目	自由選択		自由選択		自由選択					
自由選択科目	2単位	2単位		2単位		2単位		※4		
合計		124単位以上		124単位以上		124単位以上				

※1 共通科目のうち、特別講義は、20単位を上限として、専門科目の単位数に算入することができる。

※2 共通科目のうち、プログラム講義は、20単位を上限として、専門科目の単位数に算入することができる。ただし、特別講義の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

※3 他学部専門科目（共通専門基礎科目を除く。）は、20単位を上限として、専門科目の単位数に算入することができる。

※4 自由選択科目は、本学部専門科目、他学部専門科目及び全学共通授業科目（教養科目）から履修すること。

## 卒業要件単位に認められる他学部科目に関する細則

〔令和元年12月18日制定〕

神戸大学法学部規則第7条第4項の他学部の専門科目は、神戸大学各学部（法学部を除く。）の専門科目（共通専門基礎科目を除く。）とする。

### 【注意事項】

- 1 各学部の専門科目については、各学部のシラバスを参照してください。
- 2 各学部において、他学部生の履修を制限している科目があります。詳細は、各学部のシラバスを参照するか、各学部の教務担当係に問い合わせてください。
- 3 各学部において法学部生に対して高度教養科目として開講されている科目は、専門科目ではないので、法学部規則第7条第1項第2号及び第3号の単位数に算入することはできません。

## 法経連携専門教育プログラムに関する申合せ

[平成 22 年 4 月 22 日制定]

- (1) 法経連携専門教育プログラムは、法学部と経済学部の学生を対象として、経済的・法的側面が複合する課題に対する総合的・複眼的な解決能力の開発を目指すプログラムである。
- (2) 法経連携専門教育プログラムは、2年生の前期から3年生の後期までの2年間のプログラムとする。
- (3) 法経連携専門教育プログラムの履修者定員は、法学部・経済学部のそれぞれにつき、各年度15名程度とする。応募数が定員を大幅に超える場合には選考を行う。一方の学部において当該学部の定員に満たない場合、他方の学部で当該学部の定員を超えることがある。
- (4) 法経連携専門教育プログラム履修者の募集は、原則として、1月あるいは2月に行う。
- (5) 法経連携専門教育プログラムの履修を希望する者は、指定した期限までに所定の様式等に必要事項を記入し、指定した提出先へ提出することとする。
- (6) 法学部生のプログラム履修者は、以下の①②に定める単位数を全て取得することで、プログラムを修了するものとする。

- ① 必修科目 8 単位を全て取得すること。

必修科目：特別講義法経連携基礎演習・特別講義法経連携演習・特別講義問題解決実践研究・特別講義修了研究

- ② 指定科目 4 単位以上を含む経済学部開講科目 8 単位以上を取得すること。

指定科目：統計学・計量経済学・環境経済論・現代技術論・経済政策基礎論・経済政策原理・産業組織論・社会政策・労働経済学・公共経済学・国際経済政策・日本経済論・金融論・中級マクロ経済学・中級ミクロ経済学・財政学・国際経済学・社会保障・法経連携研究指導 I

- (7) 法学部生のプログラム履修者の経済学部開講科目の履修は、「神戸大学経済学部専門科目の段階的履修について」に沿うものとする。
- (8) 必修科目の修得単位数は、法学部規則第 7 条に定める別表口の共通科目群の特別講義科目の単位として取り扱う。選択科目の修得単位数は、高度教養科目を除き法学部規則第 7 条 4 項に定める他学部専門科目の授業科目の単位として取り扱う。
- (9) 前項の規定にかかわらず、2016 年から 2024 年入学生の法学部生プログラム履修者については、神戸大学法学部高度教養科目に関する内規第 4 条第 1 号に基づき、必修科目・選択科目の修得単位を、4 単位を上限として、本学部以外が開設する高度教養科目の修得単位とみなす。
- (10) 修了要件を満たした者には、法学部長と経済学部長との連名による修了証書及びオープンバッジを授与する。修了証書の様式は別記様式のとおりとする。

別記様式（略）

### 附 則

- 1 この申合せは、平成 22 年 4 月 22 日から実施する。

附 則

1 この申合せは、平成 25 年 4 月 17 日から実施する。

附 則

1 この申合せは、平成 26 年 11 月 19 日から実施する。

附 則

1 この申合せは、平成 28 年 3 月 19 日から実施する。

附 則

1 この申合せは、平成 30 年 3 月 26 日から実施する

附 則

1 この申合せは、平成 31 年 2 月 12 日から実施する。

附 則

1 この申合せは、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

1 この申合せは、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

1 この申合せは、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

1 この申合せは、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

1 この申合せは、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

2 令和 6 年 4 月 1 日において現に在学する者については、なお従前の例による。

**【参考】** 経済学部の修了要件

- ① 必修科目：法経連携基礎演習，法経連携演習，問題解決実践研究，  
修了研究（各 2 単位，計 8 単位）
- ② 選択科目：法学部指定科目の中から 4 単位を含む，法学部開講科目  
計 8 単位。
- ③ 法学部指定科目は以下の科目である。  
憲法（統治），憲法（人権），行政法Ⅰ，商法Ⅰ，商法Ⅱ，社会保障法，行政学，刑法Ⅰ，刑法Ⅱ，  
租税法，環境法，知的財産法，労働法，国際民事法，経済法，専門演習

# 末延財団グローバル比較法プログラムに関する細則

[令和6年2月21日制定]

神戸大学法学部規則第21条の規定に基づき、神戸大学法学部に末延財団グローバル比較法プログラムを設置するのに必要な事項を定めるため、この細則を制定する。

## (設 置)

第 1 条 公益財団法人末延財団の寄附に基づく寄附講座である末延財団グローバル比較法講座の教育プログラムとして、神戸大学法学部（以下「法学部」という。）に履修プログラムとして末延財団グローバル比較法プログラム（以下「本プログラム」という。）を設置する。

## (修了要件)

第 2 条 本プログラムを修了するためには、別表に定める授業科目を、別表に定める単位数修得しなければならない。

## (修了認定)

第 3 条 本プログラムの修了認定は、各学期末に行う。

2 本プログラムの修了認定を受けようとする者は、修了認定を受けようとする学期の指定された期間内に、神戸大学法学部長（以下「法学部長」という。）に対し、修了認定の申請をしなければならない。この申請は、修了認定を受けようとする者が法学部に在学している間でなければならない。

3 法学部長は、前項の申請をした者が前条に定める修了要件を満たしていると認めるときは、教授会の議を経て、当該申請をした者について本プログラムの修了を認定する。

4 前項の認定があったときは、神戸大学オープンバッジの発行に関する申合せ（令和4年11月2日大学教育推進委員会決定）の定めるところにより、当該認定を受けた者に当該学期末にオープンバッジを発行する。

## (雑 則)

第 4 条 この細則に定めるもののほか、本プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

## 附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

## 別表（第2条関係）修了要件

必修・選択 必修の別	授業科目の区分	授業科目名	単位数	必要修得 単位数
必修	プログラム 専門科目	プログラム講義 Global and Comparative Law	2	2
選択必修		学部教務委員会が別に指定する科目		2
選択必修	法律英語科目	プログラム講義 Introduction to Legal English 1	2	4
		プログラム講義 Introduction to Legal English 2	2	
		プログラム講義 Advanced Legal English 1	2	
		プログラム講義 Advanced Legal English 2	2	

# 神戸大学数理・データサイエンス・AI教育プログラム実施要領

[令和4年1月18日 決定]

## (趣 旨)

第 1 条 この要領は、神戸大学の各学部規則の規定に基づき設置される神戸大学数理・データサイエンス・AI教育プログラム（以下「プログラム」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

## (目 的)

第 2 条 プログラムは、学士課程において、数理的思考、データ分析・活用力、AI活用能力に関する基礎的素養を有する人材を育成することを目的とする。

## (レ ベ ル)

第 3 条 プログラムは、リテラシーレベルと応用基礎レベルに区分する。

## (授業科目名, 単位数及び修了要件)

第 4 条 プログラムにおける授業科目名、単位数及び修了要件は、別表のとおりとする。

## (修了認定)

第 5 条 プログラム修了については、当該プログラムを修了した学生が所属する学部の教授会の議を経て年度末ごとに認定を行い、修了を認定した者については、オープンバッジを発行する。

## (雑 則)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。

## 附 則

この要領は、令和4年11月10日から実施する。

## 附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から実施する。
- 2 この要領実施の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和5年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の要領にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 この要領実施の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和6年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の要領にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から実施する。
- 2 この要領実施の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和7年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の要領にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から実施する。
- 2 この要領実施の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和8年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の要領にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

(1) 神戸大学数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）

	授業科目名	授業科目の区分	単位数	必要修得単位数
必修	情報基礎	教養科目（基盤系）	1	2単位
	データサイエンス基礎学	教養科目（基盤系）	1	
必要修得単位数の合計				2単位

(2) 神戸大学数理・データサイエンス・AI教育プログラム（応用基礎レベル）

法学部

	授業科目名	授業科目の区分	単位数	必要修得単位数
必修	データサイエンス概論A	教養科目（総合系）	1	2単位
	データサイエンス概論B	教養科目（総合系）	1	
選択必修	数学A	教養科目（自然系）	1	2単位以上
	数学B	教養科目（自然系）	1	
	数学C	教養科目（自然系）	1	
	数学D	教養科目（自然系）	1	
	統計学A	教養科目（自然系）	1	
	統計学B	教養科目（自然系）	1	
	政治データ分析	専門科目	2	
	データサイエンス基礎演習	教養科目（総合系）	1	2単位
データサイエンスPBL演習	教養科目（総合系）	1		
必要修得単位数の合計				6単位以上

## 神戸大学社会科学総合教育プログラム（3学部相互履修プログラム）について

平成20年度より、財団法人神戸大学六甲台後援会創立50周年記念事業の一環として、社会科学系3学部（法学部・経済学部・経営学部）で所属学生の相互履修を促進するプログラムを設けた。このプログラムは、社会科学系3学部で、他学部生に最もニーズが高いと想定される内容のエッセンスを教える講義科目を相互に設定し、提供するものである。

### 1. プログラム名称

神戸大学社会科学総合教育プログラム（3学部相互履修プログラム）

### 2. 参加時期・条件

#### （1）参加時期

2年生の前期から参加できることとする。

#### （2）参加条件

プログラム参加のための成績条件等は特に設けない。

### 3. 修了要件

次の各号の修了要件を満たした者には、卒業時に3学部長名の修了認定証を授与する。

（1）「経済学部が開講するエッセンシャル科目 2科目」（合計4単位）及び「経営学部が開講するエッセンシャル科目 2科目」（合計4単位）を単位修得すること。

（2）卒業年次の12月に本人が申請すること。ただし9月卒業予定者は6月に申請すること。

### 4. 開講科目（例）（実際の開講科目については、各学部のシラバスを参照すること。）

経済学部：エッセンシャルミクロ経済学 エッセンシャルマクロ経済学

経営学部：エッセンシャル経営学 エッセンシャル会計学

### 5. 修得単位

修得単位は、他学部専門科目として卒業に必要な単位に算入できる。

### 6. 対象者

このプログラムは、平成22年度卒業生から適用する。

## 法科大学院進学プログラム（法曹コース）に関する細則

〔令和元年12月18日制定〕

神戸大学法学部規則第21条の規定に基づき、神戸大学法学部に法科大学院進学プログラム（法曹コース）を設置するのに必要な事項を定めるため、この細則を制定する。

### （法科大学院進学プログラム（法曹コース）の設置）

第 1 条 法科大学院への入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うこと、並びに、法学部における教育と法科大学院における教育との円滑な接続を図ることを目的として、神戸大学法学部に履修プログラムとして法科大学院進学プログラム（法曹コース）（以下「本プログラム」という。）を設置する。

### （定 員）

第 2 条 本プログラムの定員は、1学年あたり40人程度とする。

### （プログラム登録及び登録の継続）

第 3 条 本プログラムへの登録（以下「登録」という。）は、2年次開始時及び3年次開始時においてすることができる。

2 登録を希望する者は、1年次末若しくは2年次末の別に指定する期間に、登録の申請をしなければならない。

3 3年次開始時からの登録の申請をする者は、2年次末において、神戸大学法学部規則（以下「法学部規則」という。）第7条に定める単位のうち60単位以上を修得していなければならない。ただし、やむをえない事由があると認められる場合には、この限りでない。

4 2年次開始時からの登録の申請をする者の数が40人を超える場合には、1年次の成績により、選抜を行うことがある。

第 4 条 本プログラムに登録している者（以下「プログラム登録生」という。）が、2年次末において、法学部規則第7条に定める単位のうち60単位以上を修得していない場合には、3年次開始時に登録を抹消する。ただし、やむをえない事由があると認められる場合には、この限りでない。

2 2年次末におけるプログラム登録生（前項の規定により登録を抹消される者を除く。）の数及び3年次開始時からの登録の申請をする者の数の合計が40人を超える場合には、1年次及び2年次の成績により、選抜を行うことがある。

3 プログラム登録生が、神戸大学法学部に4年を超える期間在籍している場合には、登録を抹消する。プログラム登録生が、休学により神戸大学法学部に4年を超える期間在籍する見込みであることが確定した場合も、同様とする。

### （必修科目及び選択必修科目）

第 5 条 プログラム登録生は、別表第1に掲げる授業科目を全て履修し、全ての単位を修得しなければならない。

2 プログラム登録生は、別表第2及び別表第3に掲げる授業科目の中から、それぞれ所定の単位

数に相当する授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、プログラム登録生は、別表第4に掲げる授業科目を履修し、所定の単位を修得することが望ましいものとする。

#### (履修科目登録の上限の特例)

**第 6 条** プログラム登録生の法学部規則第8条第4項に規定する履修科目の上限を超える者の基準については、本条の定めるところによる。

- 2 1年次末におけるGPAが3.0以上であり、かつ、1年次末において法学部規則第7条第1項第2号に定める科目(同条第2項から第4項までの規定により同号に定める単位数に算入することができる科目を含む。)を20単位以上修得しているプログラム登録生が、2年次において、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、法学部規則第8条第1項の規定にかかわらず、52単位とする。
- 3 2年次末におけるGPAが3.0以上であるプログラム登録生が、3年次において、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、法学部規則第8条第1項の規定にかかわらず、52単位とする。
- 4 前2項にいうGPAとは、当該年次末に学生に通知される在学中のGPAとする。
- 5 本条の規定は、履修科目登録の上限の特例に関する細則の適用を妨げない。

#### (早期卒業要件の特例)

**第 7 条** プログラム登録生の法学部規則第16条第2項に規定する早期卒業の認定については、次の各号に掲げる条件を満たした者について、教授会の議を経て、これを行う。

- (1) 神戸大学法学部に3年間在学していること。
  - (2) 法学部規則第7条に定める単位を修得していること。
  - (3) 次条に定める本プログラムの修了要件を満たしていること。
  - (4) 3年次末におけるGPAが3.3以上であること。
  - (5) 学生が早期卒業を希望し、3年次前期又は後期の指定の期間内に、早期卒業願を神戸大学法学部長(以下「法学部長」という。)に提出していること。
- 2 早期卒業の認定は、3年次終了時に行う。
  - 3 本条の規定は、早期卒業の認定の基準に関する細則の適用を妨げない。

#### (プログラムの修了)

**第 8 条** 法学部長は、プログラム登録生が次の各号に掲げる条件を満たしていると認めるとき、教授会の議を経て、プログラム登録生の卒業時に、当該プログラム登録生について本プログラムの修了を認定する。

- (1) 第5条第1項及び第2項に定める単位を修得していること。
  - (2) 卒業時のGPAが3.3以上であること。
  - (3) 神戸大学法学部に4年を超える期間在籍していないこと。
- 2 神戸大学法学部を卒業することなく本プログラムの修了認定を受けようとするプログラム登録生は、法学部長に対し、修了認定の申請をしなければならない。
  - 3 前項の申請をしたプログラム登録生の修了の認定については、第1項の規定を準用する。ただし、同項柱書中「プログラム登録生の卒業時に」とあるのは「プログラム登録生の退学時に」とし、

同項第2号中「卒業時のGPA」とあるのは「退学時のGPA」とし、同項第3号中「4年を超える期間」とあるのは「3年を超える期間」とする。

4 法学部長は、本プログラムの修了を認定された学生に対し、修了証書を授与する。

#### 附 則

1 この細則は、令和2年4月1日から施行し、平成31年度入学者（当該年次に編入学、転入学又は再入学する者を含む。以下同じ。）から適用する。

2 この細則は、この細則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、平成31年度入学者を除き、適用しない。

#### 附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、この細則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

#### 附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、この細則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

#### 附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

#### 附 則

この細則は、令和6年9月11日から施行する。

#### 別表第1（第5条関係） 必修科目

科目名	単位数	科目名	単位数
憲法（統治）	3	刑法Ⅱ	4
憲法（人権）	3	商法Ⅰ	4
民法Ⅰ（総則・物権）	4	行政法Ⅰ	4
民法Ⅱ（債権各論）	4	民事訴訟法Ⅰ	4
民法Ⅲ（債権総論・担保物権）	4	民事訴訟法Ⅱ	2
民法Ⅳ（親族・相続）	2	刑事訴訟法	4
刑法Ⅰ	4		

#### 別表第2（第5条関係） 演習科目である選択必修科目

科目名	単位数	修得しなければならない単位数
法解釈基礎	2	6単位以上 (応用法律4単位以上を含む。)
応用法律	2	

別表第3（第5条関係） 基礎法学・隣接科目である選択必修科目

科目名	単位数	修得しなければならない単位数
法哲学A	2	6単位以上
法哲学B	2	
日本法史	4	
西洋法史	4	
英米法A	2	
英米法B	2	
比較法I	2	
比較法II	2	
法社会学概論I	2	
法社会学概論II	2	

別表第4（第5条関係） 履修し、単位を修得することが望ましい科目

科目名	単位数
実定法入門	2
商法II	4
行政法II	2

# 大学院法学政治学専攻進学グローバル・プログラム（速成プログラム）に関する細則

〔令和7年3月19日制定〕

神戸大学法学部規則第21条の規定に基づき、大学院法学政治学専攻進学グローバル・プログラム（速成プログラム）を設置するのに必要な事項を定めるため、この細則を制定する。

## （趣 旨）

- 第 1 条 法学部生に対し、学部入学の早い段階から、大学院法学政治学専攻進学に向けて必要な情報を提供すること、グローバルな活躍を目指す学生に対して、学部3年+大学院2年（プログラムによっては1年）の計5年間（又は4年間）で修士の学位を獲得できるよう、法学部・大学院が連携して支援することを目的として、神戸大学法学部に大学院法学政治学専攻進学グローバル・プログラム（速成プログラム）（以下「本プログラム」という。）を設置する。
- 2 大学院に進学し次のいずれかのプログラム等に在籍し、又は登録することを希望する学生を対象とする。
- (1) グローバル異分野共創プログラム（KIMAP in Global Business Law）
  - (2) エコノリーガル大学院プログラム（ELS-M）
  - (3) 末延財団グローバル比較法サーティフィケート

## （プログラム登録）

- 第 2 条 早期卒業による大学院法学政治学専攻への進学を目指す学部学生は、本プログラムへの登録（以下「登録」という。）を行うことができる。登録を希望する者は、1年次6月頃の別に指定する期間に、登録の申請をしなければならない。
- 2 前項に定める期間以外で、登録を希望する者は、理由書（様式自由）を添付し、3年次6月末までに、登録の申請をしなければならない。
- 3 登録者の決定は、前2項の申請により、教授会が行う。

## （概 要）

- 第 3 条 本プログラムに登録している者（以下「プログラム登録生」という。）は、プログラムの推奨する英語科目など人数制限がある少人数科目を優先的に履修することができる。詳細は、1年次6月頃に行う説明会で公示する。
- 2 プログラム登録生であって早期卒業を目指す者は、必要に応じて、3年次4月に年間の履修科目登録の上限（CAP）を緩和する措置の申請を行う。履修科目登録の上限（CAP）の緩和は、「履修科目登録の上限の特例に関する細則」に定める基準を満たしていなければ、申請することはできない。
- 3 プログラム登録生は、3年次の5月又は10月に早期卒業願の申請を行わなければならない。
- 4 プログラム登録生であって神戸大学大学院法学研究科法学政治学専攻の内部入試（3年次学生等対象）に合格し、入学手続を完了したものについては、「早期卒業の認定の基準に関する細則」に定めるところに従い、早期卒業の認定基準が緩和される。

(雑 則)

第 4 条 この細則に定めるもののほか、本プログラムの実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

**【参考】プログラム・カレンダー**

1年次 6月頃	早期卒業及び各プログラム説明会・意見交換会 グローバル・プログラム登録受付
3年次 4月	CAP 緩和願の提出
3年次 5月	早期卒業願の提出
3年次 10月	早期卒業願の提出（3年次5月に提出済の場合は、提出不要）
3年次 11月－ 12月頃（予定）	神戸大学大学院法学研究科法学政治学専攻内部入学試験（3年次学生等対象）
3年次 3月	入学試験に合格し、早期卒業の要件を充たしている者は、早期卒業をし、翌4月に神戸大学大学院法学研究科法学政治学専攻に入学。

## 外国人留学生のための日本語等授業科目の単位の取扱いに関する内規

〔平成16年4月1日制定〕

外国人留学生が、神戸大学日本語等授業科目履修規則（平成16年4月1日制定）別表に掲げられた以下の授業科目の単位を修得したときは、これらの単位を、6単位を限度として、神戸大学法学部規則（平成16年4月1日制定）第7条第1項第1号及び別表第1イにしたがい卒業に必要とされる教養科目（外国語系）の単位数に算入することができる。

日本語ⅠA（0.5単位）、日本語ⅠB（0.5単位）、日本語ⅡA（0.5単位）、日本語ⅡB（0.5単位）、日本語ⅢA（0.5単位）、日本語ⅢB（0.5単位）、日本語ⅣA（0.5単位）、日本語ⅣB（0.5単位）、日本語ⅤA（0.5単位）、日本語ⅤB（0.5単位）、日本語ⅥA（0.5単位）、日本語ⅥB（0.5単位）、日本語ⅦA（0.5単位）、日本語ⅦB（0.5単位）、日本語ⅧA（0.5単位）、日本語ⅧB（0.5単位）、日本事情ⅠA（0.5単位）、日本事情ⅠB（0.5単位）、日本事情ⅡA（0.5単位）、日本事情ⅡB（0.5単位）

### 附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成28年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この内規は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和7年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 履修科目登録の上限の特例に関する細則

〔令和16年4月1日制定〕

- 第1条 この細則は、神戸大学法学部規則（以下「規則」という。）第8条第4項及び第5項の規定により、履修科目登録の上限の特例について定める。
- 第2条 1年次末におけるGPAが3.5以上である学生が、2年次において、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、規則第8条第1項にかかわらず、52単位とする。
- 第3条 2年次末におけるGPAが3.5以上である学生が、3年次及び4年次において、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、規則第8条第1項にかかわらず、52単位とする。
- 第4条 本学部にて3年次に編入学又は転入学するものについては、3年次末におけるGPAが3.5以上である学生が、4年次において、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、規則第8条第2項にかかわらず、56単位とする。
- 第5条 第2条から第4条にいうGPAとは、当該年次末に学生に通知される在学中のGPAとする。
- 第6条 次の各号に掲げる授業科目は、履修科目の登録の上限を超えて履修することができる。  
(1) 履修登録期間後に履修登録を行う集中講義等の授業科目で、法学部が開講するもの  
(2) 教養科目（総合系）「グローバルチャレンジ実習」
- 第7条 法科大学院進学プログラム（法曹コース）に登録している学生の履修科目登録の上限の特例については、別に定める。

### 附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行し、平成18年度入学者から適用する。ただし、編入学生については、平成20年度編入学生から適用する。

### 附 則

- 1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この細則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成23年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

### 附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成26年5月21日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この細則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成31年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行し、平成31年度入学者（当該年次に編入学、転入学又は再入学する者を含む。以下同じ。）から適用する。

附 則

- 1 この細則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この細則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和7年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

## 成績評価基準等に関する細則

[平成 16 年 4 月 1 日制定]

- 第 1 条 この細則は、神戸大学法学部規則第 15 条の規定により、成績評価基準等について定める。
- 第 2 条 成績評価は、期末試験、中間試験、随時の小テスト、レポート、平常点その他の方法のうちの一つにより、又はその複数を組み合わせて行う。
- 第 3 条 成績評価の基準は、秀を 90 点以上 100 点以下、優を 80 点以上 90 点未満、良を 70 点以上 80 点未満、可を 60 点以上 70 点未満、不可を 0 点以上 60 点未満とする。
- 第 4 条 成績評価において秀の評価をする学生数は、原則として、履修者数が 20 名以上である授業科目については履修者数の 10 パーセント以内とし、履修者数が 19 名以下である授業科目については、2 名までとする。
- 2 期末試験のみによって成績評価を行う授業科目における成績評価は、秀及び優の評価をする学生数を合わせて、原則として、履修者数の 40 パーセント以内とする。
- 第 5 条 各授業科目の成績評価の方法は、当該授業科目を担当する教員が、受講生に明示するものとする。複数の方法を用いて成績評価を行う場合は、方法ごとの配点等複数の方法の用い方の概要を、明示するものとする。
- 第 6 条 各授業科目の成績評価が第 4 条の定める基準に適合しているかにつき、各学期の成績評価終了後、適切な時期に、教務委員会及び教授会において、確認するものとする。

### 附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

- 1 この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 23 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

### 附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

# 神戸大学法学部学生の成績評価不服申立に関する内規

[平成 25 年 12 月 18 日制定]

## (趣 旨)

第 1 条 この内規は、法学部規則第 14 条第 1 項に定める成績評価に関し、不服がある場合の取扱いについて定める。

## (不服申立ができる場合)

第 2 条 学生は授業科目の成績評価につき不服がある場合には、不服申立を行うことができる。

## (不服申立の理由)

第 3 条 学生が前条の不服申立を行う場合には、不服の理由をできるだけ具体的に示さなければならない。

## (不服申立の手続き)

第 4 条 学生が前条の不服申立を行う場合には、不服申立を行う授業科目名、担当教員名、不服の内容及び前条の不服の理由を記載した書面を、神戸大学法学部教務グループ（以下「教務グループ」という。）に提出しなければならない。

2 前項の書面は、当該成績が教務情報システムによる通知が開始された日から 1 週間以内に提出しなければならない。ただし、当該期間内に書面を提出できなかったことにつき正当な理由がある場合には、この限りではない。

3 前項の規定にかかわらず、学生は、卒業を予定する学期の授業科目については、当該成績が教務グループにおいて配付される期間の初日から 5 日以内に第 1 項の書面を提出しなければならない。

4 追試験の実施又は集中講義等により通常の期末試験期間以外の時期に試験等が行われた場合であって、やむを得ない事由があると神戸大学法学部長（以下「法学部長」という。）が認めるときには、第 2 項又は第 3 項に定める提出期間を短縮することができる。

## (不服申立への対応)

第 5 条 申立を受けた当該授業科目の担当教員は、申立を行った学生に対し、当該の成績評価の理由について、速やかに書面により教務グループを通じ回答を行うものとする。ただし、教員は、書面に代えて、面談や電子メール等の手段により回答することもできる。

2 教員は、前項の回答内容について、速やかに法学部長に書面で報告しなければならない。

## 附 則

この内規は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 追試験に関する内規

[平成16年4月1日制定]

### (趣 旨)

第 1 条 この内規は、法学部規則第13条第3項の規定により、学生が追試験を受験する場合の取扱いについて定める。

### (追試験を受験することができる場合)

第 2 条 授業科目の試験に欠席した者は、次の各号に該当する特別の理由により試験を欠席した場合に限り、当該授業科目の追試験を受験することができる。

- (1) 二親等以内の親族の死亡による忌引き
- (2) 急性の重い病気又は重大な負傷（ただし、いずれも入院を伴うものに限る。）
- (3) 公共交通機関の運休又は大幅な遅延
- (4) 就職試験で受験日の証明できるもの
- (5) その他のやむを得ない事由で、1～4号に準ずるもの

2 前項第1号の忌引きの期間は、次の各号に掲げる親族に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 父母、配偶者又は子 死亡の日から7日以内
- (2) 配偶者の父母 死亡の日から3日以内
- (3) 二親等の親族 死亡の日から3日以内

### (手 続)

第 3 条 追試験を受験しようとする者は、前条に掲げる事由が生じた後、直ちに、その旨を法学部教務グループに連絡のうえ、指定された期日までに、所定の追試験受験願いを、当該事由を証明する証明書又は診断書を添えて、法学部長に提出しなければならない。

### (追試験の日時等)

第 4 条 追試験を行うか否か、及び、行う場合のその日時については、追試験受験願提出後、教授会の議を経て掲示により通知する。なお、追試験は、原則として当該学期内に速やかに行う。

### 附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成16年6月16日から施行する。

# 神戸大学法学部学生の試験等における不正行為に関する内規

[平成 28 年 11 月 16 日制定]

## (趣 旨)

第 1 条 この内規は、法学部規則第 13 条に定める試験等に関し、その不正行為の取扱いについて定める。

## (不正行為の取扱い)

第 2 条 学生が、単位認定に関する筆記試験、レポートの提出、その他の場合において不正行為を行った場合には、当該学期に履修登録した全科目の成績を不可とする。

2 前項の学生は、反省文を提出しなければならない。

3 第 1 項の学生は、不正行為及び第 2 項の反省文等に鑑み、次学期の試験の受験等が認められないことがある。

## (懲戒との関係)

第 3 条 前条の適用は、神戸大学学生懲戒規則に基づく懲戒を妨げない。

## 附 則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 早期卒業の認定の基準に関する細則

[平成 16 年 4 月 1 日制定]

第 1 条 神戸大学法学部規則（以下「規則」という。）第 16 号第 2 項に規定する早期卒業の認定の基準については、この規則の定めるところによる。

第 2 条 早期卒業の認定は、次の各号に掲げる条件を満たした者について、教授会の議を経て、これを行う。

- (1) 本学部に 3 年間在学していること。
  - (2) 規則第 7 条に定める単位を修得していること。
  - (3) 3 年次終了時の GPA が 3.5 以上であること。
  - (4) 学生が早期卒業を希望し、3 年次前期または後期の指定の期間内に、早期卒業願を学部長に提出していること。
- 2 「大学院法学政治学専攻進学グローバル・プログラム（速成プログラム）」に登録している学生で、神戸大学大学院法学研究科法学政治学専攻の内部入試（3 年次学生等対象）に合格し、入学手続を完了したものの早期卒業の認定については、前項第 3 号中「3.5 以上」とあるのは、「3.3 以上」とする。
- 3 早期卒業の認定は、3 年次終了時に行う。
- 4 法科大学院進学プログラム（法曹コース）に登録している学生の早期卒業の認定については、別に定める。

### 附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成 16 年 7 月 21 日から施行する。

### 附 則

- 1 この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 23 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

### 附 則

この細則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

- 1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、法科大学院進学5年コース（3＋2プログラム）及び法科大学院進学プログラム（法曹コース）に係る部分は、平成31年度入学者（当該年次に編入学、転入学又は再入学する者を含む。以下同じ。）から適用する。
- 2 この細則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、前項ただし書の場合を除き、なお従前の例による。

#### 附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

# 神戸大学他学部学生の法学部への転学部に関する内規

[令和6年9月11日教授会制定]

## (趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学法学部規則第17条により、学生が法学部への転学部を志望する場合の取扱いについて定める。

## (他学部からの転学部の許可)

第 2 条 他学部から本学部へ転学部を志望する者（以下、本内規において当該学生と記す）が、次の各号のすべてに該当する場合、教授会の議を経て、転学部を許可することができる。

- (1) 当該学生の所属する学部の長が当該転学部を承認していること。
- (2) 当該学生の入学試験における大学入学共通テスト成績が、当該学生と同一年度に入学した法学部学生の入学試験成績を参照して別に定める一定の基準を超えていること。
- (3) 次のイ又はロのいずれかに該当し、かつ、別に定める一定の基準を超える優秀な成績を収めていること。

イ. 当該学生が2年次からの転学部を志望する場合においては、転学部をする時点において入学後1年間在籍をし、かつ、その時点までの修得単位数が32以上であること。

ロ. 当該学生が3年次からの転学部を志望する場合においては、転学部をする時点において入学後2年間在籍をし、かつ、その時点までの修得単位数が64以上であること。

## (他学部からの転学部の手続き)

第 3 条 当該学生は、2年次からの転学部を志望する場合においては1年次の11月末日までに、3年次からの転学部を志望する場合においては2年次の11月末日までに、次の各号に掲げる書類を添付して、本学部へ転学部を願い出なければならない。ただし、本学部がやむを得ないと認めるときは、添付書類を追って提出することができる。

- (1) 所属学部長の承認が得られている転学部願
- (2) 志望理由書
- (3) 学業成績証明書

## (他学部からの転学部志願者の選考)

第 4 条 転学部志願者に対する選考は、書類審査及び面接により行う。

## (転学部前に所属学部の専門科目として修得した単位の取扱い)

第 5 条 法学部に転学部をした学生が、転学部前に所属学部の専門科目（共通専門基礎科目を含まない。）として修得した単位は、法学部規則第7条第4項の「別に定める他学部の専門科目の単位」とみなす。

第 6 条 この規定に定めるもののほか、この内規の実施に必要な事項は、教授会の議を経て定める取扱細則による。

## 附 則

この内規は、令和6年9月11日から施行する。

# 神戸大学法学部聴講生規程

[平成16年4月1日制定]

## (趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学法学部規則（平成16年4月1日制定）第20条の規定に基づき、神戸大学法学部（以下「本学部」という。）の聴講生に関する必要な事項を定めるものとする。

## (許 可)

第 2 条 本学部において開講する授業科目の聴講を志願する者があるときは、本学部学生の修学に差し支えない範囲において、選考の上、神戸大学法学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、許可する。

2 聴講の許可は、学期の初めに行う。

3 前項の規定にかかわらず、特別な理由があると認められるときは、聴講の許可を各クォーターが開始する月の初めに行うことができる。

## (入学資格)

第 3 条 聴講生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者

(5) 本学部において、前各号に規定する者と同等以上の学力があると認めた者

## (出願手続)

第 4 条 聴講を志願しようとする者は、所定の期日までに検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学法学部長（以下「学部長」という。）に提出しなければならない。

(1) 入学願書（所定の用紙）

(2) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書

(3) 最終出身学校の成績証明書

(4) 振替払込受付証明書（所定の用紙）

(5) その他本学部において必要と認める書類

2 日本に居住している外国人にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

## (聴講期間)

第 5 条 聴講の許可は、聴講を許可された科目の開講学期末までとし、1年以内とする。

2 特別の理由により、前項の聴講期間に引き続き聴講を志願する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、聴講期間を延長することがある。ただし、その場合の聴講期間は、通算して2年を限度とする。

## (聴講科目)

第 6 条 1学期間に聴講することができる授業科目の単位数は、16単位以内とする。

2 聴講を許可する授業科目は、学期ごとに別に定める。

## (試 験)

第 7 条 聴講生は、聴講した科目につき試験を受けることができる。

(証 明 書)

第 8 条 聴講した科目の証明を必要とする者があるときは、証明書を発行する。

(入 学 料 及 び 授 業 料)

第 9 条 聴講を許可された者は、入学料及び授業料を所定の期日までに納付しなければならない。

(許 可 の 取 消)

第 10 条 聴講生とし不都合な行為があったときは、聴講の許可を取消すことがある。

(準 用)

第 11 条 聴講生の退学及び除籍については、本学部学生に準ずる。

(補 則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 12 月 3 日から施行し、改正後の神戸大学法学部聴講生規程の規定は、平成 24 年 7 月 9 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

# 神戸大学法学部科目等履修生規程

[平成16年4月1日制定]

## (趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学法学部規則（平成16年4月1日制定）第20条の規定に基づき、神戸大学法学部（以下「本学部」という。）の科目等履修生に関する必要な事項を定めるものとする。

## (許 可)

第 2 条 科目等履修生として入学を志願する者があるときは、本学部学生の修学に差し支えない範囲において、選考の上、神戸大学法学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、許可する。

2 履修の許可は、学期の初めに行う。

3 前項の規定にかかわらず、特別な理由があると認められるときは、履修の許可を各クォーターが開始する月の初めに行うことができる。

## (入学資格)

第 3 条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 外国において、前2号と同程度の課程を修了した者

(4) 本学部において、前各号に規定する者と同程度以上の学力があると認めた者

## (出願手続)

第 4 条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の期日までに検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学法学部長（以下「学部長」という。）に提出しなければならない。

(1) 入学願書（所定の用紙）

(2) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書

(3) 最終出身学校の成績証明書

(4) 振替払込受付証明書（所定の用紙）

(5) その他本学部において必要と認める書類

2 日本に居住している外国人にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

## (選考方法)

第 5 条 入学志願者に対する選考は、書類審査及び面接等により行う。

## (入学科及び授業料)

第 6 条 科目等履修生の選考に合格した者は、所定の期日までに入学科及び授業料を納付しなければならない。

## (履修期間)

第 7 条 履修の期間は、履修を許可された授業科目の開講学期末までとし、1年以内とする。

2 特別の理由により、前項の履修期間に引き続き履修を志願する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、履修期間を延長することがある。ただし、その場合の履修期間は、通算して2年を限度とする。

(履修科目)

第 8 条 1 学期間に履修することのできる授業科目の単位数は、16 単位以内とする。

2 履修を許可する授業科目は、学期ごとに別に定める。

(試 験)

第 9 条 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

(単位修得証明書)

第 10 条 科目等履修生に対しては、前条の試験に合格した授業科目について、単位修得証明書を交付する。

(許可の取消し)

第 11 条 科目等履修生として不都合な行為があったときは、教授会の議を経て、学部長が科目等履修生の許可を取り消すことがある。

(準 用)

第 12 条 科目等履修生の退学及び除籍については、本学部学生に準ずる。

(雑 則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 12 月 3 日から施行し、改正後の神戸大学法学部科目等履修生規程の規定は、平成 24 年 7 月 9 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 演習に関する申合せ

[平成 16 年 4 月 1 日制定]

### 1. 初年次セミナー・初年次セミナーⅡ

- (1) 初年次セミナーは、全員履修とする。
- (2) 初年次セミナーⅡは、選択履修とする。クラスの定員は、原則として 20 人とする。
- (3) 学生は、指定の期間に、初年次セミナーⅡのクラスに少なくとも第 4 希望まで順位をつけて申込みをする。
- (4) 第 1 順位の希望者が定員を超えたクラスは、抽選により選考を行う。抽選に外れた学生が所属するクラスは、第 2 順位以下の希望に基づいて決定する。
- (5) 抽選に全て外れた学生が、申込んでいないクラスの履修を希望する場合は、当該学生が所属するクラスは、学部教務委員長が決定する。

### 2. 専門演習

#### (募集の時期)

- (1) 以下の演習は前年の 12 月以降に募集する。
  1. 前期にのみ開講する演習
  2. 前期・後期ともに開講するが、両方の履修を条件とせず各期ごとに募集する演習については、前期の演習
  3. 前期・後期ともに開講し、かつ、両方の履修を条件とする演習（以下「通年演習」という。）については、前期及び後期の演習
- (2) 後期に開講する演習（通年演習を除く。ただし、通年演習が定員に満たないときに、後期に募集することがある。この場合は、2（1）3 の規定にかかわらず、前期の履修を条件としない。）は、6 月以降に募集する。

#### (募集の方法・定員)

- (3) 各演習の定員は、原則として、各学年合わせて 24 人とする。3 年生および 4 年生が応募できる演習の場合は、各 12 人を定員とすることを標準とする。
- (4) 各期における募集は同一演習について 3 回行う。各演習について定員を満たした段階で募集は終了する。募集においては、応募する演習の希望順位を記入し提出する方法による。後期の募集においては、前期に通年演習を履修登録した者は、第 1 回目の募集に応募できない。
- (5) 第 1 回目・第 2 回目の募集において応募できるのは、演習開講年度の 4 月に新たに 3 年生ないし 4 年生に進学する者（以下「新 3・4 年生」という。）とする。
- (6) 第 3 回目の募集において応募できるのは、新 3・4 年生以外の者（留年生）及び休学等の事情から第 1 回目及び第 2 回目に応募できなかった者とする。
- (7) 演習開講年度の 4 月に新たに 2 年生に進学する者（以下「新 2 年生」という。）は、担当教員が新 2 年生を募集対象と認める場合に限り、前期・後期ともに第 1 回目の募集の際に応募することができる。
- (8) 前項までの定めは、第 3 回目の募集までに定員を満たさなかった演習について、別に定めるところにより追加募集を実施することを妨げない。

(選 考)

(9) 各募集において、応募者が定員を超過した演習は、担当教員が選考を行う。

(編入学生の特例)

(10) 編入学生については、(4) 第2文にもかかわらず、前期の募集に限り各演習について1人分の別枠を設けて募集する。さらに、編入学生は、前期の募集において、演習1人分の別枠に該当しない場合であっても、定員に満たない演習に応募することができる。この募集は(6)で定める募集に先行して行う。後期の募集においては、編入学生は他の学生と同様に扱い、別枠を設ける等の措置は採らない。

(履修の上限・必要修得単位数)

(11) 履修することができる専門演習の科目数は、新3・4年生は各学期2科目まで、新2年生は各学期1科目までとする。

(12) 専門演習は、通算16単位を超えて、履修することはできない。

(13) 専門演習の履修については、新3・4年生にあっては申込時に原則として総単位数36単位以上、新2年生にあっては申込時に原則として総単位数18単位以上修得していることを要する。ただし、担当教員の判断により予め基準を緩和することができる。

附 則

この申合せは、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成30年4月1日から実施する。

附 則

1 この申合せは、令和7年4月1日から実施する。

2 この申合せ実施の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、「専門演習」を「3・4年次演習」と読み替えるものとする。

附 則

1 この申合せは、令和8年4月1日から実施する。

## 応用研究科目に関する申合せ

[令和元年 12 月 18 日教授会決定]

- (1) 応用研究科目は、前期開講分は3月に、後期開講分は9月に、それぞれ募集し、初回授業開始時まで履修者を決定する。応募数が定員を超えたときは、担当教員が開講学期の前学期までの成績等により選考を行う。
- (2) 応用研究科目の定員は、原則として30人とする。
- (3) 応用研究科目は、重複して履修できるものとし、重複して履修できる科目数に制限を設けない。ただし、同一名称の応用研究科目の重複履修は、2科目までとする。

### 附 則

- 1 この申合せは、令和2年4月1日から実施する。ただし、この申合せの実施の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。
- 2 「応用研究・応用法律に関する申合せ」（平成19年12月19日教授会決定）は廃止する。

## 応用法律科目に関する申合せ

[令和元年 12 月 18 日教授会決定]

- (1) 応用法律科目は、前期開講分は3月に、後期開講分は9月に、それぞれ募集し、初回授業開始時まで履修者を決定する。応募数が定員を超えたときは、担当教員が開講学期の前学期までの成績等により選考を行う。選考を行う場合には、法科大学院進学プログラム（法曹コース）に登録している者（以下「プログラム登録生」という。）を優先するものとし、プログラム登録生の中では、それまでに修得した法解釈基礎及び応用法律科目の単位数の合計が6単位未満の者を優先するものとする。
- (2) 応用法律科目の定員は、原則として30人とする。
- (3) 応用法律科目は、重複して履修できるものとし、重複して履修できる科目数に制限を設けない。ただし、担当教員の判断により重複履修を制限することを妨げない。

### 附 則

- 1 この申合せは、令和2年4月1日から実施し、平成31年度入学者（当該年次に編入学、転入学又は再入学する者を含む。以下同じ。）から適用する。
- 2 この申合せの実施の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に編入学又は再入学する者については、平成31年度入学者を除き、なお従前の例による。

## 基礎科目に関する申合せ

[平成23年1月19日教授会決定]

1. (1) 前期に開講する社会分析基礎のクラスは、3月に募集し、初回授業開始時までに履修者を決定する。応募数が定員を超えた場合には、担当教員が、開講学期の前学期までの成績等により選考を行う。後期に開講する社会分析基礎のクラスは、9月に前期と同様の方法で募集する。  
(2) 当該学期に開講される社会分析基礎のクラスが複数あるときは、応募者は、順位を付けて複数のクラスに応募することができる。この場合においては、まず、第1順位のクラスについて、(1)により履修者を決定する。次に、第1順位のクラスについて選考を行った場合に履修が認められなかった者について、第2順位のクラスの定員に空きがあれば、(1)と同様の方法により履修者を決定する。第3順位以下についても、同様とする。  
(3) 当該学期に開講される社会分析基礎のクラスが複数あるときは、(2)により履修者を決定した後、なお定員に空きがあるクラスについて、第2次募集を行う。第2次募集の対象となるクラスが複数あるときは、応募者は、順位を付けて複数のクラスに応募することができる。この場合においては、(2)と同様の方法により選考を行う。
2. (1) 法解釈基礎については、1年次生を対象とするクラスと、2年次生を対象とするクラスとを、分けて募集する。  
(2) 前期に開講する法解釈基礎のクラスは、3月に募集し、初回授業開始時までに履修者を決定する。応募数が定員を超えた場合には、担当教員が、開講学期の前学期までの成績等により選考を行う。後期に開講する法解釈基礎のクラスは、9月に前期と同様の方法で募集する。  
(3) 当該学期に開講される法解釈基礎のクラスが同一の対象学年について複数あるときは、応募者は、順位を付けて複数のクラスに応募することができる。この場合においては、まず、第1順位のクラスについて、(2)により履修者を決定する。次に、第1順位のクラスについて選考を行った場合に履修が認められなかった者について、第2順位のクラスの定員に空きがあれば、(2)と同様の方法により履修者を決定する。第3順位以下についても、同様とする。  
(4) (2)及び(3)において選考を行う場合には、応募者の中に法科大学院進学プログラム(法曹コース)に登録している者がいるときは、その者を優先するものとする。
3. 基礎科目の定員は、原則として、1クラス20名とする。
4. 社会分析基礎は、同一名称の科目であっても、重複して履修することができる。ただし、同一学期においては、2科目までしか履修することができない。法解釈基礎は、重複して履修することができない。

### 附 則

- 1 この申合せは、平成23年4月1日から実施する。
- 2 この申合せ実施の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成23年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

### 附 則

この申合せは、平成25年10月16日から実施する。

### 附 則

この申合せは、平成30年5月16日から実施する。

#### 附 則

この申合せは、令和2年4月1日から実施し、平成31年度入学者（当該年次に編入学，転入学又は再入学する者を含む。）から適用する。

#### 附 則

この申合せは、令和3年4月1日から実施し、令和2年度入学者（当該年次に編入学，転入学又は再入学する者を含む。）から適用する。

### 外国書講読に関する申合せ

〔平成18年2月13日〕  
教授会決定

- (1) 前期に開講する外国書講読については3月に募集し、後期に開講する外国書講読については9月に募集する。
- (2) 外国書講読の定員は、原則として30人とし、1学期につき1科目しか履修できない。
- (3) 応募者は、外国書講読について、未履修か既履修かを明示のうえ、希望に順位をつけて応募することができる。順位をつけた応募がなされた場合は、次項の選考方法は第1順位について行う。
- (4) 応募数が定員を超えた場合には、受け入れ教員は、当該応募者の学年、外国書講読の履修状況、前学期までの成績等を考慮し、選考を行う。
- (5) 順位をつけて応募した者が、第1順位の外国書講読に採用されず、第2順位の外国書講読に空きがある場合には、第2順位の外国書講読を履修できるものとし、第3順位以下も同様とする。応募数が定員を超えた場合の選考方法は、前項の方法に準ずるものとする。
- (6) 外国書講読は、4科目を超えて履修することはできない。

#### 附 則

- 1 この申合せは、平成20年4月1日から実施する。
- 2 この申合せ実施の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成20年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

#### 附 則

この申合せは、平成25年10月16日から実施する。



## 4 . 修学上の周知事項



## 授業時間及び授業時限について

### 法学部

1 時限	08 : 50 ~ 10 : 20
2 時限	10 : 40 ~ 12 : 10
3 時限	13 : 20 ~ 14 : 50
4 時限	15 : 10 ~ 16 : 40
5 時限	17 : 00 ~ 18 : 30
6 時限	18 : 50 ~ 20 : 20

### 大学院法学研究科 博士課程

1 時限	08 : 50 ~ 10 : 20
2 時限	10 : 40 ~ 12 : 10
3 時限	13 : 20 ~ 14 : 50
4 時限	15 : 10 ~ 16 : 40
5 時限	17 : 00 ~ 18 : 30

#### (夜間開講)

1 時限	17 : 50 ~ 19 : 20
2 時限	19 : 30 ~ 21 : 00

#### (高度専門法曹養成プログラム (TLP))

1 時限	19 : 10 ~ 20 : 40 又は 18 : 30 ~ 20 : 00
2 時限	20 : 10 ~ 21 : 40

### 大学院法学研究科 専門職学位課程(法科大学院)

1 時限	08 : 50 ~ 10 : 30
2 時限	10 : 40 ~ 12 : 20
3 時限	13 : 20 ~ 15 : 00
4 時限	15 : 10 ~ 16 : 50
5 時限	17 : 00 ~ 18 : 40

## 試験について

1. 試験は、通常授業終了後のクォーター末又は学期末に行う。ただし、通年の授業科目については学年末に行う。
2. レポートをもって試験を行う場合は提出期限を厳守すること。
3. 試験に関する注意
  - ① 受験者は必ず学生証を携帯すること。試験は指定された席で受験し、受験中は必ず写真面を表にした学生証を机上通路側に置くこと。学生証を忘れたときは、直ちに証明書自動発行機により発行する仮受験票を学生証のかわりに準備すること。
  - ② 試験開始後、第1～第6時限は、20分経過後、受験者の入室を許さない。
  - ③ 試験開始後、第1～第6時限は、20分間、現に受験している者の退室を許さない。
  - ④ 試験終了15分前から受験者の退室を許さない。
  - ⑤ 答案作成にはペン又はボールペン（黒色又は青色）を用いること。ただし、消せるボールペン・修正テープの使用は認めない。
  - ⑥ 答案用紙には解答以外の記載をしてはならない。もしこれを記載したときは不利益を受けることがある。
  - ⑦ 答案用紙は答案の成否にかかわらず各枚ごとに必ず学籍番号、氏名を記入すること。なお、答案用紙は白紙でも一切持ち出さないこと。
  - ⑧ 試験中、試験に不必要なものは、すべて所定の場所に置くこと。
  - ⑨ 定期試験の際「指定六法」の持ち込みが許可されている場合でも、特に指示のない限り、判例・解説付きの六法及び書き込みのある六法の持ち込みは許さない。
  - ⑩ いったん退室した者は、受験者全員の答案の回収が済むまで再入室を許さない。
  - ⑪ 携帯電話は電源を切り、鞆の中にしておくこと。時計としての使用は禁止する。

## 試験における不正行為に対する措置について

「全学共通授業科目または専門科目」の試験等の際し、不正を行った者に対しては次の措置をとります。ただし、全学共通授業科目の試験等における不正行為に対する措置については、高等教育推進機構教養教育院における申し合わせに従うものとする。

1. 反省文を提出させる。
  2. 当該学期の成績はすべて無効とする。
- 不正行為及び反省文等によっては、上記のほか、次の措置をとることがある。
3. 次学期の試験の受験等を認めない。
  4. 保証人に対し不正行為の事実とその措置について文書で通告する。
  5. 懲戒処分（訓告・停学または懲戒退学）の手續に付する。

# 交通機関の運休，気象警報の発表，避難指示・緊急安全確保の発令時における授業，定期試験の休講措置について

[平成 28 年 1 月 27 日全学教務委員会 決定]

交通機関の運休，気象警報の発表，避難指示・緊急安全確保の発令時の対応については，下記のとおり取り扱うものとする。

## 記

### 1. 交通機関の運休の場合

各地区において，次の<1>から<4>のとおり交通機関が運休した場合は，当日のその後に予定されている授業（定期試験を含む。以下同じ。）を休講とする。

ただし，交通機関が運行を再開した場合は，次のとおり授業を実施する。

- ① 午前6時までに，交通機関が運行を再開した場合は，1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに，交通機関が運行を再開した場合は，午後1時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後2時までに，交通機関が運行を再開した場合は，午後5時以降に開始する授業から実施する。

#### <1>六甲台地区

次の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合

- （1）JR 西日本（神戸線（大阪駅～姫路駅）），阪急電鉄（神戸本線（大阪梅田駅～神戸三宮駅））及び阪神電気鉄道（阪神本線（大阪梅田駅～元町駅））のうち2線が同時に運休した場合
- （2）神戸市バス 16 系統及び 36 系統が同時に運休した場合

#### <2>楠地区

次の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合

- （1）JR 西日本（神戸線（大阪駅～姫路駅）），阪急電鉄（神戸本線（大阪梅田駅～神戸三宮駅）），阪神電気鉄道（阪神本線（大阪梅田駅～元町駅））が全て同時に運休した場合
- （2）JR 西日本（神戸線（大阪駅～姫路駅）），神戸市営地下鉄（西神・山手線（谷上駅～西神中央駅））が同時に運休した場合

#### <3>名谷地区

次の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合

- （1）JR 西日本（神戸線（大阪駅～姫路駅）），阪急電鉄（神戸本線（大阪梅田駅～神戸三宮駅））及び阪神電気鉄道（阪神本線（大阪梅田駅～元町駅））が全て同時に運休した場合
- （2）神戸市営地下鉄（西神・山手線（谷上駅～西神中央駅））が運休した場合

#### <4>深江地区

JR 西日本（神戸線（大阪駅～姫路駅）），阪急電鉄（神戸本線（大阪梅田駅～神戸三宮駅）），阪神電気鉄道（阪神本線（大阪梅田駅～元町駅））が全て同時に運休した場合

## 2. 気象警報の発表の場合

各地区において、次の<1>から<4>のとおり警報（ただし暴風，大雪，暴風雪に限る）又は特別警報が発表された場合，当日のその後に予定されている授業を休講とする。

なお，気象警報が広域に発表された場合は，神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。ただし，気象警報が解除された場合は，次のとおり授業を実施する。

- (1) 午前6時までに，気象警報が解除された場合は，1時限目の授業から実施する。
- (2) 午前10時までに，気象警報が解除された場合は，午後1時以降に開始する授業から実施する。
- (3) 午後2時までに，気象警報が解除された場合は，午後5時以降に開始する授業から実施する。

### <1>六甲台地区

神戸市灘区に警報又は特別警報が発表された場合

### <2>楠地区

神戸市中央区に警報又は特別警報が発表された場合

### <3>名谷地区

神戸市須磨区に警報又は特別警報が発表された場合

### <4>深江地区

神戸市東灘区に警報又は特別警報が発表された場合

## 3. 避難指示・緊急安全確保の発令の場合

各地区（六甲台地区，楠地区，名谷地区，深江地区）の所在地に市町村等から避難指示・緊急安全確保が発令された場合，当該地区で当日のその後に予定されている全ての授業を休講とする。ただし，午前6時までに避難指示・緊急安全確保が解除された場合は，1時限目の授業から実施する。

## 4. 休講措置の特例

上記1～3の場合にかかわらず，授業開講部局の長が，学生の安全確保のため必要があると判断した場合は，当該部局の授業等について，休講等の措置をとることがある。

## 5. 休講の周知方法

交通機関の運休，気象警報の発表，避難指示・緊急安全確保の発令が事前に予想される場合は，学内掲示板，うりぼーネット，各部局のホームページ等により，あらかじめ周知する。

- (注) 1. 交通機関の運休とは，事故，気象現象，地震，その他の理由により交通機関が運行休止となる場合をいう。
2. 気象警報は，「神戸地方気象台が発表する警報」による。
  3. 気象警報の発表及び解除，避難指示・緊急安全確保の発令及び解除の確認は，テレビ・ラジオ・インターネット等の報道による。
  4. 演習又は研究指導等の少人数の授業については，授業を行うことがある。ただし，避難指示・緊急安全確保の発令の場合は除く。

5. このほか、必要な事項は各部局において別に定める。
6. この取扱いは、対面授業及び一部対面授業の実施にあたって適用する。
7. この取扱いは、令和8年3月17日から適用する。

## GPA について

### I. GPA とは

GPA とは、下記「成績評価基準」(秀、優、良、可、不可)に基づいて評価した成績の単位数に、それぞれの GP (Grade Point) を掛けて合計したものを、履修登録を行った単位数の合計で割って計算した、1 単位あたりの GP 平均値 (Average) です。

「成績評価基準」

評語名 (和文)	評語名 (英文)	最小点	最大点	GP
秀	S	90	100	4.3
優	A	80	89	4
良	B	70	79	3
可	C	60	69	2
不可	F	0	59	0

※「可」以上が「合格」となり、単位が修得できる。

### II. GPA 計算について

$$GPA = \frac{[\text{履修登録した科目の単位数} \times \text{当該科目の GP}] \text{の合計}}{\text{履修登録した科目の単位数合計 (不可を含む)}}$$

#### 1. 履修登録した科目のうち、GPA 計算式に入らない科目があります。

- ① 成績を「合格」で評価する科目
- ② 他大学等で単位修得し、神戸大学が「認定」とした科目
- ③ 履修取り消しをした科目 (以下「Ⅲ. 履修取消制度について」参照)
- ④ 資格免許のための科目 (教職科目、学芸員関連科目) (\*)  
(\* 一部の学部・研究科では計算式に入る科目があります。所属学部、研究科毎にお知らせします。)
- ⑤ 所属学部・研究科で指定した科目 (所属学部・研究科毎にお知らせします。)

#### 2. 再履修をした場合、過去の「不可」の成績は、原則として GPA 計算式に入りません。

・「不可」(不合格)と成績評価された科目を、再び履修登録した場合、再履修した時の「不可～秀」(GP=0～4.3)の成績が GPA 計算式に入り、当該科目について過去に付いた「不可」(GP=0)の成績が、再履修した学期以降の GPA 計算式から除外されます。ただし、過去に計算された GPA (学期) の値は変更されません。

※所属学部・研究科によっては「除外されない科目」がありますので注意してください。

(所属学部・研究科毎にお知らせします。)

### Ⅲ. 履修取消制度について

学期初めに履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合、クォーター毎に設けられる履修取消期間中に、履修を取り消すことができます。

〔履修取消期間〕

各クォーターの履修取消期間は別途掲示等でお知らせします。

#### 〔取消の対象となる科目〕

以下のとおり、授業が始まるクォーターの履修取消期間に取消が可能です。

	取消の対象となる開講科目
第1クォーター履修取消期間	第1クォーター開講科目、前期開講科目、通年開講科目
第2クォーター履修取消期間	第2クォーター開講科目
第3クォーター履修取消期間	第3クォーター開講科目、後期開講科目
第4クォーター履修取消期間	第4クォーター開講科目

☆履修登録や履修取消は、原則として学生自らが「うりぼーネット」(Web)で行います。

・取り消した科目は、「履修科目一覧表」や「学業成績表」で確認でき、GPA 計算式に入りません。  
・履修取消期間中に取り消さなかった科目は、成績評価の対象となります。取り消さずに途中で履修を中止した場合、成績評価は「不可」(不合格)となり、GPA 計算式に入りますので、注意してください。

・取り消した科目も「履修登録単位の上限 (CAP 制)」(\*)の単位数に入ります。

履修登録前までに、各授業科目のシラバスで授業内容を必ず確認し、年間の履修計画をしっかりと立てた上で、履修登録と履修取消を行ってください。

(\*「履修登録単位の上限 (CAP 制)」とは、年間又は学期毎に履修登録できる単位数の上限のことです。

上限の単位数については、所属学部・研究科毎にお知らせします。)

・取り消した科目は、履修取消期間終了後、その開講期間中に再び受講 (履修) することはできません。

※修学上の理由から、「履修取消ができない科目」と「履修取消期間中に取消ができない科目」があります。詳細については、所属学部・研究科毎にお知らせします。

#### IV. GPA の通知について (対象：学部生、一部の大学院生)

・成績評価及び「GPA」は学期毎に通知されます。併せて「科目 GP (単位数× GP)」と「GPA (学期)」も通知されます。

・通知された GPA により、学期毎及び在学中の成績評価の平均値を確認し、学修成果の指標とすることができます。

☆成績評価と GPA は、学生自ら「うりぼーネット」(Web)で確認できます。

例えば、次頁の成績照会画面 (例) では、GPA は「3.11」です。2026 年度前期の GPA は「3.00」でしたが、2026 年度後期の GPA は「3.22」でしたので、後期の成績評価 (平均) が、前期の成績評価 (平均) より上昇したことがわかります。

成績照会画面（例）：「うりぼーネット」（Web）単位修得状況照会

■ GPA

GPA	科目 GP 合計	計 算 単位数	計 算 日
3.11	118.0	38	2027年3月5日

※ GPA は小数第3位を四捨五入して表示されます。

■ GPA（学期）

年度	前 期				後 期			
	GPA (学期)	科目 GP 合計	計 算 単位数	計 算 日	GPA (学期)	科目 GP 合計	計 算 単位数	計 算 日
2026年度	3.00	60.0	20	2026年9月5日	3.22	58.0	18	2027年3月5日

No	区 分	科目大区分	科目中区分	科目	単位数	修得年度	修得学期	評価	評語	科目 GP	合否
1	全学共通授業科目	教養科目	総合系	○○○○○	2.0	2026	前期	S	秀	8.6	合

## 全学共通授業科目における GPA の対象外科目について

（令和7年度入学者から適用）

（平成24年5月31日 運営協議会決定）

最終改正 令和6年12月26日

適用年月日 令和7年4月1日

全学共通授業科目における GPA の対象外科目は、次の表のとおりとする。

授業科目の区分等		授 業 科 目	単 位	備 考
教養科目	基盤系	教養とは何か	1	合否評価
		多言語と多文化の世界	1	合否評価
		情報基礎	1	合否評価
	総合系	世界と日本	国際共修プロジェクト	1
共通専門基礎科目		物理学入門	1	合否評価
資格免許のための科目		日本国憲法1	1	
		日本国憲法2	1	

## 法学研究科・法学部「GPA」について

### 1. 法学研究科博士課程における GPA の取扱いについて

#### （1）GPA の取扱いについて

法学研究科博士課程学生については、GPA 制度を導入していません。

#### （2）履修取消制度について

学期初めの履修登録期間に履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合、学期毎に設けられる履修取消期間中に、履修を取り消すことができます。

ただし、法学研究科博士課程開講科目のうち、授業科目によっては、履修取消期間中であっても取消できない場合があります。

## 2. 法学研究科専門職学位課程における GPA の取扱いについて

### (1) GPA の取扱いについて

法学研究科専門職学位課程学生については、全学の GPA 制度を導入していません。

### (2) 履修取消制度について

学期初めの履修登録期間に履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合、学期毎に設けられる履修取消期間中に、履修を取り消すことができます。

ただし、法学研究科専門職学位課程開講科目のうち、必修科目・事前募集型の科目については、履修取消期間中であっても取消はできません。

## 法学部専門科目における GPA の取扱いについて

(平成 24 年度入学者から適用)

(平成 25 年 3 月 5 日 学部教務委員会決定)

最終改正 令和 7 年 3 月 19 日

適用年月日 令和 7 年 4 月 1 日

### (1) GPA 対象科目について

法学部専門科目は、全て GPA 対象科目です。

### (2) GPA 計算方法について

再履修をした場合、過去の「不可」の成績は、原則として GPA 計算式に入りません。

「不可」(不合格)と成績評価された科目を、再び履修登録した場合、再履修した時の「不可～秀」(GP= 0～4.3)の成績が GPA 計算式に入り、当該科目について過去に付いた「不可」(GP= 0)の成績が、再履修した学期以降の GPA 計算式から除外されます。ただし、過去に計算された GPA (学期)の値は変更されません。

なお、以下の科目は再履修をして合格した場合でも、過去に付いた「不可」の成績は除外されません。

- ・基礎科目のうち、同じ科目名で開講される科目 (法解釈基礎を除く)
- ・専門演習科目のうち、同じ科目名で開講される科目
- ・応用研究科目のうち、同じ科目名で開講される科目
- ・外国書講読科目のうち、同じ科目名 (「英書」等の言語まで同じ) で開講される科目
- ・特別講義社会問題自主研究

### (3) 履修取消について

法学部開講科目のうち、以下の授業科目群に含まれる授業科目は、履修取消期間中であっても取消はできません。

- ・基礎科目
- ・演習科目
- ・応用研究科目
- ・応用法律科目
- ・外国書講読科目

### (4) その他

上記以外の事項については、全学の「GPA の取扱い」に準じて行います。

## 科目ナンバリングについて

神戸大学では、各学部および研究科における教育課程の系統性、順次性及び科目の水準を明らかにし、学生の履修計画、学修活動の手助けとなるように、平成 28 年度の入学対象のカリキュラムから、科目ナンバリングを導入します。法学部・法学研究科の各授業科目のナンバリングコードは、以下の付番方針に基づき、7 桁の英数字で構成されています。

### ナンバリング付番方針

	法学部	法学研究科		
		博士前期課程	博士後期課程	
		法学政治学専攻	法学政治学専攻	法科大学院
第 1・2 桁	J1	J2	J3	J4
第 3・4 桁	JJ	MC	DC	JL
第 5 桁	1	入門科目群の科目，初年次セミナー，初年次セミナーⅡ，1 年生のみが履修可能な特別講義等		
	2	基本法律科目群の科目，基礎科目群の科目，国際政治，政治過程論基礎，2 年生までが履修可能な特別講義等		
	3	上記 1，2 が付番される以外の科目		
	4	該当科目なし		
	5	高度教養科目(2024 年度以前生対象)		
	6	講義科目（特殊講義科目等），外国文献研究		未修者コースのみが履修可能な科目
	7	演習科目（論文指導）		上記 6 が付番される以外の科目
	8		全科目	
第 6・7 桁	専門科目：法学部規則別表第 1 口に科目名が掲載された科目は「00」，非常設科目（特別講義・プログラム講義等）は「11」	法学研究科規則の各別表に科目名が掲載された科目は「00」，非常設科目（臨時増設科目等）は「11」		

## 交換留学制度

本学部・研究科では、下記大学との部局間交換留学制度を有しています。本学に在籍したまま留学するため、神戸大学に授業料を納めますが、留学先では授業料が免除されます。募集は毎年4月・10月に「GEMs（神戸大学グローバル教育管理システム）」で行います。

「GEMs」ログイン：<https://gems.ofc.kobe-u.ac.jp/>（PC・スマートフォン共通）

本学部・研究科 交換留学 HP：<https://www.law.kobe-u.ac.jp/abroad.html>



また、応募に際しては、一定程度以上のIELTS・TOEFL等の英語能力試験スコアが要求される大学があります。事前に受験し、その基準以上のスコアを取得していなければなりません。外国語能力の要件は各協定大学によって異なるため、詳しくは「GEMs」で確認してください。

留学先で取得した単位については、一定限度で本学部・研究科の単位として認定されることがあります。認定を希望する場合は、必ず留学する前に教務グループに相談の上、関係規則を参照してください。

### 【法学部・法学研究科 部局間協定校】

#### 《ヨーロッパ地域》

- |                         |                          |
|-------------------------|--------------------------|
| 1. ロンドン大学クイーンメアリ校（イギリス） | 2. ダンディー大学（イギリス * 授業料徴収） |
| 3. ミラノ大学（イタリア）          | 4. ピサ大学（イタリア）            |
| 5. インスブルック大学（オーストリア）    | 6. オスナブリュック大学（ドイツ）       |
| 7. ハンブルク大学（ドイツ）         | 8. ベルリン経済法科大学（ドイツ）       |
| 9. コルヴィヌス大学（ハンガリー）      | 10. トゥール大学（フランス）         |
| 11. ボルドー政治学院（フランス）      | 12. ポワティエ大学（フランス）        |
| 13. リール政治学院（フランス）       | 14. リエージュ大学（ベルギー）        |
| 15. ルーヴェン大学（ベルギー）       | 16. コインブラ大学（ポルトガル）       |
| 17. ボッコーニ大学（イタリア）       |                          |

#### 《アジア・オセアニア地域》

- |                                |                     |
|--------------------------------|---------------------|
| 18. インドネシア大学（インドネシア）           | 19. シドニー大学（オーストラリア） |
| 20. 韓国カトリック大学校（韓国）             | 21. 成均館大学校（韓国）      |
| 22. 国立全南大学校（韓国）                | 23. 国立政治大学（台湾）      |
| 24. 国立台北大学（台湾）                 | 25. 東呉大学（台湾）        |
| 26. 厦門大学（中国）                   | 27. 浙江大学（中国）        |
| 28. 汕頭大学（中国）                   | 29. 中南財經政法大學（中国）    |
| 30. 復旦大学（中国）                   | 31. 香港大学（中国）        |
| 32. マカオ大学（中国）◆大学院のみ            | 33. 蘭州大学（中国）        |
| 34. ベトナム国家大学ホーチミン校経済法律大学（ベトナム） |                     |
| 35. マレーシア国民大学（マレーシア）           |                     |

\*交換留学を募集する協定校は変更が生じる可能性があります。最新の募集大学は「GEMs」で確認してください。

また、全学部・研究科の学生を対象とする大学間交換留学制度を有する協定校への留学も可能です。詳しくは「GEMs」を確認してください。



## 5 . 学生の心得・奨学及び福利厚生



# 学生の心得

## 1. 学生生活上の一般的諸注意

### (1) 授業料の納付

授業料は、下表のとおりです。納付方法は、入学手続き時に神戸大学ホームページより Web 登録された授業料振替口座からの振替（自動引き落とし）となります。

区 分	授 業 料	備 考
学 部 大学院の研究科 法学研究科実務法律専攻	年額 535,800 円 × 535,800 円 × 804,000 円	授業料の詳細については、〈神戸大学ホームページ〉→〈教育・学生生活〉→〈入学料・授業料等について〉にてお知らせしています。 授業料の振替日は、年 2 回、4 月及び 10 月の各月 27 日（休日の場合は、翌営業日）に年額の半額を、年 1 回払いを希望された場合は、4 月に年額を振替えます。

注 授業料の額は、令和 7 年度実績です。

### (2) 証明等の交付・手続

#### イ. 法学研究科教務グループで交付するもの

学生証は入学時に法学研究科教務グループで、通学定期乗車券の購入に必要な通学証明書は、「通学証明書交付願」を提出すれば法学研究科教務グループ又は学生センターの担当窓口で交付します。その他、証明書自動発行機で交付しない証明書については、法学研究科教務グループで所定の手続きにより交付を受けてください。

#### ① 学生証

本学の学生であることを証明するものが学生証です。有効期間は、学部・大学院の最短修業年限までで、入学時にオリエンテーション等で交付します。

学生証は、定期試験を受けるとき、保健管理センターや附属図書館等を利用するとき、証明書自動発行機により証明書の交付を受けるとき、通学定期乗車券を購入するときなどに必要ですので、常に携帯してください。

なお、卒業・退学などにより学籍を離れるときは、直ちに返却してください。学生証の紛失・盗難により悪用されて被害を受けることがありますので、その管理は十分注意してください。

#### a. 再交付

学生証の紛失、破損、改姓、氏名漢字の変更等があったときは、法学研究科教務グループへ再交付願を提出してください。

#### b. 磁気データ消失

学生証の磁気データが消失した場合は、学務部学務課教育推進グループ〔鶴甲第 1 キャンパス K 棟事務室〕へ磁気データの書き込みを申し出てください。

#### ロ. 証明書自動発行機で交付するもの

次の証明書は、証明書自動発行機で交付していますので、「学生証」を通し、画面表示に従い操作を行ってください。

証 明 書 種 類	自動発行機設置場所等
通学証明書 学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証） 在学証明書（和文・英文） 卒業見込証明書（和文・英文） 博士課程前期課程修了見込証明書（和文・英文） 学業成績証明書（和文・英文，博士課程後期課程は除く） 仮受験票（1学期5枚まで）	六甲台第一キャンパス第三学舎 1階学生コーナー 利用時間 午前8時30分～午後5時 月～土曜日（祝日を除く） ※その他のキャンパスについては 「学生生活案内」を参照のこと

#### ハ. 通学証明書

##### a. 就学学舎に通学する場合

通学定期乗車券は、宿所（居住地）の最寄駅と大学（就学学舎）の最寄駅との間を順路により通学する場合にのみ購入できます。課外活動やアルバイト等のために通学定期乗車券を購入することはできません。

購入する際は、交通機関の定期券発売所に次のものを提出してください。

- ・学生証
- ・通学証明書（法学研究科教務グループ又は学生センターの担当窓口で交付）
- ・通学定期券購入申込書（交通機関の定期券発売所で交付）

※『通学証明書』の交付を受けるには、証明書自動発行機で『通学証明書交付願』を発行し、必要事項を記入の上、法学研究科教務グループ又は学生センターの担当窓口へ提出してください。

ただし、交通機関によっては、各交通機関所定の『通学証明書』を必要とする場合もありますので、この場合は、交通機関所定の『通学証明書』を法学研究科教務グループへ提出してください。

##### b. 通学定期乗車券が無効となる場合

次の場合は、通学定期乗車券が無効となり、3倍に相当する普通運賃・増運賃を徴収されるだけでなく、大学が通学定期乗車券発行停止の措置を受ける可能性もあり、多くの学生に影響を及ぼしかねないので、不正な購入・使用は絶対に行わないようにしてください。

- ・使用資格、氏名、年齢、通学区間等を偽って購入し、使用したとき
- ・通学定期乗車券の券面表示事項を消し、又は改変して使用したとき
- ・使用資格喪失後使用したとき
- ・有効期間の開始前又は終了後に使用したとき
- ・学生証を携帯していないとき
- ・区画の連続していない2枚以上の通学定期乗車券、又は、通学定期乗車券と普通乗車券や回数乗車券を使用して、中間無札乗車（キセル乗車）をしたとき
- ・その他不正使用をしたとき

\* 『通学証明書』の有効期限は1ヶ月です。通学定期乗車券は、『通学証明書』を発行してから1ヶ月以内に購入してください。

継続して定期を購入する場合、年度が替われば『通学証明書』を求められる交通機関があります。

#### ニ. 学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

有効期間は、発行日から3ヶ月間です。1人年間15枚まで交付しますので、計画的に使用してください。

注1) 交付された学割証は、期限切れ又は計画変更等の理由で返却しても再交付は行いません。

2) 学割証は、記名本人に限って使用できるもので、他人に譲渡し使用させることはできません。

3) 学割証で購入した乗車券を、他人に譲渡し使用させることはできません。

4) 割引乗車券で乗車する際には、学生証を携帯しなければなりません。

5) 必ず本紙を使用し、カラーコピー等で作成した写し等は絶対に使用しないでください。

上記1)～5)の各項に違反した場合は、不正使用となり、追徴金を徴収されるだけでなく、神戸大学が発行停止の処分を受けることになり、神戸大学の信用を損なうとともに、多数の学生に迷惑を及ぼすこととなりますので十分に注意してください。

#### ホ. 博士課程後期課程学生の各種証明書

交付を受けようとする者は、所定証明書交付簿に必要事項を記入し、交付希望日の1週間前までに法学研究科教務グループに願い出てください。(申込日を除いて約1週間後の午後2時以降に発行。)

#### ヘ. 学業成績証明書

厳封が必要なときは、法学研究科教務グループへ申し出てください。

#### ト. 健康診断証明書

保健管理センターにより例年実施される健康診断受診者に限り交付することができます。交付を受けようとする者は、保健管理センターへ申し込んでください。

### (3) 願出・届出等の手続

願出・届出等の手続及び提出書類は、次表のとおりとし、所定の用紙は担当係に備付けていますので、必要なときは請求してください。

#### 願出・届出等一覧

種類	提出時期	注意事項
身上異動・住所変更届	改姓・改名・連絡先(住所等)変更時(保護者等を含む。)	緊急時や授業料等重要な連絡に用いるので変更があった場合は、直ちに届け出てください。
日本学生支援機構在学猶予願	掲示及び神戸大学ホームページによりお知らせします。	前の大学、高等学校等で日本学生支援機構奨学生であった者はスカラネットより入力してください。
休学願	理由が発生したとき	3か月以上修学を休止しようとする場合(病気の場合は、医師の診断書を添付してください。)
復学願	休学理由が消滅したとき	病気で休学した場合は、所定の様式による「診断書(復学意見書)」(主治医が記入済のもの)を提出してください。
退学願	理由が発生したとき	病気の場合は、医師の診断書を添付してください。
欠席届	〃	2週間以上(法科大学院生は除く。)欠席しようとする場合に提出してください。(病気の場合は、医師の診断書を添付してください。)
学生証再発行願	〃	法学研究科教務グループに願い出てください。

通学証明書	〃	「通学証明書」の交付を受けるには、証明書自動発行機で「通学証明書交付願」を発行し、必要事項を記入の上、法学研究科教務グループ又は学生センターの担当窓口へ提出してください。
海外渡航届	海外へ渡航するとき (個人留学や私的な旅行含む)	「GEMs(神戸大学グローバル教育管理システム)」からオンラインで必ず提出してください。
団体旅行(割引)申込書	理由が発生したとき	法学研究科教務グループ又は学生支援課に願ひ出てください。 注)2参照
授業料免除申請書	掲示及び神戸大学ホームページによりお知らせします。	授業料免除を申請した者は、免除の決定があるまで授業料は納付しないでください。一度納付された授業料はいかなる理由があっても返還できません。なお、不許可又は一部免除の決定があった後、速やかに相当分の授業料を納付してください。 注)1参照
民間・地方奨学金の申請書類	募集の都度、掲示及び神戸大学ホームページによりお知らせします。	募集期間の短い奨学金がありますので、掲示等に注意してください。 注)1参照
学生団体設立届	設立するとき	構成員が法学部のみの場合は、責任者が法学研究科教務グループに願ひ出てください。 注)3参照
事故報告書	その都度	学内外で交通事故の当事者になったとき。暴行、傷害、盗難等の被害にあったとき。

注)1 学務部学生支援課(学生センター)に提出してください。

注)2 課外活動による旅行の場合は、学務部学生支援課(学生センター)に問い合わせてください。

注)3 構成員が2学部以上にわたる場合は、責任者が学務部学生支援課(学生センター)に願ひ出てください。

#### (4) 学生大会、学生集会ならびに掲示について

このことについては、「神戸大学学生大会開催に関する規則」及び法学部の「学生大会・学内集会・掲示について」を熟読してください。

掲示物については、所定の掲示板に掲示することとなっています。従って所定の掲示板以外の掲示物については、大学側で撤去します。

#### (5) 学生への通知及び連絡方法について

学生への連絡事項は、教務情報システム「うりぼーネット」の掲示板、法学部ウェブサイト、法学部掲示板により伝えることになっていますので、日ごろから掲示内容を必ず熟読してください。

また、電子メール(学籍番号@stu.kobe-u.ac.jp)にて連絡する場合があります。

なお、呼出しを受けた者は、掲示するところに従い遅滞なく内容を確認してください。

#### (6) 卒業(修了)年次学生の進路等調査票の提出について

学部、大学院の卒業(修了)年次学生は、進路等調査票の提出が必要です。所定の様式に遺漏のないよう記入して、提出してください。

本調査は貴重な統計データとなるので、就職を希望しない学生も必ず提出してください。

#### (7) 六甲台キャンパスへの車両入構規制について

課外活動等のための資材運搬等臨時で入構する必要がある場合は、入構する3日前までに法学研究科教務グループへ申し出てください。

なお、二輪車の入構は全面的に禁止されておりますので、最寄りの駐輪場に駐輪してください。

また、二輪車で通学する場合は、必ず、法學研究科教務グループ又は、學生センターで登録手続きを行ってください。

## 2. 學生アカウント利用上の注意

本学では、入学時に學生アカウントを全員に配付しています。このアカウントは必修の情報基礎（学部學生のみ）の受講のみならずネットワークを利用したメールのやりとりや、インターネット上の情報収集、成績確認や履修届の提出、休講・補講の照会等、學生生活に不可欠なものです。情報基盤センター（以下「センター」という。）からのアカウント通知書を紛失しないよう十分気を付けてください。また、使い方を間違えると他人に多大な迷惑をかけたり、管理義務を問われることになりますので、下記の注意事項をよく読んで使用してください。

### （1）學生アカウントの利用できる内容

- ① 学内の各所に設けられた無線アクセスポイントにおいては、自分のノートパソコンを接続してWEBページの閲覧、電子メールの送受信ができます。
- ② VPNサービスを利用して、学外（プロバイダ経由）から学内専用サイトを閲覧することもできます。

### （2）ネットワーク利用上の注意事項

配付された「アカウント通知書」の封筒裏面及び以下に記載されている注意事項をよく読んで遵守してください。

#### ・メールによる連絡

アカウント通知書に記載されているメールアドレスに対して、神戸大学からの事務的な連絡を行うことがあります。定期的にメールを読むようにしてください。

#### ・配付されるアカウント通知書の管理義務

本学のアカウントは、神戸大学の全構成員に発行されています。本通知書は、本学に所属している間は、大切に保管・管理してください。本アカウントは、センターだけでなく、教務情報・図書館システム等において個人を認証するものであるため、複数人で共有することを禁止します。したがって、パスワードを他人に教えたり、本通知書やパスワードを書いたメモ等を人の目に触れるところに放置しないようにしてください。本通知書を紛失した場合は、速やかにセンター（本館・分館）にて、再交付の手続きをしてください。

#### ・教育・学術・研究に関係のない利用の禁止

本学のネットワークは、学術情報ネットワークの一部です。営利目的など、教育・学術・研究目的及びそれを支援する目的以外の使用は禁止されています。

#### ・迷惑メールの禁止

転送を強要する回覧メールや不特定多数対象のメール送信などは、禁止されています。

#### ・ガイドラインの遵守

本学で定めている「学内ネットワーク及びサーバの利用に関するガイドライン」「インターネット上のサービス利用に関するガイドライン」の内容を遵守してください。（センターWEBページ<https://www.istc.kobe-u.ac.jp/>のセキュリティ関連>セキュリティ>情報セキュリティポリシー>ユーザー向け文書 で内容を確認できます。）

#### ・安全保障輸出管理規制

国際的な平和と安全の維持を目的とする輸出管理（軍事転用可能な技術・ソフトウェア等の外国への提供防止等）を確実にを行うため、外国為替及び外国貿易法を遵守してください。

・WEB ページ作成時の注意

WEB ページはインターネットを通して広く一般の人に公開されるため、著作権、商標権、プライバシー等様々な注意が必要です。不用意な情報を掲載すると、場合によっては訴訟などの対象にされることもあり得ます。

(3) センターからのお知らせ

インターネット、電子メールを利用する場合の注意事項については、センター WEB ページ <https://www.istc.kobe-u.ac.jp/> に詳しく掲載していますのでよく読んでください。

なお、各システムやネットワーク機器等の利用停止日等のお知らせも上記 WEB ページ上で行いますので、定期的にチェックするようにお願いします。

### 3. 学生相談

(1) 学生センターと「学生なんでも相談」について

学生センターには、奨学金、授業料免除、学生教育研究災害傷害保険、学生寮、課外活動等に関する窓口があり、それぞれの相談に応じています。

また、学生センターには「学生なんでも相談」窓口があり、学生生活上のさまざまな問題についての相談に応じています。どうしたらいいのか、どこに相談すればいいのか分からないときは、いつでも気軽に利用してください。「学生なんでも相談」TEL 078-803-5227

(2) キャンパスライフ支援センター

障害があるなどの理由により、日常の勉学や学生生活になんらかの困難や不安を抱えている場合の相談や調整を行っています。専門家が相談にのり、講義に対する配慮や履修登録の支援、試験時の配慮等、必要に応じたサポートを検討します。 TEL 078-803-5258

URL <https://www.edu.kobe-u.ac.jp/ichc-center/SCCL/>

(3) 保健管理センター「からだの健康相談」と「こころの健康相談」について

保健管理センターでは、内科その他の医師による身体の不調に関する相談（「からだの健康相談」）を受け付けています。また、カウンセラーと精神神経科医が、あらゆる心の悩みや心配事の相談（「こころの健康相談」）に応じています。詳しくは「心身の健康管理」（202 ページ）を参照してください。 TEL 078-803-5245

(4) ハラスメントに関する相談について

各学部・研究科等には「ハラスメント相談窓口」があり、相談員が相談に応じています。所属する学部・研究科の相談員だけでなく、どの相談員にも相談することができます。ハラスメントの被害にあった時は、一人で悩みを抱え込まずに相談してください。相談することによってあなたが不利益を被ることはありません。ハラスメント相談窓口（相談員）については、次のホームページを参照してください。

URL <https://www.kobe-u.ac.jp/ja/about/action/harassment/>

## 就職に関する相談・情報収集について

### (1) キャリアセンター

鶴甲第1キャンパス A 棟1階にあり、キャリア・就職ガイダンスの開催、インターンシップやキャリア形成・就職情報等の提供のほか進路・就職相談に応じています。また、求人票（企業、公務員等約4,000件）、会社案内、OBOG名簿や各種就職情報誌等及び就職情報検索用のパソコンが設置されています。利用時間は、月曜日から金曜日の8:30～17:15です。

### (2) 六甲台就職相談センター TEL 078-803-7202

アカデミア館の2階にあり、社会科学系（法・経済・経営・国際協力研究科）の学部生・大学院生を対象に、就職活動とインターンシップを支援する業務を推進しています。相談には民間企業OB等の凌霄会会員が当たっており、利用時間は月曜日から金曜日の10:00～17:00（祝日は休み）で、次のような業務を行っています。

#### ① 個別指導

##### ○就職活動指導

- ・就職活動の仕方と流れ ・企業の絞り方・選び方 ・自己分析の仕方
- ・エントリーシートの指導及び添削 ・面接の留意点等

##### ○その他全般の指導

- ・企業と仕事 ・大学生活の過ごし方等

#### ② 備え付け資料・設備

- ・求人票及び募集要項 ・書籍や各種資料 ・セミナー等の案内やポスター掲示
- ・パソコン（1台）

#### [注] インターンシップについて

夏季休業中等を利用し企業や官公庁において就業体験を行う制度のことで、体験を通じて将来の進路に関する問題意識・目的意識が向上し、学生生活の充実につなげることが期待できます。六甲台就職情報センターでは、企業が学校窓口を通さずインターネットで直接応募するケースについて、学生からの相談に応じるとともに参加のための支援をしています。応募のルートは他に、各学部教務係が窓口となるもの及びキャリアセンター（学務部キャリア支援課）が窓口となるものがあります。

### (3) 神戸大学東京オフィス

本学は、東京有楽町に東京オフィス／キャリアセンター分室を設置しています。卒業生スタッフが常駐し、東京方面で就職活動を行う学生のための情報提供や就職相談などを行っています。自由に使えるパソコンもありインターネット、フィッティングルームの利用も可能です。

住所：東京都千代田区有楽町2丁目10-1 東京交通会館ビル9階 901号室

電話：03-6269-9130 開所時間 月～金曜日 9:00～19:00（土・日・祝日を除く）

E-mail: tokyo-office@org.kobe-u.ac.jp

# 奨学制度

## 1. 神戸大学独自の奨学金

神戸大学独自の奨学金として、神戸大学基金による「神戸大学基金奨学金」（4月入学の学部新1年生対象）、「神戸大学基金緊急奨学金」（全学生対象）及びその他学部や研究科又は学年指定された奨学金があります。

神戸大学基金の奨学生採用の募集要項等は神戸大学ホームページの「奨学金制度」に掲載しています。

「神戸大学基金緊急奨学金」に応募する場合は、事前(申請書類準備以前)に学生支援課奨学支援グループ(学生センター内、TEL：078-803-5431)へ連絡してください。事前連絡なしに直接申請書類を提出されても受理いたしません。

## 2. 独立行政法人日本学生支援機構

独立行政法人日本学生支援機構(以下、日本学生支援機構)は、人材の育成と教育の機会均等の趣旨に従って、人物・学業とも優れた者であって、経済的理由により修学が困難な者に対して修学の援助を行う育英奨学事業機関です。

ここで説明する日本学生支援機構の奨学金は、外国人留学生は対象外となり、応募することはできません。

なお、日本学生支援機構奨学金は令和2年度より制度改正が行われました。下記の情報から更に変更になった場合は随時本学ホームページに更新するため、併せて確認してください。

URL <https://www.kobe-u.ac.jp/ja/campus-life/financial-aid/scholarships/jasso/>

問合せ先：学生支援課奨学支援グループ(奨学金担当) [e-mail:stdnt-shogakushien@office.kobe-u.ac.jp]

## 3. その他の奨学制度

以上のほか、家計の急変・災害等で学資に困った時や、民間団体・地方公共団体の奨学制度についての詳細は、学生支援課奨学支援グループに問い合わせてください。

## 授業料免除（授業料減免）

経済的な理由によって授業料の納付が困難で、かつ、学業成績が優秀な者については、申請に基づき選考のうえ、授業料の全額又は一部免除される制度があります。

免除者の選考は、各学期ごとに行われ、申請に関する手続き等の詳細は、各学部・各研究科、学生センターにおいて掲示及び神戸大学ホームページでお知らせします。

区 分	申請書類等の交付	申 請 受 付
前 期	2月上旬～	2月下旬～3月上旬 (新入生は4月初旬)
後 期	7月下旬～	8月下旬～9月上旬

申請受付は、当該学期が始まる前の春季（後期は夏季）休業中になるので注意してください。

なお、学資負担者の死亡、あるいは本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難な場合、別途免除を申請できることがあります。該当する学生は、学生支援課奨学支援グループに申し出てください。

## 心身の健康管理

本学には学生や職員の心身の健康に関する専門的業務を行う保健管理センターが設置されていて、諸種の健康診断や再検査・精密検査、日常の救急処置、健康相談（「からだの健康相談」、「こころの健康相談」）、保健指導、健康教育などを行っています。学生の皆さんも保健管理センターを大いに利用して、健康の保持・増進に役立ててください。なお、保健管理センターを利用される時は、学生証を持参してください。また、万一の病気や事故に備えて、健康保険証を手元に置かれることをお勧めします。

### 〔保健管理センターの利用方法〕

#### （１）健康診断

健康診断の日程等については所定の掲示板やインターネット保健管理センターホームページなどで予め連絡しています。疾病の予防と早期発見のため、必ず受検してください。健康診断を受けなかった時は、当該健康診断と同等の実施項目を含む（病・医院等での）健康診断証明書を保健管理センターに提出しなければならない旨、神戸大学学生健康診断規程で定められています。〔社会人等で、職場における定期健康診断を毎年受検している方は、その結果のコピーを提出することによって、健康診断の一部または全部の受検に替えることができる場合があります。〕

#### （２）健康相談（「からだの健康相談」と「こころの健康相談」）

からだの健康相談……内科その他の医師が身体の不調に関する相談を受け付けています。

こころの健康相談……カウンセラーと精神神経科医があらゆる心の悩みや心配事の相談に応じています。例えばこんな時、一人でくよくよしないで気楽に相談してください。

- 心理について
  - ・対人関係で悩んでいる（友人・異性）。
  - ・自分の性格や能力について悩みがある。
  - ・ノイローゼ気味で毎日が不安である。
  - ・何もやる気がしない。
- 心身の状態について
  - ・最近睡眠が大変短くなっている。
  - ・食事が減ったり、逆に食べ過ぎたりしている。
- 学業について
  - ・学業に対する意欲がなく、身が入らない。
  - ・転学部・転学科・転学・休学・退学をしようと迷っている。
- 将来について
  - ・卒業後や今後のこと（進路や職業など）について悩んでいる。
- 日常生活について
  - ・サークルのことで悩んでいる。
  - ・家庭や下宿でうまくいかない。
  - ・ハラスメントやストーカーの被害にあっている。
  - ・人生の意義・目的がわからない。……などです。

『相談内容の秘密は厳守されます。』

(3) 健康相談日（「からだの健康相談」と「こころの健康相談」）

保健管理センターの開所時間は土・日・祝日を除く毎日9：00～12：00（受付は11：30まで）と13：00～17：00（受付は16：30まで）です。救急処置を必要とする方については9：00～17：00の間いつでも受け付けています。また保健管理センターでは、昼間時間帯に来所できない方について、17：00以降の時間外の相談にも応じています。詳しくは保健管理センターへお尋ねください。

健康相談を希望される方は保健管理センターへ直接来られるか、電話で申し込んでください。（待ち時間の緩和のために、できればお電話をください。特に午前中は健康診断や再検査・精密検査等で混雑している場合があります。）「こころの健康相談」については、手紙や電話での相談も受け付けています。

(4) その他

保健管理センターに関する詳しい案内や最新のお知らせはインターネット保健管理センターホームページ（<https://www.health.kobe-u.ac.jp/>）を御覧ください。

## 神戸大学学生健康診断規程

〔平成16年4月1日制定〕

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学の学生に対する健康診断及び事後措置等について定めるものとする。

(実施機関)

第 2 条 健康診断は、インクルーシブキャンパス & ヘルスケアセンター保健管理部門（以下「保健管理部門」という。）が行う。

(健康診断の種類)

第 3 条 健康診断は、定期健康診断及び臨時健康診断とする。

2 定期健康診断は、毎学年定期に行うものとする。

3 臨時健康診断は、インクルーシブキャンパス & ヘルスケアセンター保健管理部門長（以下「保健管理部門長」という。）が必要と認めたときに行うものとする。

(受診の義務)

第 4 条 学生は、健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断を受けなかったときは、保健管理部門長の定める期間内に、当該健康診断と同等の実施項目を含む健康診断証明書を保健管理部門に提出しなければならない。

3 前項の規定による健康診断証明書を提出できないときは、保健管理部門長に申し出て指示を受けなければならない。

(健康診断の結果の区分及び通知)

第 5 条 保健管理部門長は、健康診断の結果を別表により区分し、学部長等（各学部長及び各研究科長をいう。以下同じ。）に通知するとともに、学生に通知するものとする。ただし、疾病のない者については、学生への通知を省略することができる。

(事後措置)

第 6 条 学部長等は、健康診断の結果、疾病のため生活規正又は治療を要する者があるときは、保健管理部門長と協議の上、当該学生の健康回復に必要な指導を行わなければならない。

2 健康診断の結果、疾病のある者は、前項の指導に従わなければならない。

(復学時の受診)

第 7 条 疾病のため休学中の者が復学しようとするときは、学部長等を経て、保健管理部門長に申し出て、健康診断を受けなければならない。

(証明書の発行)

第 8 条 第3条の健康診断を受けた者が、健康診断証明書を必要とするときは、これを発行することがある。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

※「保健管理センター」は、令和4年4月1日より『インクルーシブキャンパス & ヘルスケアセンター保健管理部門』へ組織名を変更しました。

別 表

判 定 区 分		
生活規正の面	A (要休業)	授業を休む必要のあるもの
	B (要軽業)	授業に制限を加える必要のあるもの
	C (要注意)	授業をほぼ平常に行ってもよいもの
	D (健康)	全く平常の生活でよいもの
医療の面	1 (要医療)	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2 (要観察)	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3 (健康)	医師による直接又は間接の医療行為を全く必要としないもの

## 6 . 規 約 等



# 神戸法学会規約

昭和26年4月1日制定  
平成23年2月2日最終改正

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は神戸法学会 (Kobe Law Association) と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会の事務所は、神戸市灘区六甲台町2-1 神戸大学法学部内神戸法学会に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、会員相互の協力により、法学及び政治学の研究を促進し教育を支援するとともに、その研究・教育の成果を社会に還元することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 会員の研究上の連絡及び協力の促進

(2) 研究会・講演会の開催

(3) 「神戸法学雑誌」(Kobe Law Journal) 及び「KOBE UNIVERSITY LAW REVIEW」(欧文紀要)の刊行

(4) 法学部及び大学院法学研究科における教育に対する支援

(5) 前各号のほか、評議員会において適当と認めた事業

## 第2章 会 員

(会 員)

第 5 条 本会は、次の者をもってその会員とする。

(1) 神戸大学大学院法学研究科の教授、准教授、講師及び助教

(2) 神戸大学法学部及び大学院法学研究科の学生

(3) 神戸大学法学部及び大学院法学研究科の卒業生

(4) 神戸大学大学院法学研究科の名誉教授その他評議員会において会員に推薦した者

(会 費)

第 6 条 会員は会費を納めなければならない。

2 会費については評議員会が別にこれを定める。

3 前条第4号の会員については、評議員会において特に会費の納入を免除することができる。

(神戸法学雑誌及び KOBE UNIVERSITY LAW REVIEW の配布)

第 7 条 「神戸法学雑誌」及び「KOBE UNIVERSITY LAW REVIEW」の配布については、評議員会が別にこれを定める。

## 第3章 会 員 総 会

(総会の決定事項)

第 8 条 本会の組織及び特に重要な会務は、会員総会においてこれを決定する。

(総会の開催)

第 9 条 総会は毎年1回及び必要に応じてこれを開催する。

2 総会は会長がこれを招集する。

(議 決 権)

第 10 条 総会における各会員の議決権は平等とする。

2 総会に出席しない会員は書面により、他の出席会員にその議決権の行使を委任することができる。

(議決方法)

第 11 条 総会の決定は、出席会員の過半数による。

## 第 4 章 運 営

(役 員)

第 12 条 本会に次の役員をおく。

(1) 会 長

(2) 評議員

(3) 理 事

(4) 監 事

(会 長)

第 13 条 会長は法学研究科長がこれに当たる。

2 会長は本会の会務を掌理し、本会を代表する。

(評 議 員)

第 14 条 評議員は教授、准教授及び講師がこれに当たる。

2 評議員は評議員会を組織し、重要な事項を審議する。

(理 事)

第 15 条 理事は評議員会がその員数を定め、評議員中からこれを選任する。

2 理事の任期は2年とする。

3 理事は本会の常務を執行する。

(監 事)

第 16 条 監事は1名とし、評議員会が評議員中からこれを選任する。

2 監事の任期は2年とする。

3 監事は本会の経理を監査する。

## 第 5 章 規約の改正等

(規約の改正)

第 17 条 本規約は会員総会において、出席会員の5分の3以上の同意がなければ、これを変更することはできない。

(通知, 公告方法)

第 18 条 会員に対する通知及び本会の公告は、神戸大学法学部及び大学院法学研究科の掲示場に掲示してこれをなす。

附 則

この改正規約は、平成23年2月2日から施行する。

## 7 . 付 録



## 沿 革 略 史

- 明治35年 3月27日 神戸高等商業学校設置
- 昭和 4年 4月 1日 神戸高等商業学校廃止，神戸商業大学設置，当分の間附属商学専門部を併設
- 昭和 7年 4月 6日 附属商学専門部廃止
- 昭和19年10月 1日 神戸商業大学は神戸経済大学と改称
- 昭和24年 5月31日 神戸大学が兵庫県に設置され，学部は，法学部を含む6学部と定められた。学生定員（入学定員）1,430名，うち法学部学生定員 80名。神戸経済大学のほか7校（法学部は神戸経済大学の法学部門を母体とする）が神戸大学に包括された。
- 昭和28年 3月26日 大学院設置
- 昭和28年 3月31日 大学院は大学院法学研究科と定められ，博士課程及び修士課程が置かれた。
- 昭和28年 5月31日 大学院法学研究科の専攻（課程）が私法専攻（修士課程・博士課程），経済法専攻（修士課程・博士課程）と定められた。学生定員は次のとおり。

専 攻 名	入 学 定 員	
	修士課程	博士課程
私 法 専 攻	10	10
経 済 法 専 攻	10	

- 昭和29年 9月 7日 法学部における講座の名称が，次のとおり定められた。  
 憲法1講座，民法3講座，商法2講座，刑事法1講座，国際法1講座，海法1講座，民事訴訟法1講座，経済法・労働法1講座，国際私法1講座，法理学1講座，法史1講座，英米法1講座，行政法1講座，政治学1講座 計17講座
- 昭和30年 7月 1日 法学部第二課程設置 学生定員 80名
- 昭和33年 3月20日 第二課程学生定員 60名に改訂
- 昭和34年 3月31日 「労働法講座」増設  
 「経済法・労働法講座」が「経済法講座」と改称
- 昭和35年 3月31日 大学院法学研究科に公法専攻（修士課程・博士課程）増設  
 学生定員修士課程 10名，博士課程 5名  
 （なお，経済法専攻は昭和 35年度より学生募集を停止し，在学者の修了をまって廃止することとなったが，同年 4月 1日から同専攻の学生全員が私法及び公法専攻に移ったので，同専攻は昭和 35年 3月 31日限りで廃止された）
- 昭和37年 3月29日 神戸経済大学廃止
- 昭和39年 2月25日 国立大学の学科・課程及び講座・学科目に関する省令が公布され，本学部に置かれる講座の名称が次のとおり定められた。  
 第一課程・第二課程 法理学，法史，憲法，行政法，刑法，刑事訴訟法，民法第一，民法第二，民法第三，商法第一，商法第二，海法，国際私法，民事訴訟法，経済法，労働法，国際法，英米法，政治学
- 昭和39年12月26日 第二課程に夜間学部主事が置かれた。
- 昭和41年 5月 2日 法学部学生定員 160名に改訂  
 大学院法学研究科の学生定員を次のとおりに改訂

専攻名	入学定員	
	修士課程	博士課程
私法専攻	22	11
公法専攻	14	7

昭和41年11月11日	法学部に法律学科設置
昭和42年4月22日	「西洋法史」及び「政治史」の2講座増設
昭和42年5月17日	公法専攻修士課程学生定員16名に改訂
昭和42年6月12日	「比較法講座」増設
昭和44年5月21日	「国際関係論講座」増設
昭和44年6月6日	公法専攻博士課程学生定員8名に改訂
昭和45年4月21日	公法専攻修士課程学生定員24名に改訂
昭和47年4月1日	公法専攻博士課程学生定員12名に改訂
昭和48年4月3日	法学部学生定員175名に改訂
昭和48年4月27日	「経済行政法講座」増設
昭和50年4月16日	「法社会学講座」増設
昭和50年7月17日	大学院法学研究科（修士課程・博士課程）の課程を、博士課程前期課程（2年）及び博士課程後期課程（3年）とした。
昭和52年4月1日	公法専攻前期課程学生定員26名に改訂
昭和54年4月1日	公法専攻前期課程学生定員28名に改訂
昭和55年3月31日	法学部に置かれる講座が「基礎法」、「法社会学」、「公法」、「刑事法」、「民事法」、「商事法」、「社会法」、「国際法」、「国際関係論」、「政治学」の大講座（10講座）に改組
昭和55年4月1日	法学部学生定員200名に改訂 第二課程編入学学生定員20名設定
昭和62年4月16日	法学部学生定員230名に改訂
昭和63年4月8日	「政治過程論講座」増設
平成4年10月1日	大学院法学研究科に法政策専攻（公共政策コース及び企業取引法コース）を増設
平成5年4月1日	私法専攻前期課程学生定員14名、公法専攻前期課程学生定員16名に改訂 法学研究科修士課程法政策専攻学生定員28名
平成6年4月1日	法学部第一課程、第二課程を昼間主コース、夜間主コースに改組 昼間主コース学生定員250名 夜間主コース学生定員40名
平成7年4月1日	法学部昼間主コース学生定員240名、夜間主コース学生定員40名 「私法総合講座」増設 法学研究科私法・公法専攻（博士課程前期課程）に研究者コース・総合研究コースの履修コースを設置 法学研究科法政策専攻（博士課程後期課程）設置 学生定員 私法専攻 前期課程 21名 後期課程 9名 公法専攻 〃 15名 〃 7名 法政策専攻 〃 28名 〃 14名

- 平成10年4月1日 法学部昼間主コース学生定員230名に改訂
- 平成11年4月1日 法学部昼間主コース学生定員220名に改訂  
「公法総合講座」増設  
法学研究科公法専攻（博士課程前期課程）学生定員22名，同専攻（博士課程後期課程）学生定員9名に改訂
- 平成12年4月1日 大学院重点化により，大学院の専攻・講座及び学部の学科目が，次のとおり整備した。  
(大学院)  
経済関係法専攻：民法，商法，社会法，経営法政策，金融法政策，国際経済法政策，私法総合の各講座  
公共関係法専攻：基礎法，公法，刑事法，国際法，自治体法政策，比較法政策，公法総合の各講座  
政治社会科学専攻：法社会学，政治学，国際関係論，政治過程論，政策過程分析，総合政策学の各講座  
なお，履修コースとして，3専攻の博士課程前期課程には，研究者コース，社会人コース，専修コースを，また，博士課程後期課程には，研究者コース，高度専門職業人コースを設置した。  
(学部)  
法律学科：基礎法学，公法学，私法学，政治学・国際関係論の各学科目  
大学院重点化に伴い，大学院の学生定員を，次のとおり改訂した。  
経済関係法専攻：前期課程 33名，後期課程 15名  
公共関係法専攻：     〃     31名，     〃     14名  
政治社会科学専攻：     〃     22名，     〃     11名
- 平成15年11月27日 法科大学院の設置認可
- 平成16年4月1日 法科大学院の設置に伴い，大学院の専攻・講座・入学定員の改組及び学部の入学定員の改訂並びに夜間主コースの募集停止により，次のとおり整備した。  
[大学院法学研究科]  
◎博士課程  
・理論法学専攻：理論公共法，理論取引法，基礎法理論の各講座  
・政治学専攻：政治理論，国際政策分析，現代政治分析の各講座  
履修コースとして，2専攻の前期課程に，研究者・社会人・専修の各コースを置き，理論法学専攻に法曹リカレントコースを，後期課程に，研究者・高度専門職業人の各コースを置いた。  
また，入学定員を，次のとおり改訂した。  
理論法学専攻：前期課程 28名，後期課程 14名  
政治学専攻   ：     〃 12名，     〃 6名  
◎専門職学位課程（法科大学院）  
・実務法律専攻：実務公共法，実務取引法，先端領域法の各講座  
法学未修者（3年），法学既修者（2年）のコースを設けた。  
また，入学定員を次のとおり定めた。  
実務法律専攻：専門職学位課程100名

[法学部]

法学部夜間主コース学生募集を停止した。

法学部夜間主コース第3年次編入学学生募集を停止した。

昼間主コース及び夜間主コースの区分を削除し、法学部入学定員を、次のとおり改訂した。

法律学科：入学定員180名

第3年次編入学定員20名

- 平成22年4月1日 実務法律専攻専門職学位課程（法科大学院）の学生定員を80名に改訂
- 平成27年4月1日 大学院法学研究科博士課程前期課程の理論法学専攻にGlobal Master Program (GMAP) in Law コースを設置した。
- 平成28年4月1日 大学院法学研究科博士課程後期課程の理論法学専攻に高度専門法曹コース（トップローヤーズ・プログラム（TLP））を設置した。
- 平成30年4月1日 大学院法学研究科（博士課程）の設置に伴い、法学研究科博士課程前期課程の理論法学専攻の入学定員を25名に改訂した。
- 令和3年3月31日 大学院法学研究科（博士課程）を法学政治学専攻の一専攻とし、引き続き6講座（理論公共法，理論取引法，基礎法理論，政治理論，国際政策分析，現代政治分析）を設置し、各課程の履修コースを次のとおりの履修プログラムに変更した。
- 前期課程：研究者養成プログラム，高度社会人養成プログラム，Global Master Program (GMAP)，法曹リカレントプログラム
- 後期課程：研究者養成プログラム，高度社会人養成プログラム，高度専門法曹養成プログラム（トップローヤーズ・プログラム（TLP））
- 科学技術イノベーション研究科（博士課程）の設置に伴い、博士課程後期課程の入学定員を18名に改訂した。
- 令和5年4月1日 大学院法学研究科博士課程前期課程の履修プログラムの法曹リカレントプログラムを廃止した。
- 令和5年4月1日 大学院法学研究科博士課程前期課程の履修プログラムのGlobal Master Program (GMAP) の後継プログラムとして、法学・経済学・経営学の3研究科の連携によるグローバル異分野共創プログラム（KIMAP in Global Business Law）を新設した。

## 学 部 卒 業 者 数

卒業年度	第一課程	第二課程
昭和 27 年度	78	
〃 28 〃	102	
〃 29 〃	93	
〃 30 〃	94	
〃 31 〃	91	
〃 32 〃	84	
〃 33 〃	94	
〃 34 〃	100	45
〃 35 〃	92	41
〃 36 〃	86	32
〃 37 〃	104	44
〃 38 〃	92	58
〃 39 〃	85	47
〃 40 〃	90	48
〃 41 〃	93	40
〃 42 〃	97	41
〃 43 〃	87	47
〃 44 〃	118	41
〃 45 〃	157	38
〃 46 〃	154	49
〃 47 〃	148	34
〃 48 〃	158	42
〃 49 〃	145	41
〃 50 〃	147	31
〃 51 〃	162	47
〃 52 〃	178	39
〃 53 〃	184	48
〃 54 〃	180	44
〃 55 〃	176	50
〃 56 〃	161	50
〃 57 〃	184	61
〃 58 〃	180	58
〃 59 〃	214	68
〃 60 〃	209	67
〃 61 〃	212	49
〃 62 〃	194	57
〃 63 〃	203	57
平成元年度	190	66
〃 2 〃	205	54
〃 3 〃	196	64
〃 4 〃	222	50
〃 5 〃	211	61
〃 6 〃	235	74

卒業年度	第一課程 昼間主コース	夜間主コース	第二課程
平成 7 年度	251		56
〃 8 〃	210		47
〃 9 〃	272	32	51
〃 10 〃	244	35	18
〃 11 〃	232	35	17
〃 12 〃	269	50	7
〃 13 〃	226	52	7
〃 14 〃	220	45	0
〃 15 〃	262	59	1
〃 16 〃	237	50	
〃 17 〃	248	49	
〃 18 〃	238	40	
〃 19 〃	230	16	
〃 20 〃	211	7	
〃 21 〃	192	2	
〃 22 〃	194	2	
〃 23 〃	207	0	
〃 24 〃	196		
〃 25 〃	206		
〃 26 〃	221		
〃 27 〃	188		
〃 28 〃	210		
〃 29 〃	187		
〃 30 〃	184		
令和元年度	201		
〃 2 〃	188		
〃 3 〃	208		
〃 4 〃	213		
〃 5 〃	178		
〃 6 〃	182		
計	12,790	474	1,987

# 一般社団法人凌霜会定款(抄)

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人凌霜会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

(従たる事務所)

第 3 条 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 この法人は、会員相互の研修を行い、親睦を図るとともに、国立大学法人神戸大学(以下「神戸大学」という。)経済学部、経営学部、法学部及び大学院経済学研究科、経営学研究科、法学研究科、国際協力研究科並びに経済経営研究所における教育及び研究の助成振興を図り、もって学術、教育、文化の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の整備と維持管理
- (2) 会員相互の連絡及び研修
- (3) 会報及び電子会報の発行
- (4) 経済、経営、法律に関する調査研究及び奨励に対する助成
- (5) 経済、経営、法律に関する知識の普及向上のための講習会及び研究会の開催に対する助成
- (6) 神戸大学の教育施設の整備拡充に対する助成
- (7) 前各号に定めるほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国で行うものとする。

## 第 3 章 会 員

(種 別)

第 6 条 この法人の会員は、正会員、準会員、特別会員及び名誉会員の4種とする。

(正 会 員)

第 7 条 正会員になる資格をもつ者は、次のとおりである。

- (1) 神戸大学の前身たる元神戸高等商業学校の卒業者
- (2) 神戸大学の前身たる元神戸商業大学、同附属商学専門部の卒業者
- (3) 神戸大学の前身たる元神戸経済大学、同第二学部、同附属経営学専門部及び同経営計録講習所第一本科の卒業者
- (4) 神戸大学経済学部、経営学部及び法学部の卒業者
- (5) 神戸大学大学院経済学研究科、経営学研究科、法学研究科及び国際協力研究科の修了者

(6) 前各号の諸学校に在学した者

(準 会 員)

第 8 条 準会員になる資格をもつ者は、次のとおりである。

神戸大学経済学部、経営学部及び法学部の在学生並びに神戸大学大学院経済学研究科、経営学研究科、法学研究科及び国際協力研究科の在学生

(特別会員)

第 9 条 略

(名誉会員)

第 10 条 略

(入 会)

第 11 条 正会員、準会員及び特別会員になろうとする者は、理事会において定める入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会 費)

第 12 条 正会員及び準会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会した時及び毎年、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

名誉会員及び特別会員は、会費の支払い義務を負わない。

(任意退会)

第 13 条 正会員、準会員及び特別会員は理事会において定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 14 条 会員が次の各号の一つに該当する場合は、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第 15 条 会員が、前 2 条の場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 第 12 条の支払い義務を 2 年以上履行しなかったとき

(2) すべての社員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡し、又は会員である法人が解散したとき

2 前項第 1 号により資格を喪失した会員が、入会申込書を提出し、会費を納入したときは、会員の資格を回復する。

#### 【第 4 章以下略】

(備考) 一般社団法人凌霜会の事務所は、神戸大学三木記念同窓会館内に置かれている。

# 法学研究科教員名簿

(令和8年4月1日)

職 名	氏 名	専 攻
研究科長・学部長	浦 野 由 紀 子	民 法
教 授	淺 野 博 宣	憲 法 学
〃	飯 田 文 雄	政 治 理 論
〃	池 田 千 鶴	経 済 法
〃	板 持 研 吾	英 米 法
〃	井 上 結 美 子	法 曹 実 務
〃 (兼務)	大 内 伸 哉	労 働 法
教 授	大 西 裕	行 政 学
〃	興 津 征 雄	行 政 法
〃	角 松 <small>なるふみ</small> 生 史	行 政 法
〃	川 下 由 紀	法 曹 実 務
〃	川 島 富 士 雄	国 際 経 済 法
〃	木 下 昌 彦	憲 法
〃	栗 原 伸 輔	民 事 手 続 法
〃	栗 栖 <small>かおる</small> 薫 子	安 全 保 障 論
〃	兒 玉 圭 司	日 本 法 制 史
〃	榊 素 寛	商 法
〃	品 田 裕	選 挙 制 度・投 票 行 動 論
〃	柴 田 潤 子	独 占 禁 止 法・経 済 法
〃	島 並 良	知 的 財 産 法
〃	嶋 矢 貴 之	刑 事 法

職名	氏名	専攻
教授	砂原庸介	政治理論
〃	関根由紀	社会保障法
〃	高橋裕	法社会学
〃	竹内真理	国際法
〃	田中洋	民法
〃	富川雅満	刑法
〃	中川丈久	行政法・憲法(統治機構)・アメリカ公法
〃	仲谷仁志	法曹実務
〃	西上治	行政法
〃	幡野弘樹	民法
〃	八田卓也	民事手続法
〃	馬場健一	法社会学
〃	福田真希	フランス法制史
〃	福田泰親	法曹実務
〃	藤村直史	政治過程論
〃	堀口悟郎	憲法
〃	本元宏和	法曹実務
〃	松村尚子	国際政策分析
〃	箕原俊洋	政治外交史・情報史・日米関係
〃	安井宏樹	西洋政治史
〃	行澤一人	商法
〃	米倉暢大	民法

職 名	氏 名	専 攻
准 教 授	阿 部 光 利	知 的 財 産 法
〃	木 村 健 登	商 法
〃	熊 代 拓 馬	商 法
〃	瀬 戸 口 祐 基	民 法
〃	東 條 明 徳	刑 法
〃	中 村 知 里	国 際 私 法
〃	樋 口 拓 磨	刑 事 訴 訟 法
〃	平 野 実 晴	国 際 法
〃	増 村 悠 爾	国 際 関 係 論
〃	南 迫 葉 月	刑 事 手 続 法
〃	森 悠 一 郎	法 哲 学
〃	安 永 祐 司	民 事 手 続 法
〃	吉 見 洋 人	民 法

## 六甲台第1キャンパス建物配置図



2026年版 学生便覧  
(2026年4月発行)

発行者 神戸大学大学院法学研究科  
神戸大学法学部  
〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1  
TEL(078)803-7234(教務G)  
FAX(078)803-7292

